

# 水俣市議会会議録

平成27年3月第1回定例会（2月24日招集）

水俣市議会事務局

# 平成26年3月第1回定例会（2月24日招集）会期日程表

（会期 2月24日から3月19日まで24日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月24日	火	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成26年度各会計補正 予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	25日	水		休 会	議案調査（予算説明）
3	26日	木			議案調査（予算説明）
4	27日	金			議案調査（予算説明）
5	28日	土			市の休日（土曜日）
6	3月1日	日			市の休日（日曜日）（高校卒業式）
7	2日	月			議案調査
8	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
9	4日	水			議案調査
10	5日	木			議案調査
11	6日	金			議案調査
12	7日	土			市の休日（土曜日）
13	8日	日			市の休日（日曜日）
14	9日	月			議案調査
15	10日	火			議案調査
16	11日	水			午前9時30分
17	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（藤本壽子君、川上紗智子君）
18	13日	金	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
19	14日	土		休 会	市の休日（土曜日）
20	15日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）
21	16日	月	——	委員会	委員会
22	17日	火	——	委員会	委員会
23	18日	水		休 会	議事整理日
24	19日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

※ 11日の本会議において、13日を休会とし、議案質疑を12日に行った。

# 平成27年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成27年2月24日（火） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	5
日程第2 会期の決定について	5
議案上程	6
日程第3 議第1号 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	8
日程第4 議第2号 水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	9
日程第5 議第3号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	10
日程第6 議第4号 水俣市学校体育施設等使用条例の制定について	18
日程第7 議第5号 水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	20
日程第8 議第6号 水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	20
日程第9 議第7号 水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について	22
日程第10 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	23
日程第11 議第9号 水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について	24
日程第12 議第10号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	24
日程第13 議第11号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	26
日程第14 議第12号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設	

		備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1～26
日程第15	議第13号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
日程第16	議第14号	水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第17	議第15号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第18	議第16号	平成27年度水俣市一般会計予算……………	33
日程第19	議第17号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	37
日程第20	議第18号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	39
日程第21	議第19号	平成27年度水俣市介護保険特別会計予算……………	40
日程第22	議第20号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	42
日程第23	議第21号	平成27年度水俣市病院事業会計予算……………	43
日程第24	議第22号	平成27年度水俣市水道事業会計予算……………	46
日程第25	議第23号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第7号）……………	47
日程第26	議第24号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	51
日程第27	議第25号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……………	52
日程第28	議第26号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	52
日程第29	議第27号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）……………	54
日程第30	議第28号	平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）……………	55
日程第31	議第29号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）……………	56
日程第32	議第30号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）……………	56
日程第33	議第31号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）……………	57
日程第34	議第32号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）……………	57
日程第35	議第33号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）……………	58
日程第36	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）……………	58
日程第37	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	58
日程第38	議第36号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……………	59
日程第39	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……………	59
日程第40	議第38号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）……………	60

日程第41	議第39号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）…	1～60
日程第42	議第40号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	60
日程第43	議第41号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	61
日程第44	議第42号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	61
日程第45	議第43号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	62
日程第46	議第44号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）	62
日程第47	議第45号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	62
日程第48	議第46号	市道の路線廃止について	63
日程第49	議第47号	市道の路線認定について	63
日程第50	議第48号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	63
		市長の所信表明並びに提案理由説明	64
		休憩・開議	72
		市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	72
		先議案件に対する質疑	79
		委員会付託	80
		休憩・開議	80
		○総務産業委員長の報告	80
		○厚生文教委員長の報告	82
		委員会審査報告書	84
		委員長報告に対する質疑	85
		討 論	85
		採 決	85
		休憩・開議	86
		請願の取り下げについて（日程追加）	86
		採 決	86
		水俣市政治倫理条例検証特別委員会の設置について（日程追加）	87
		採 決	87
		休憩・開議	88
		正副委員長互選結果の報告	88
		陳第1号 水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情について（日程追加）	88
		採 決	88

散 会	1～89
-----	------

平成27年3月11日（水） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○ 瀧上道昭君の質問	2
1 施政方針について	3
2 福祉・健康問題について	3
3 農業・林業等問題について	3
市長の答弁	3
○ 瀧上道昭君の再質問	8
市長の答弁	8
○ 瀧上道昭君の再々質問	9
市長の答弁	9
福祉環境部長の答弁	10
○ 瀧上道昭君の再質問	12
福祉環境部長の答弁	12
○ 瀧上道昭君の再々質問	12
福祉環境部長の答弁	13
産業建設部長の答弁	13
○ 瀧上道昭君の再質問	16
産業建設部長の答弁	16
○ 瀧上道昭君の再々質問	17
産業建設部長の答弁	17
休憩・開議	18
○ 緒方誠也君の質問	18
1 水俣環境アカデミー機構（仮称）について	19

2	水俣川河口臨海部振興構想について……………	2～19
3	エコパーク水俣について……………	20
4	市役所組織機構変更について……………	20
5	移住促進事業について……………	20
	市長の答弁……………	20
○緒方誠也君の再質問……………		22
	市長の答弁……………	23
○緒方誠也君の再々質問……………		23
	市長の答弁……………	24
	産業建設部長の答弁……………	24
○緒方誠也君の再質問……………		25
	産業建設部長の答弁……………	26
	福祉環境部長の答弁……………	26
○緒方誠也君の再々質問……………		26
	産業建設部長の答弁……………	27
	産業建設部長の答弁……………	27
○緒方誠也君の再質問……………		29
	産業建設部長の答弁……………	30
○緒方誠也君の再々質問……………		30
	産業建設部長の答弁……………	30
	市長の答弁……………	30
	総務企画部長の答弁……………	31
○緒方誠也君の再質問……………		32
	総務企画部長の答弁……………	33
○緒方誠也君の再々質問……………		34
	市長の答弁……………	34
	総務企画部長の答弁……………	35
○緒方誠也君の再質問……………		36
	総務企画部長の答弁……………	36
○緒方誠也君の発言……………		37
休憩・開議……………		37
○野中重男君の質問……………		37

1 水俣病被害者の救済について……………	2～38
2 水俣市内に点在する水銀を含む残渣物について……………	38
3 水俣病資料館での展示について……………	38
4 所得が少ない一人親世帯の住宅政策について……………	38
市長の答弁……………	38
福祉環境部長の答弁……………	39
○野中重男君の再質問……………	39
福祉環境部長の答弁……………	40
○野中重男君の再々質問……………	41
市長の答弁……………	42
市長の答弁……………	42
○野中重男君の再質問……………	43
市長の答弁……………	44
○野中重男君の再々質問……………	44
市長の答弁……………	45
福祉環境部長の答弁……………	46
○野中重男君の再質問……………	47
福祉環境部長の答弁……………	47
○野中重男君の再々質問……………	48
福祉環境部長の答弁……………	48
副市長の答弁……………	49
○野中重男君の再質問……………	50
副市長の答弁……………	52
○野中重男君の発言……………	53
日程第2 休会について……………	53
採 決……………	53
散 会……………	53

平成27年3月12日（木） —— 3日目 ——

出欠席議員……………	3～1
事務局職員出席者……………	1



説明のため出席した者	3～1
議事日程第3号	2
請願文書表	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 一般質問	4
○藤本壽子君の質問	4
1 水俣市の介護従事者の処遇改善について	5
2 水俣市民の安心安全な「環境」について	5
3 水俣市の児童、生徒への食育について	6
4 フッ化物洗口について	6
市長の答弁	6
福祉環境部長の答弁	7
○藤本壽子君の再質問	8
福祉環境部長の答弁	9
○藤本壽子君の再々質問	10
市長の答弁	10
市長の答弁	10
○藤本壽子君の再質問	11
福祉環境部長の答弁	13
市長の答弁	14
○藤本壽子君の発言	14
教育長の答弁	15
○藤本壽子君の再質問	16
教育長の答弁	17
○藤本壽子君の再々質問	17
教育長の答弁	18
福祉環境部長の答弁	19
○藤本壽子君の再質問	20
教育次長の発言	21
○藤本壽子君の発言	21
教育次長の発言	21

○藤本壽子君の発言	3～22
教育次長の答弁	22
○藤本壽子君の再々質問	22
教育次長の答弁	22
休憩・開議	23
○川上紗智子君の質問	23
1 水俣の地方再生の取り組みについて	23
2 ローズフェスタなどエコパーク水俣を活用した取り組みについて	24
3 第6期介護保険事業計画について	24
市長の答弁	24
○川上紗智子君の再質問	27
市長の答弁	29
○川上紗智子君の発言	29
産業建設部長の答弁	30
○川上紗智子君の再質問	31
産業建設部長の答弁	32
福祉環境部長の答弁	33
○川上紗智子君の再質問	34
福祉環境部長の答弁	35
○川上紗智子君の再々質問	36
福祉環境部長の答弁	36
市長の答弁	37
休憩・開議	37
質 疑	37
日程第2 議第1号 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	37
日程第3 議第2号 水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	37
日程第4 議第3号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	38
日程第5 議第4号 水俣市学校体育施設等使用条例の制定について	38

日程第6	議第5号	水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について……………	3～38
日程第7	議第6号	水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
日程第8	議第7号	水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について…	38
日程第9	議第8号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について……………	39
日程第10	議第9号	水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について…	39
日程第11	議第10号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
日程第12	議第11号	水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	39
日程第13	議第12号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	40
日程第14	議第13号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	40
日程第15	議第14号	水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
日程第16	議第15号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	40
日程第17	議第16号	平成27年度水俣市一般会計予算……………	41
日程第18	議第17号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	42
日程第19	議第18号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	43
日程第20	議第19号	平成27年度水俣市介護保険特別会計予算……………	43
日程第21	議第20号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	43
日程第22	議第21号	平成27年度水俣市病院事業会計予算……………	43
日程第23	議第22号	平成27年度水俣市水道事業会計予算……………	44
日程第24	議第30号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）……………	44
日程第25	議第31号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）……………	44
日程第26	議第32号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）……………	44
日程第27	議第33号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）……………	44
日程第28	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）……………	44
日程第29	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	44

日程第30	議第36号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	3～44
日程第31	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	44
日程第32	議第38号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	44
日程第33	議第39号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	44
日程第34	議第40号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	44
日程第35	議第41号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	44
日程第36	議第42号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	44
日程第37	議第43号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	44
日程第38	議第44号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）	44
日程第39	議第45号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	44
日程第40	議第46号	市道の路線廃止について	44
日程第41	議第47号	市道の路線認定について	45
日程第42	議第48号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	45
議案上程			45
日程第43	議第49号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	45
日程第44	議第50号	指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）	47
日程第45	議第51号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	47
	市長の提案理由説明		48
	休憩・開議		49
	質 疑		49
	委員会付託		49
	散 会		49

平成27年3月19日（木） — 4日目 —

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	4
諸般の報告	4

日程第1 議第1号 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてから日程第46 陳第1号 水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情についてまで46件に関する委員会の審査報告……	4～4
○総務産業委員長の報告……	6
○厚生文教委員長の報告……	12
○水俣市政治倫理条例検証特別委員長の報告……	19
委員会審査報告書……	19
委員長報告に対する質疑……	21
討 論……	21
○川上紗智子君の反対討論（議第10号及び議第19号）……	21
○岩村龍男君の反対討論（請第1号）……	22
○野中重男君の賛成討論（請第1号）……	23
採 決……	24
日程第47 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について……	26
採 決……	26
閉会中継続審査・調査申出書……	27
退職議員並びに市長のあいさつ……	28
○緒方誠也君のあいさつ……	28
○淵上道昭君のあいさつ……	29
○大川末長君のあいさつ……	30
○川上紗智子君のあいさつ……	30
市長のあいさつ……	31
閉 会……	32

平成27年2月24日

平成27年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明並びに  
先議案件（平成26年度補正予算等）の表決

# 平成27年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成27年2月24日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成27年2月24日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成27年3月19日午前11時29分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成27年2月24日（火曜日）

午前10時0分 開会

午後5時11分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	瀧上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）
総務企画部次長	（本田真一君）	福祉環境部次長	（川野恵治君）
産業建設部次長	（関洋一君）	総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（吉本哲裕君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第1号

平成27年2月24日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

第4 議第2号 水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第5 議第3号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

第6 議第4号 水俣市学校体育施設等使用条例の制定について

第7 議第5号 水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

第8 議第6号 水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第7号 水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

第10 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第9号 水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第10号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第11号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議第12号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第13号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第14号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第15号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議第16号 平成27年度水俣市一般会計予算

第19 議第17号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第20 議第18号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第21 議第19号 平成27年度水俣市介護保険特別会計予算

第22 議第20号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算



- 第23 議第21号 平成27年度水俣市病院事業会計予算
- 第24 議第22号 平成27年度水俣市水道事業会計予算
- 第25 議第23号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第7号） (各委)
- 第26 議第24号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） (厚生文教)
- 第27 議第25号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） (厚生文教)
- 第28 議第26号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号） (厚生文教)
- 第29 議第27号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） (総務産業)
- 第30 議第28号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号） (厚生文教)
- 第31 議第29号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号） (総務産業)
- 第32 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 第33 議第31号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第34 議第32号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第35 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 第36 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第38 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第40 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第41 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 第42 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第43 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第44 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第45 議第43号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第46 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第47 議第45号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 第48 議第46号 市道の路線廃止について
- 第49 議第47号 市道の路線認定について
- 第50 議第48号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

平成27年 3 月第 1 回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会

陳第1号	水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情について	水俣市大園町 1丁目11番5号 坂口 俊一		
------	--------------------------	-----------------------------	--	--

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

請願の取り下げについて

水俣市政治倫理条例検証特別委員会の設置について

陳第1号 水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情について

---

開会

午前10時0分 開会

○議長（大川末長君） ただいまから平成27年第1回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（大川末長君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで陳情1件を受理しましたので、議席に配付しておきました。

なお、本件の付託委員会については、議会の議決によって決定することとしておりますので、御了承願います。

次に、去る12月定例会で可決された山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書外1件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、平成26年の定例会において採択し、市長に送付しておきました陳情1件の処理の経過及び結果についての報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成26年度の定期監査並びに平成26年11月分、12月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、門崎総務企画部長、松本福祉環境部長、緒方産業建設部長、大塚総合医療センター事務部長、本田総務企画部次長、川野福祉環境部次長、関産業建設部次長、久木田総合医療センター事務部次長、前田水道局長、水田企画課長、坂本財政課長、吉本教育長、福島教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川末長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において塩崎信介議員、洲上道昭議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川末長君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成27年3月第1回定例会（2月24日招集）会期日程表

（会期 2月24日から3月19日まで24日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月24日	火	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成26年度各会計補正 予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	25日	水		休 会	議案調査（予算説明）
3	26日	木			議案調査（予算説明）
4	27日	金			議案調査（予算説明）
5	28日	土			市の休日（土曜日）
6	3月1日	日			市の休日（日曜日）（高校卒業式）
7	2日	月			議案調査
8	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
9	4日	水			議案調査
10	5日	木			議案調査
11	6日	金			議案調査
12	7日	土			市の休日（土曜日）
13	8日	日			市の休日（日曜日）
14	9日	月			議案調査
15	10日	火			議案調査
16	11日	水			午前9時30分
17	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問
18	13日	金	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
19	14日	土		休 会	市の休日（土曜日）
20	15日	日			市の休日（日曜日）（中学校卒業式）

21	16日	月	——	委員会	委員会
22	17日	火	——	委員会	委員会
23	18日	水		休 会	議事整理日
24	19日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（大川末長君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの24日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、24日間と決定しました。

日程第3 議第1号 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

日程第4 議第2号 水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議第3号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議第4号 水俣市学校体育施設等使用条例の制定について

日程第7 議第5号 水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第8 議第6号 水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第7号 水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

日程第10 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第9号 水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第10号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第11号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第12号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第13号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議第14号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第15号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第16号 平成27年度水俣市一般会計予算
- 日程第19 議第17号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成27年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議第20号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 平成27年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第24 議第22号 平成27年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第25 議第23号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第26 議第24号 平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議第25号 平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議第26号 平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議第27号 平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議第28号 平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議第29号 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 日程第33 議第31号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 日程第34 議第32号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 日程第35 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 日程第36 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第38 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第40 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第41 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第42 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第43 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第44 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）

日程第45 議第43号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）

日程第46 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）

日程第47 議第45号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）

日程第48 議第46号 市道の路線廃止について

日程第49 議第47号 市道の路線認定について

日程第50 議第48号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

○議長（大川末長君） 日程第3、議第1号水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてから、日程第50、議第48号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてまで、48件を一括して議題とします。

---

### 議第1号

水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について  
水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な次項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休日及び休暇）

第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、水俣市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年告示第13号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用せず、水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例（平成27年条例第 号）による廃止前の水俣市教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第21号）第7条の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな教育長の勤務時間等を定めるため、本案のように制定しようとするものである。



## 議第2号

水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。  
平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 被保険者 法第9条に規定する者をいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する者をいう。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、水俣市介護保険等運営委員会（水俣市介護保険等運営委員会条例（平成13年条例第20号）に規定する水俣市介護保険等運営委員会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の員数)

第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

(員数の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると水俣市介護保険等運営委員会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) おおむね1,000人未満 前条第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前条第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前条第1項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

### 議第3号

#### 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

#### 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

##### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条－第31条）
- 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条－第34条）
- 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

##### 附則

###### 第1章 総則

###### （趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

###### （定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

###### （基本方針）

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第13号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（指定介護予防支援の指定を受けることができる者）



第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人

(2) 法第70条第2項第6号に規定する役員等が水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、水俣市介護保険等運営委員会（水俣市介護保険等運営委員会条例（平成13年条例第20号）に規定する水俣市介護保険等運営委員会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、本市（法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、本市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する本市への通知)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。  
(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針  
(2) 職員の職種、員数及び職務内容  
(3) 営業日及び営業時間  
(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額  
(5) 通常の事業の実施地域  
(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。  
3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。



(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康

保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに本市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第33条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第33条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、保健・医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行わ

れるようにしなければならない。

- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加及び対人関係並びにコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況につ



いて評価しなければならない。

- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
  - イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
  - ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
  - ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合
  - イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変

更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付との連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

#### 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第35条 第3条及び第2章から前章(第28条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業に関する基準並びに基準該当介護予防支援の事業に関する基準等を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第4号

### 水俣市学校体育施設等使用条例の制定について

水俣市学校体育施設等使用条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 水俣市学校体育施設等使用条例

水俣市学校体育館使用条例(昭和35年告示第8号)の全部を改正する。

(趣旨)



第1条 この条例は、市立小学校及び中学校の体育館、運動場及びその他の施設（以下「体育施設等」という。）を学校教育の管理運営に支障のない範囲において、一般市民の使用に供することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 体育施設等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

（使用の制限）

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 本条例の規定に違反するとき。
- (2) 営利を目的とする演劇、興行又はこれに類するとき。
- (3) 建造物又は附属物件を破損するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 風紀を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (6) その他委員会において、体育施設等の管理上支障があると認めるとき

2 委員会は、前項の規定に基づく許可の取り消し等により生じた損害については、その責を負わないものとする。

（使用料）

第4条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第5条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。

（使用料の還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 第3条第1項の規定により使用の許可を取り消したとき。
- (2) 不可抗力により使用できないとき。
- (3) 使用日の3日前までに、使用の取消しを求める申出があったとき。
- (4) 使用前その取消しをなし、委員会において相当の事由があると認めたとき。

（損害賠償）

第7条 使用者は、学校の施設又は設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、弁償の責任を負うものとする。

（過料）

第8条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行際現に改正前の水俣市学校体育館使用条例の規定によりなされた処分その他の行為は、改正後の水俣市学校体育施設等使用条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

（水俣市体育施設条例の一部改正）

3 水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「水俣市学校体育館使用条例」を「水俣市学校体育施設等使用条例」に改める。

別表（第4条関係）

施設名	区分	使用料
体育館（附属設備を含む）	登録団体	バレーコート1面1回につき 480円
	登録団体以外	全面1時間につき 500円
運動場	全使用者	無料
夜間照明施設	全使用者	水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）に準ずる。

- 1 登録団体とは、委員会が規則に定める団体をいう。
- 2 使用者が入場料等を徴収する場合は、上記使用料の2倍とする。
- 3 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。

（提案理由）

市立小学校及び中学校の体育施設等を、学校教育の支障のない範囲において、一般市民の使用に供すること（学校開放事業）に関し、所要の規定の整備を行うため、本案のとおり制定するものである。

## 議第5号

### 水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例

水俣市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の実施基準の内容が改正されたため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第6号

### 水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市行政手続条例の一部を改正する条例

水俣市行政手続条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条－第34条）」を「第4章 行政指導（第30条－第34条の2）」に改め、第4章の次に「第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」を加える。

第1条の見出し中「目的」の次に「等」を加え、同条第1項中「意志」を「意思」に改める。

第2条第1項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号ア中「ために」の次に「条例等上」を加え、同項第7号中「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」を「処分」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第8条ただし書中「書類」の次に「その他の申請の内容」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は書面により示さなければならない。

第13条第2項第2号中「条例」の次に「等」を加える。

第19条第2項第2号中「四」を「4」に改め、同項第5号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第30条第1項中「当たっては」を「あっては」に改める。

第31条及び第32条中「意志」を「意思」に改める。

第33条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条及び1章を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
  - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(水俣市税条例の一部改正)
- 2 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。  
第22条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(提案理由)

行政手続法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例

(水俣市議会委員会条例の一部改正)

第1条 水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(水俣市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 水俣市特別職報酬等審議会条例（昭和46年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第5条第3項中「副市長」を「副市長及び教育長（以下「副市長等」という。）」に改め、同項第1号及び第2号中「副市長」を「副市長等」に改め、同条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の150

第6条の2中「副市長」を「副市長等」に改める。

別表中

「

副市長	645,000円	を
-----	----------	---

」

「

副市長	645,000円	に
教育長	568,000円	

」

改める。

(水俣市教育長の給与等に関する条例の廃止)

第4条 水俣市教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第21号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の水俣市議会委員会条例第21条の規定、第2条の規定による改正後の水俣市特別職報酬等審議会条例第1条の規定並びに第3条の規定による改正後の水俣市長等の給与に関する条例第1条、第5条、第6条の2及び別表の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の水俣市議会委員会条例第21条の規定、第2条の規定による改正前の水俣市特別職報酬等審議会条例第1条の規定、第3条の規定による改正前の水俣市長等の給与に関する条例第1条、第5条、第6条の2及び別表の規定並びに第4条の規定による廃止前の水俣市教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

議第8号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「					
	教育委員会の委員長	”	728,700円	」	を
	同 委員	”	593,700円	」	
「					
	教育委員会の委員	”	593,700円	」	に、
「					
	水俣病資料館語り部支援員	”	130,000円	」	を
「					
	水俣病資料館語り部支援員	”	130,000円	」	に
	集落支援員	”	30,000円	」	

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例別表の規定は適用せず、この条例による改正前の水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行及び集落支援員の設置に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第9号

### 水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例

水俣市予防接種実費徴収条例（昭和36年告示第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第17条」を「第33条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

予防接種法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第10号

### 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例」を「この条例」に改める。

第2条中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同条第1号中「32,100円」を「35,900円」に改め、同条第2号中「32,100円」を「46,600円」に改め、同条第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 50,900円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 64,600円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 71,800円

第2条第6号中「64,200円」を「86,100円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下、「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの



第2条第6号イ中「割合」を「額」に、「必要としない状態となる者」を「必要としない状態となるもの」に改め、「同号イ」を削り、同条第7号中「83,500円」を「93,300円」に改め、同号ア中「(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)」を削り、「190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者」を「120万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの」に改め、同号イ中「割合」を「額」に、「必要としない状態となる者」を「必要としない状態となるもの」に改め、「同号イ」を削り、同条第8号中「105,900円」を「118,400円」に改め、同号ア中「300万円未満」を「290万円未満」に、「者」を「もの」に改め、同号イ中「割合」を「額」に、「必要としない状態となる者」を「必要としない状態となるもの」に改め、「同号イ」を削り、同条第9号中「115,600円」を「129,200円」に改め、同号ア中「300万円以上」を「290万円以上」に、「者」を「もの」に改め、同号イ中「割合」を「額」に、「必要としない状態となる者」を「必要としない状態となるもの」に改め、「同号イ」を削り、同条第10号中「122,000円」を「136,300円」に改め、同号ア中「者」を「もの」に改め、同号イ中「割合」を「額」に、「必要としない状態となる者」を「必要としない状態となるもの」に改め、「同号イ」を削り、同条第11号中「128,400円」を「143,500円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,300円とする。

第3条第2項後段中「被保険者」の次に「(」を加え、同項中「同じ。)」の次に「)」を加える。

第4条第3項中「及び八」を「若しくは二」に、「並びに」を「,」に改め、「第6号ロ」の次に「, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロ」を加え、「月割り」を「月割」に、「第1号から第6号」を「第1号から第9号」に改める。

第5条中「これを」を「, これを」に改め、「被保険者」の次に「(」を、「義務者」の次に「)」を加える。

第7条第1項中「以下「」の次に「保険料の」を加え、「の日数」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りではない。

第8条第1項中「認められる場合」を「認める場合」に改める。

第9条第3項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第11条中「市長は、第1号」を「第1号」に改める。

第12条中「市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段」を「法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段」に改める。

第13条中「市長は、被保険者」を「被保険者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

2 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行わず、平成28年4月1日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第11号

### 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険等運営委員会条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「同法第115条の11」を「同法第115条の12」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第12号

### 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

### 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第2項ただし書中「熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」を「熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」に、「第5条第2項のサービス提供責任者又は熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を「第6条第2項のサービス提供責任者」に改め、同条第4項ただし書中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第60条第1項」を「第65条第1項」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、同項中「併設されている」を「ある」に改め、同項第1号中「第121条第1項」を「第150条第1項」に改め、同項第2号中「第142条第1項」を「第192条第1項」に改め、同項第3号中「第174条第1項」を「第219条第1項」に改め、同項第5号中「第1号」を削り、同項第6号中「第2号」を削り、同項第7号中「第3号」を削り、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第9項中「第5項及び第11項」を削り、同条第12項中「第60条第1項に」を「第65条第1項に」に、「第59条」を「第64条」に、「第60条第1項第1号イ」を「第65条第1項第1号ア」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「同条第1項第1号イ及び第2号」を「同条第1項第1号ア及び第2号」に、「指定居宅サービス等基準条例第60条第1項第1号ア」を「同条第4項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。



第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第48条ただし書中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第51条第6号中「第60条第1項第1号」を「第65条第1項第1号」に改める。

第60条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第64条第1項中「第70条」を「第71条」に改める。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「サービスをいう。」の次に「以下同じ。」を、「保険施設」の次に「(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項に」を「前条第2項に」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合」を「次の表の左欄に掲げる場合」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」

を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

第83条第3項中「サービス事業所」の次に「(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第85条第1項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）」を「15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を「行い、それらの」に改める。

第106条中「各号」を削る。

第110条第1項中「第70条」を「第71条」に、「第69条」を「第70条」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従事者」に、「業務」を「職務」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「置かないことができる」の次に「ものとする」を加え、同条第10項中「第70条」を「第71条」に改める。

第111条第1項ただし書中「業務」を「職務」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「できる」の次に「ものとする」を加える。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の实情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第118条第1項中「第110条第7項」を「第110条第5項」に改める。

第121条中「若しくは」の次に「指定」を加える。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「業務」を「職務」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条ただし書中「業務」を「職務」に、「若しくは本体施設」を「本体施設」に、「若しくは指定複合型サービス事業所」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を削る。

第148条第2項第9号を削る。

第151条第3項ただし書中「熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」を

「熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」に、「第38条」を「第44条」に改め、同条第4項中「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を「指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設」に改め、同条第8項中「第1項」の次に「第2号及び第4号から第6号まで」を加え、同項第1号中「施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「第129条第1項」を「第132条第1項」に改め、同条第13項中「第93条第1項」を「第100条第1項」に、「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所」を「、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所」に改め、同条第15項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号中「に用いる」を削り、同号ただし書中「本体施設が指定地域密着型介護老人福祉施設」を「本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「、医務室」を「医務室」に改め、「足りる」の次に「ものとする」を加える。

第176条第2項に次の1項を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号中「に用いる」を削り、同号ただし書中「福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を、「足りる」の次に「ものとする」を加える。

第9章の章名を次のように改める。

#### 第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第190条中「サービス（）」の次に「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。」を加え、「指定複合型サービス」を「この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」」に、「第59条」を「第64条」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従事者」に改め、同条第6項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第7項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に、「業務」を「職務」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「当該指定複合型サービス事業所」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「業務」を「職務」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの事業と」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と」に、「第60条第1項第1号ア」を「第65条第1項第1号ア」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条



中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「サービス事業所」の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所の通いサービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス」に、「当該指定複合型サービス事業所」を「当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において」を「を」に改め、同項第1号中「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項、第2項第2号イただし書及び第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従事者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第199条の見出し及び同条第1項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「状況及び希望並びに」を「状況、希望及び」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従事者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第6項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第7項中「複合型サービス計画の作成（この項の規定による複合型サービス計画の変更を含む。）後」を「看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後」に、「複合型サービス計画の実施状況」を「看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況」に、「必要に応じて複合型サービス計画の変更」を「必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更」に改め、同条第8項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従事者」に、「指定複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従事者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、「関する次」の次に「の各号」を加え、「当該提供の」を「その」に改め、同項第2号及び第5号中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第202条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従事者」に、「第6項各号」を「第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第13号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次第2章中「第2節 人員に関する基準」を「第2節 人員及び設備に関する基準」に改める。

第7条第4項中「第3項に規定する」を「第1項から第3項までに規定する」に改め、同項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第2号」及び「第3号」を削る。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第4号」を削る。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講

じなければならぬ。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかの施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準」を「同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準」に、「当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。」を「同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第7項及び第8項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第45条第1項ただし書中「他の業務」を「他の職務」に、「施設等の業務若しくは同一敷地内」を「施設等の職務、同一敷地内」に、「以下同じ。）の業務」を「以下同じ。）の職務」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第60条第1項」を「第65条第1項」に、「事業に係る業務」を「事業に係る職務」に、「に従事することができる。」を「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。」に改め、同条第3項中「サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34条）第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス」に、「は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。」を「を定めるものとする。」に改め、同項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所においては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「各号」を削る。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。



附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものである。

---

議第14号

水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市防災会議条例の一部を改正する条例

水俣市防災会議条例（昭和38年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務課」を「防災生活課」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政組織・機構の変更に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

議第15号

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) セカンドオピニオン外来に係る相談料は、1回につき、相談時間30分までごとに7,560円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

セカンドオピニオン外来を設置するに当たり、相談料金を定める必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

---

議第16号

平成27年度水俣市一般会計予算

平成27年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,777,222千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田 弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		2,724,110
	1 市 民 税	1,064,446
	2 固 定 資 産 税	1,420,832
	3 軽 自 動 車 税	63,055
	4 た ば こ 税	169,803
	5 入 湯 税	5,974
2 地 方 譲 与 税		113,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	30,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	80,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 特 別 と ん 譲 与 税	3,000
3 利 子 割 交 付 金		5,000
	1 利 子 割 交 付 金	5,000
4 配 当 割 交 付 金		3,000
	1 配 当 割 交 付 金	3,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		425,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	425,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		9,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	9,000
8 地 方 特 例 交 付 金		6,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	6,000

9	地 方 交 付 税		5,000,000
	1 地 方 交 付 税		5,000,000
10	交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		3,583
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		3,583
11	分 担 金 及 び 負 担 金		159,148
	1 分 担 金		2,277
	2 負 担 金		156,871
12	使 用 料 及 び 手 数 料		176,188
	1 使 用 料		159,575
	2 手 数 料		16,613
13	国 庫 支 出 金		2,219,227
	1 国 庫 負 担 金		1,626,968
	2 国 庫 補 助 金		585,980
	3 委 託 金		6,279
14	県 支 出 金		1,367,410
	1 県 負 担 金		641,960
	2 県 補 助 金		641,685
	3 委 託 金		83,765
15	財 産 収 入		30,362
	1 財 産 運 用 収 入		10,857
	2 財 産 売 払 収 入		19,505
16	寄 附 金		52
	1 寄 附 金		52
17	繰 入 金		493,479
	1 基 金 繰 入 金		493,479
18	繰 越 金		1
	1 繰 越 金		1
19	諸 収 入		316,061
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料		8,318
	2 市 預 金 利 子		2
	3 貸 付 金 元 利 収 入		103,855
	4 雑 収 入		198,322
	5 受 託 事 業 収 入		5,564
20	市 債		1,725,600
	1 市 債		1,725,600
	歳 入 合 計		14,777,222

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		169,461
	1 議 会 費	169,461
2 総 務 費		1,759,144
	1 総 務 管 理 費	1,322,009
	2 徴 税 費	225,033
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	109,425

	4 選 挙 費	47,540
	5 統 計 調 査 費	20,961
	6 監 査 委 員 費	34,176
3 民 生 費		5,148,728
	1 社 会 福 祉 費	2,766,093
	2 児 童 福 祉 費	1,710,555
	3 生 活 保 護 費	672,080
4 衛 生 費		1,928,436
	1 保 健 衛 生 費	323,235
	2 清 掃 費	855,723
	3 簡 易 水 道 設 置 費	3,524
	4 環 境 対 策 費	205,954
	5 病 院 費	540,000
5 農 林 水 産 業 費		340,465
	1 農 業 費	250,489
	2 林 業 費	56,594
	3 水 産 業 費	33,382
6 商 工 費		352,183
	1 商 工 費	191,833
	2 総 合 経 済 対 策 費	160,350
7 土 木 費		1,875,231
	1 土 木 管 理 費	3,852
	2 道 路 橋 り よ う 費	440,600
	3 河 川 費	20,979
	4 港 湾 費	85
	5 都 市 計 画 費	794,695
	6 住 宅 費	615,020
8 消 防 費		908,328
	1 消 防 費	908,328
9 教 育 費		918,681
	1 教 育 総 務 費	198,713
	2 小 学 校 費	156,072
	3 中 学 校 費	83,087
	4 社 会 教 育 費	260,614
	5 保 健 体 育 費	220,195
10 災 害 復 旧 費		24
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23
11 公 債 費		1,361,541
	1 公 債 費	1,361,541
12 予 備 費		15,000
	1 予 備 費	15,000
歳 出	合 計	14,777,222

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料 (財政課)	自 平成28年度 至 平成28年度	千円 8,442
固定資産土地鑑定評価業務委託料 (税務課)	自 平成28年度 至 平成29年度	10,854
固定資産現況調査事業業務委託料 (税務課)	自 平成28年度 至 平成29年度	9,695
地籍調査事務支援システムリース料 (税務課)	自 平成28年度 至 平成32年度	6,360
地籍調査事務支援システム保守委託料 (税務課)	自 平成28年度 至 平成32年度	1,864
みなまたグリーン保証利子補給金 (総合経済対策課)	自 平成27年度 至 平成31年度	融資に対する利子 補給額に同じ
牧ノ内団地2号棟建設事業 (都市政策課)	自 平成28年度 至 平成28年度	92,639
防災行政無線施設整備工事請負費 (総務課)	自 平成28年度 至 平成28年度	636,271
防災行政無線施設整備工事監理業務委託料 (総務課)	自 平成28年度 至 平成28年度	2,107

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業等(道路)	千円 4,300	証書借入又 は証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入れる政 府資金等について、利率の見直し を行った後においては、当該見直し 後の利率。)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は、 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
公営住宅建設事業	241,100			
緊急防災・減災事業	527,700			
自然災害防止事業	19,000			
地方道路等整備事業	60,900			
過疎対策事業	372,600			
臨時財政対策債	500,000			
計	1,725,600			

## 議第17号

### 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,604,316千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。



(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田 弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		441,314
	1 国民健康保険税	441,314
2 使用料及び手数料		456
	1 手数料	456
3 国庫支出金		1,328,178
	1 国庫負担金	656,917
	2 国庫補助金	671,261
4 県支出金		291,940
	1 県負担金	16,628
	2 県補助金	275,312
5 療養給付費等交付金		233,881
	1 療養給付費等交付金	233,881
6 前期高齢者交付金		1,246,222
	1 前期高齢者交付金	1,246,222
7 共同事業交付金		564,747
	1 共同事業交付金	564,747
8 財産収入		245
	1 財産運用収入	245
9 繰入金		485,814
	1 他会計繰入金	238,266
	2 基金繰入金	247,548
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		11,518
	1 延滞金加算金及び過料	3,759
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	7,758
歳入	合計	4,604,316

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		82,884
	1 総務管理費	46,023
	2 徴税費	32,284
	3 運営協議会費	124

	4 国民健康保険特別対策費	4,453
2 保険給付費		3,059,739
	1 療養諸費	2,740,455
	2 高額医療費	310,222
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	7,980
	5 葬祭諸費	1,080
3 後期高齢者支援金等		393,393
	1 後期高齢者支援金等	393,393
4 前期高齢者納付金等		308
	1 前期高齢者納付金等	308
5 老人保健拠出金		18
	1 老人保健拠出金	18
6 介護納付金		152,981
	1 介護納付金	152,981
7 共同事業拠出金		830,321
	1 共同事業拠出金	830,321
8 保健事業費		29,773
	1 保健事業費	6,595
	2 特定健康診査等事業費	23,178
9 基金積立金		246
	1 基金積立金	246
10 公債費		165
	1 公債費	165
11 諸支出金		14,488
	1 償還金及び還付加算金	2,418
	2 繰出金	12,070
12 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳出	合計	4,604,316

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
特定保健指導業務委託料	自平成28年度 至平成28年度	千円 1,112

## 議第18号

### 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ387,011千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		241,914
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	241,914
2 使 用 料 及 び 手 数 料		62
	1 手 数 料	62
3 繰 入 金		144,568
	1 一 般 会 計 繰 入 金	144,568
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		465
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	69
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	395
	3 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	387,011

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		386,616
	1 総 務 管 理 費	23,260
	2 徴 収 費	7,440
	3 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	355,916
2 諸 支 出 金		395
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	395
歳 出	合 計	387,011

## 議第19号

### 平成27年度水俣市介護保険特別会計予算

平成27年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,475,934千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場

合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用  
 (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用  
 平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		603,203
	1 介 護 保 險 料	603,203
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,516
	1 負 担 金	1,516
3 使 用 料 及 び 手 数 料		74
	1 手 数 料	74
4 国 庫 支 出 金		925,623
	1 国 庫 負 担 金	598,978
	2 国 庫 補 助 金	326,645
5 支 払 基 金 交 付 金		936,144
	1 支 払 基 金 交 付 金	936,144
6 県 支 出 金		489,565
	1 県 負 担 金	478,307
	2 県 補 助 金	11,258
7 繰 入 金		515,843
	1 一 般 会 計 繰 入 金	515,843
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		3,965
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	119
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3,845
歳 入	合 計	3,475,934

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		89,087
	1 総 務 管 理 費	48,624
	2 徴 収 費	9,464
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	30,790
	4 趣 旨 普 及 費	29
	5 運 営 協 議 会 費	180
2 保 險 給 付 費		3,314,719
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,871,464
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	218,394
	3 そ の 他 諸 費	3,326

	4 高額介護サービス等費	62,235
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,100
	6 特定入所者介護サービス等費	155,200
4 地域支援事業		69,525
	1 介護予防事業	30,166
	2 包括的支援事業・任意事業	39,359
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		601
	1 償還金及び還付加算金	601
8 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	3,475,934

## 議第20号

### 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成27年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,525,278千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,530
	1 負担金	1,530
2 使用料及び手数料		283,799
	1 使用料	283,798
	2 手数料	1
3 国庫支出金		205,770
	1 国庫補助金	205,770
4 繰入金		686,645



	1 繰入金	686,645
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,933
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑収入	1,931
7 市債		345,600
	1 市債	345,600
歳入	合計	1,525,278

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 公共下水道事業費		701,331
	1 公共下水道事業費	701,331
2 公債費		822,947
	1 公債費	822,947
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	1,525,278

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自平成27年度 至平成33年度	千円 未償還元金利子、延滞金に対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自平成27年度 至平成33年度	償還利子に対する利子補給額
水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託料	自平成28年度 至平成28年度	374,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 247,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
過疎対策事業	97,900			
計	345,600			

議第21号

平成27年度水俣市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	総合医療センター	401床 (一般397床、感染4床)		
(2) 年間患者数				
ア 入院	総合医療センター	102,200人		
イ 外来	総合医療センター	203,496人		
	久木野診療所	1,089人	外来合計	204,585人
(3) 一日平均患者数				
ア 入院	総合医療センター	280人		
イ 外来	総合医療センター	834人		
	久木野診療所	11人	外来合計	845人
(4) 主要な建設改良工事				
固定資産購入費				
(車両購入費)	総合医療センター			1,004千円
(器械備品購入費)	総合医療センター			318,960千円
(収益的収入及び支出)				

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益			7,051,619千円
第1項 医業収益			6,495,767千円
第2項 医業外収益			549,417千円
第3項 特別利益			6,435千円
第2款 久木野診療所事業収益			13,226千円
第1項 医業収益			10,471千円
第2項 医業外収益			2,753千円
第3項 特別利益			2千円
収益的収入合計			7,064,845千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費用			6,998,104千円
第1項 医業費用			6,889,778千円
第2項 医業外費用			60,697千円
第3項 特別損失			45,629千円
第4項 予備費			2,000千円
第2款 久木野診療所事業費用			15,293千円
第1項 医業費用			14,989千円
第2項 医業外費用			3千円
第3項 特別損失			101千円
第4項 予備費			200千円
収益的支出合計			7,013,397千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額533,960千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,701千円、過年度分損益勘定留保資金510,259千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入			323,824千円
第1項 企業債			316,800千円

第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 補助金	2千円
第4項 負担金	1千円
第5項 繰入金	7,020千円
資本的収入合計	323,824千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	857,784千円
第1項 建設改良費	319,966千円
第2項 企業債償還金	512,178千円
第3項 長期貸付金	24,640千円
第4項 予備費	1,000千円
資本的支出合計	857,784千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項		期 間	限 度 額
総合医療センター	看護システム (NANDA-NOC-NIC) ライセンス使用料	自 平成27年度 至 平成28年度	2,400米ドルに相当する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総合医療センター	医療機械器具等整備事業	千円 316,800	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区 分	科 目		備 考
		(1) 職員給与費	(2) 交 際 費	
1	総合医療センター	3,872,442千円 (3,431,861)	500千円	
2	久木野診療所	6,874 (5,306)		
	合 計	3,879,316 (3,437,167)	500	

※上記の ( ) 書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,523,370千円

2 久木野診療所	7,070
合計	1,530,440

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	
1 取得する資産	器械備品	内視鏡情報管理システム	一式
	器械備品	デジタルX線TVシステム	一式
	器械備品	超音波白内障手術装置	一式

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

## 議第22号

### 平成27年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,525戸
(2) 年間総給水量	2,774,660m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	7,581m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 簡易水道統合整備事業	239,202千円
イ 施設整備事業	60,837千円
ウ 管路整備事業	119,481千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		496,896千円
第1項 営業収益		460,809千円
第2項 営業外収益		36,085千円
第3項 特別利益		2千円
	支	出
第1款 水道事業費		401,971千円
第1項 営業費用		372,438千円
第2項 営業外費用		28,531千円
第3項 特別損失		2千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額432,387千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,595千円、減債積立金39,000千円、建設改良積立金250,000千円、過年度分損益勘定留保資金71,147千円及び当年度分損益勘定留保資金43,645千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		69,350千円

第1項 負 担 金	14,412千円
第2項 補 助 金	54,937千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	1千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	501,737千円
第1項 建 設 改 良 費	460,778千円
第2項 企 業 債 償 還 金	39,959千円
第3項 予 備 費	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 132,068千円

(2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、519千円と定める。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

議第23号

平成26年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

平成26年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,710,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		158,278	△144	158,134
	1 分 担 金	4,365	△144	4,221
13 使用料及び手数料		174,231	△418	173,813
	1 使 用 料	156,976	△418	156,558

14 国庫支出金		2,346,488	21,342	2,367,830
	1 国庫負担金	1,630,594	33,986	1,664,580
	2 国庫補助金	707,818	△12,644	695,174
15 県支出金		1,307,352	68,066	1,375,418
	1 県負担金	596,352	20,946	617,298
	2 県補助金	627,455	47,120	674,575
16 財産収入		52,004	6,962	58,966
	1 財産運用収入	8,242	2,910	11,152
	2 財産売却収入	43,762	4,052	47,814
17 寄附金		53	1,932	1,985
	1 寄附金	53	1,932	1,985
19 繰越金		101,349	69,944	171,293
	1 繰越金	101,349	69,944	171,293
20 諸収入		455,630	854	456,484
	4 雑収入	339,303	854	340,157
21 市債		1,083,503	△22,100	1,061,403
	1 市債	1,083,503	△22,100	1,061,403
補正されなかった款に係る額		8,885,292		8,885,292
歳入合計		14,564,180	146,438	14,710,618

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,732,865	57,628	1,790,493
	1 総務管理費	1,347,246	61,314	1,408,560
	2 徴税費	206,997	△3,686	203,311
3 民生費		5,138,399	78,640	5,217,039
	1 社会福祉費	2,817,236	65,747	2,882,983
	2 児童福祉費	1,535,160	11,826	1,546,986
	3 生活保護費	786,003	1,067	787,070
4 衛生費		2,047,677	△21,335	2,026,342
	2 清掃費	852,338	△1,976	850,362
	3 簡易水道設置費	39,918	△1,205	38,713
	4 環境対策費	306,107	△18,154	287,953
5 農林水産業費		391,040	45,215	436,255
	1 農業費	255,952	6,004	261,956
	2 林業費	99,700	39,160	138,860
	3 水産業費	35,388	51	35,439
6 商工費		525,964	△4,632	521,332
	1 商工費	242,770	△1,632	241,138
	2 総合経済対策費	283,194	△3,000	280,194
7 土木費		1,787,297	△11,117	1,776,180
	2 道路橋りょう費	463,502	3,789	467,291
	5 都市計画費	900,080	△2,183	897,897
	6 住宅費	400,932	△12,723	388,209
8 消防費		407,183	△2,401	404,782



	1 消 防 費	407,183	△2,401	404,782
9 教 育 費		950,148	△8,796	941,352
	1 教 育 総 務 費	212,616	△1,419	211,197
	4 社 会 教 育 費	297,265	△7,377	289,888
10 災 害 復 旧 費		44,102	△5,197	38,905
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	26,271	△5,197	21,074
11 公 債 費		1,364,339	18,433	1,382,772
	1 公 債 費	1,364,339	18,433	1,382,772
補正されなかった款に係る額		175,166		175,166
歳 出 合 計		14,564,180	146,438	14,710,618

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	みなまた環境まちづくり推進事業（交通）	千円 500
		水 俣 駅 周 辺 整 備 事 業	6,500
		高等教育・研究活動拠点施設整備事業	25,000
	2 徴 税 費	地方税務システム改修事業	5,545
	3 戸籍住民基本台帳費	団体内統合宛名システム改修事業	3,827
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	国民健康保険事業特別会計操出金	1,599
		介護保険特別会計操出金	1,998
		障害者福祉システム改修事業	1,793
		国民年金システム改修事業	400
		後期高齢者医療特別会計操出金	800
	2 児 童 福 祉 費	児童福祉システム改修事業	1,394
3 生 活 保 護 費	生活保護システム改修事業	800	
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	住民健康管理システム改修事業	800
	4 環 境 対 策 費	エコ住宅建築促進統合支援事業	7,690
		太陽エネルギー利用システム導入補助事業	2,300
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	経営体育成交付金事業	426
	2 林 業 費	緑の産業再生プロジェクト促進事業	42,827
	3 水 産 業 費	漁港施設等維持管理経費	2,153
7 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	市内一円市道維持補修費	21,032
		道路ストック総点検事業	39,475
		袋インター関連道路改良事業	9,305
	6 住 宅 費	公営住宅整備事業	90,875
10 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生補助災害復旧事業(公共土木施設)	1,989
		現年発生単独災害復旧事業(公共土木施設)	4,592

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
水 俣 市 議 会 会 議 録 印 刷 業 務 (議 会 事 務 局)	自 平成26年度 至 平成27年度	千円 690

広報みなまた印刷業務 (総務課)	自 平成26年度 至 平成27年度	4,476
自転車市民共同利用システム保守点検委託料 (企画課)	自 平成26年度 至 平成27年度	648
気象情報受信料 (総務課)	自 平成26年度 至 平成31年度	10,853
防災行政無線保守点検委託料 (総務課)	自 平成26年度 至 平成27年度	4,835
水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証 (都市政策課)	自 平成26年度 至 平成27年度	76,701

## 2 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
複写機・プリンター複合機借上料 (総務課)	自 平成27年度 至 平成31年度	千円 12,096	自 平成27年度 至 平成31年度	千円 3,576
家屋評価システム借上料 (税務課)	自 平成27年度 至 平成31年度	9,416	自 平成27年度 至 平成31年度	6,436
高齢者福祉センター管理委託料 (健康高齢課)	自 平成26年度 至 平成29年度	16,472	自 平成26年度 至 平成29年度	16,380
東部センター管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成26年度 至 平成29年度	5,397	自 平成26年度 至 平成29年度	5,375
久木野ふるさとセンター管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成26年度 至 平成29年度	24,876	自 平成26年度 至 平成29年度	24,832
文化会館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成26年度 至 平成31年度	110,438	自 平成26年度 至 平成31年度	109,503
県議会議員選挙選挙システムサポート委託料 (選挙管理委員会)	自 平成26年度 至 平成27年度	465	自 平成26年度 至 平成27年度	562
県議会議員選挙投・開票所ビニールシート清掃・収納委託料 (選挙管理委員会)	自 平成26年度 至 平成27年度	35	自 平成26年度 至 平成27年度	37
市議会議員選挙選挙システムサポート委託料 (選挙管理委員会)	自 平成26年度 至 平成27年度	443	自 平成26年度 至 平成27年度	540
市議会議員選挙投・開票所ビニールシート清掃・収納委託料 (選挙管理委員会)	自 平成26年度 至 平成27年度	35	自 平成26年度 至 平成27年度	37

第4表 地方債補正

## 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 11,000				千円 9,800			
地方道路等整備事業	64,800				68,100			
過疎対策事業	304,800				280,600			
補正されなかった事業に係る額	702,903				702,903			
計	1,083,503				1,061,403			

議第24号

平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成26年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,593,028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		1,272,784	△15	1,272,769
	2 国庫補助金	591,158	△15	591,143
8 財産収入		37	233	270
	1 財産運用収入	37	233	270
9 繰入金		406,113	83	406,196
	1 他会計繰入金	230,984	83	231,067
10 繰越金		38,632	16,127	54,759
	1 繰越金	38,632	16,127	54,759
補正されなかった款に係る額		2,859,034		2,859,034
歳入合計		4,576,600	16,428	4,593,028

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		72,658	83	72,741
	2 徴税費	28,221	83	28,304
9 基金積立金		38	233	271
	1 基金積立金	38	233	271
11 諸支出金		53,063	16,112	69,175
	1 償還金及び還付加算金	41,097	16,127	57,224
	2 繰出金	11,966	△15	11,951
補正されなかった款に係る額		4,450,841		4,450,841
歳出合計		4,576,600	16,428	4,593,028

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	国民健康保険システム改修事業	千円 1,599

議第25号

平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

平成26年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		137,227	△1,201	136,026
	1 一般会計繰入金	137,227	△1,201	136,026
4 繰越金		2	931	933
	1 繰越金	2	931	933
補正されなかった款に係る額		248,683		248,683
歳入合計		385,912	△270	385,642

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		385,468	△270	385,198
	1 総務管理費	20,178	△1,154	19,024
	2 徴収費	7,239	0	7,239
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	358,051	884	358,935
補正されなかった款に係る額		444		444
歳出合計		385,912	△270	385,642

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	後期高齢者医療システム改修事業	千円 800

議第26号

平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成26年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,209千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,288,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		541,957	△15,043	526,914
	1 介護保険料	541,957	△15,043	526,914
4 国庫支出金		868,010	339	868,349
	1 国庫負担金	559,295	1,220	560,515
	2 国庫補助金	308,715	△881	307,834
5 支払基金交付金		918,395	△2,798	915,597
	1 支払基金交付金	918,395	△2,798	915,597
6 県支出金		470,785	△4,356	466,429
	1 県負担金	460,777	△4,356	456,421
7 繰入金		487,880	△2,768	485,112
	1 一般会計繰入金	487,880	△2,768	485,112
8 繰越金		11,106	13,417	24,523
	1 繰越金	11,106	13,417	24,523
補正されなかった款に係る額		1,944		1,944
歳入合計		3,300,077	△11,209	3,288,868

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		85,127	△1,562	83,565
	1 総務管理費	44,322	△1,861	42,461
	3 介護認定審査会費	31,404	299	31,703
2 保険給付費		3,138,683	△9,647	3,129,036
	1 介護サービス等諸費	2,696,437	9,628	2,706,065
	2 介護予防サービス等諸費	219,009	△5,888	213,121
	3 その他諸費	3,309	113	3,422
	4 高額介護サービス等費	62,728	△3,500	59,228
	6 特定入所者介護サービス等費	153,100	△10,000	143,100
補正されなかった款に係る額		76,267		76,267
歳出合計		3,300,077	△11,209	3,288,868

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険電算システム改修事業	千円 1,998

議第27号

平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成26年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,973千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,432,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,028	1,926	3,954
	1 負 担 金	2,028	1,926	3,954
2 使用料及び手数料		290,403	△7,444	282,959
	1 使 用 料	289,773	△7,444	282,329
3 国庫支出金		164,000	△1,426	162,574
	1 国庫補助金	164,000	△1,426	162,574
4 繰 入 金		681,346	△1,621	679,725
	1 繰 入 金	681,346	△1,621	679,725
6 諸 収 入		1,933	2,592	4,525
	3 雑 入	1,931	2,592	4,523
補正されなかった款に係る額		299,201		299,201
歳 入 合 計		1,438,911	△5,973	1,432,938

歳出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		591,697	△3,874	587,823
	1 公共下水道事業費	591,697	△3,874	587,823
2 公 債 費		846,214	△2,099	844,115
	1 公 債 費	846,214	△2,099	844,115
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳 出 合 計		1,438,911	△5,973	1,432,938

第2表 繰越明許費補正

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	下水道建設事業	千円 9,000	下水道建設事業	千円 12,600



議第28号

平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成26年度水俣市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年間患者数

		(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
ア	入院 総合医療センター	107,675人	△6,724人	100,951人
イ	外来 総合医療センター	209,840人	△3,408人	206,432人
	外来合計	211,028人	△3,408人	207,620人

(3) 一日平均患者数

		(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
ア	入院 総合医療センター	295人	△18人	277人
イ	外来 総合医療センター	860人	△14人	846人
	外来合計	872人	△14人	858人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 総合医療センター事業収益	7,127,002千円	△188,567千円	6,938,435千円
第1項 医 業 収 益	6,703,557千円	△188,567千円	6,514,990千円
収 益 的 収 入 合 計	7,140,788千円	△188,567千円	6,952,221千円
支 出			
第1款 総合医療センター事業費用	8,461,366千円	75,289千円	8,536,655千円
第1項 医 業 費 用	6,608,234千円	75,289千円	6,683,523千円
収 益 的 支 出 合 計	8,488,512千円	75,289千円	8,563,801千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「325,108千円」を「323,108千円」に、過年度分損益勘定留保資金「298,592千円」を「296,592千円」に改め、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 総合医療センター資本的収入	563,037千円	2,000千円	565,037千円
第1項 企 業 債	355,300千円	2,000千円	357,300千円
資 本 的 収 入 合 計	563,037千円	2,000千円	565,037千円

（企業債）

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

変 更

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	医療機械器具等整備事業	千円 355,300				千円 357,300			
計		355,300				357,300			

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

病 院 別	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
1 総 合 医 療 セ ン タ ー	1,473,731千円	1,549,020千円
合 計	1,483,833	1,559,122

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 議第29号

#### 平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 平成26年度水俣市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成26年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	591,346千円	487千円	591,833千円
第1項 営業収益	487,880千円	0千円	487,880千円
第2項 営業外収益	35,003千円	0千円	35,003千円
第3項 特別利益	68,463千円	487千円	68,950千円
(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費	446,007千円	△68,052千円	377,955千円
第1項 営業費用	418,970千円	△68,101千円	350,869千円
第2項 営業外費用	25,921千円	0千円	25,921千円
第3項 特別損失	116千円	49千円	165千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,838千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額547,966千円」に、「建設改良積立金400,000千円」を「建設改良積立金350,000千円」に、「当年度分損益勘定留保資金82,715千円」を「当年度分損益勘定留保資金68,843千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	718,662千円	△63,872千円	654,790千円
第1項 建設改良費	679,154千円	△63,872千円	615,282千円
第2項 企業債償還金	38,508千円	0千円	38,508千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

### 議第30号

### 指定管理者の指定について

水俣市厚生会館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市厚生会館
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市遺族会 会長 山口 保彦
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市厚生会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第31号

#### 指定管理者の指定について

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
ふくろふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称  
ふくろふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 北村 智恵子
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第32号

#### 指定管理者の指定について

二小ふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
二小ふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称  
二小ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 窪田 恵梨子
- 3 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

二小ふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第33号

#### 指定管理者の指定について

一 小ふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一 小ふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣第一小学校ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 村崎 晶一
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

一 小ふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第34号

#### 指定管理者の指定について

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市高齢者福祉センター
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市老人クラブ連合会 会長 嶋田 初義
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第35号

#### 指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称  
公益社団法人 水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第36号

#### 指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第37号

#### 指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市15区自治会 会長 柏木 精一
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のとおり提案するものである。

---

### 議第38号

#### 指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社みなまた
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第39号

#### 指定管理者の指定について

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市地域農業担い手育成センター
- 2 指定管理候補者の名称  
公益社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第40号

#### 指定管理者の指定について

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西 田 弘 志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称



- 水俣市久木野ふるさとセンター
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市久木野地域振興会 会長 寒川 忠行
  - 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第41号

### 指定管理者の指定について

水俣市東部センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田 弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市東部センター
- 2 指定管理候補者の名称  
東部地域振興協議会 会長 瀧上 重徳
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市東部センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第42号

### 指定管理者の指定について

水俣市はげのき館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田 弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市はげのき館
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市はげ振興会 会長 緒方 新一郎
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市はげのき館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

## 議第43号

### 指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田 弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市漁業協同組合 代表理事組合長 前田 和昭
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(提案理由)

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第44号

### 指定管理者の指定について

水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田 弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社トシヒロ
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第45号

### 指定管理者の指定について

水俣市文化会館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田 弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市文化会館
- 2 指定管理候補者の名称  
公益財団法人水俣市振興公社

### 3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(提案理由)

水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第46号

#### 市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

No.	路線	起 点	終 点	重要な経過地
1	汐見町8号線	汐見町1丁目231番12地先	汐見町1丁目231番12地先	なし

(提案理由)

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

---

### 議第47号

#### 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

No.	路線	起 点	終 点	重要な経過地
1	古賀町8号線	古賀町2丁目3番地先	古賀町2丁目3番地先	なし

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

---

### 議第48号

#### 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等を次のように制定することとする。

平成27年2月24日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等  
(郵便局の指定及び取り扱わせる郵便局の名称)

第1条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）第3条第1項の規定に基づき、郵便局事務取扱法第2条各号に掲げる事務を取り扱わせるため、久木野郵便局、釣橋郵便局、湯出郵便局及び袋郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）を指定する。（事務の範囲）

第2条 郵便局事務取扱法第2条第1項の規定に基づき、事務取扱郵便局において、次に掲げる水俣市の事務（以下「委託事務」という。）を取り扱わせることとする。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書（磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に限る。）の交付（当該戸籍又は除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- (2) 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (3) 住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に限る。）及び住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (4) 戸籍の附票の写し（磁気ディスクをもって調製された戸籍に限る。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- (5) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し

（取扱期間）

第3条 事務取扱郵便局における委託事務の取扱期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（協定）

第4条 第1条から前条までに定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項については、水俣市と郵便局株式会社が合意の上、協定を定めることとする。

附 則

この指定は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものである。

---

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 平成27年第1回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立って、平成27年度の施政方針について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年2月の市長選挙において市民の皆様の御信任をいただき、市長の重責を担うこととなり1年が過ぎました。この間、市政運営のさまざまな場面で、その職責の重さをひしひしと感じながら、市民の皆様の付託に応えるために全力で職務に取り組んでまいりました。

市政運営に当たっては、私は市民が主役のまちづくりを掲げ、さまざまな立場の方々のお話を素直に聞くことに努めてまいりました。マニフェストにも掲げた、市民との直接対話の場としての地域懇談会、ランチミーティングのほか、さまざまな場面で今後もこの姿勢を貫き、立場や考え方の違いがあっても、お互いを尊重し、理解・協力し合う、もやい直しの精神で、市政を進め

ていきたいと考えております。

輝く水俣づくりのために、今後とも全力を尽くしてまいりますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

水俣市民は、水俣病という、世界にも例のない厳しい公害を経験し、それに伴う地域社会の混乱、地域経済の疲弊などを目の当たりにしてきました。

そして、それを乗り越え、環境という新たな物差しで地域を見詰め直し、市民の力を結集して環境のまち水俣を築き上げてきました。

平成25年に開催された水銀に関する水俣条約外交会議、全国豊かな海づくり大会という歴史的なイベントを経て、水俣のメッセージは日本全国へ、そして世界へと発信されています。今こそ、第5次水俣市総合計画の基本理念に掲げた環境と経済が一体となって発展する、持続可能な地域社会の構築という目標へのさらなる取り組みを通じて、新たな水俣を築く時が訪れています。

本市を取り巻く環境も大きく変化しつつあります。

九州新幹線の全線開通から3年を経過し、熊本市まで30分足らず、博多まで1時間少々で到達できるようになり、通勤・通学、商用、観光などの人の流れも、以前とは様相を異にしています。平成27年度には南九州西回り自動車道・津奈木インター、平成30年度には、いよいよ水俣インターが供用開始されます。これら交通アクセス向上の恩恵を、産業の振興、観光客の呼び込み、そして、市民の生活の質の向上に最大限に活用して、地域の活力を呼び覚ます取り組みを進めていかなければなりません。

私は、これまで折に触れて、市民とともに輝く水俣づくりを進めるということをお願いしてまいりました。輝く水俣づくりは、輝く人づくりに通じるものと考えています。人が輝き、まち輝く、活気ある水俣を目指して、全力で取り組む決意をここに明らかにして、以下、平成27年度に進める主な事業等について申し上げます。

まず、活気あふれるまちづくりについて申し上げます。

水俣市出身の村下孝蔵さんのヒット曲、初恋は、私の大好きな曲です。商店会長時代には、これにちなんだ歌碑や初恋ポストを設置したり、商店会の名前を改めたりなど、いろいろやってきました。このほか、水俣湾に浮かぶ恋路島、親水護岸の恋人の聖地モニュメントなど、水俣には恋にちなんだ名所や見どころがいくつもあります。このような地域の資源を活用して、水俣のまちの活性化につなげられないかということをいつも考えております。

さて、私が、市民の皆様との懇談でよくきかれることといえば、地域経済の振興と雇用の確保、そして若者の流出をいかに食い止めるかについてです。これまで、JNC、新栄合板工業、河村電器産業などを初めとする、本市の屋台骨を支える企業に加え、水俣産業団地などを中心として新たな環境産業などの集積を図りつつ、企業誘致、創業支援などに取り組んできました。

地域経済の活性化を図るに当たり、地場企業こそは、地域の経済と雇用を支える重要な存在であり、平成27年度は、現在策定している水俣市産業振興戦略に沿って、地場企業の企業力を高める支援を進め、事業の拡大や新事業展開をサポートする体制を整え、水俣の特性をいかした新産業と雇用の創出に取り組んでまいります。また、企業誘致は、成功すれば生産、雇用、税収増などの効果を短期間に実現できる重要な取り組みですので、今後もさまざまな機会を捉えて、継続的に活動を展開するとともに、水俣市産業振興戦略に沿って、人材や事業を誘致する視点からの取り組みも進めてまいります。

そのほか、水俣川河口臨海部から水俣産業団地、丸島漁港への道路アクセス向上を図ることで、周辺の産業振興を図るための道路整備事業について、引き続き調査・検討を進めることとしています。

商店街では、それぞれの商店の魅力の向上や繁盛店づくりを初め、商店会組織が実施するにぎわい創出のための取り組みを支援していきます。また、国の地方創生事業に係る交付金を活用したプレミアム付き商品券などの事業も検討しています。

観光振興につつまして、近年整備の進んでいる湯の児温泉、湯の鶴温泉に加え、エコパークバラ園などを目当てに水俣を訪れる人が増加しており、宿泊者数、観光入り込み客数ともに増加に転じています。この勢いを持続していくため、今後も関係機関と連携して、継続的な情報発信に取り組んでいくとともに、新たな観光資源や特産品の開発に努め、観光地としての水俣のイメージアップを図ってまいります。また、湯の鶴温泉では、引き続き湯の鶴温泉保健センター及び周辺地域の整備を予定しており、湯の鶴観光物産館鶴の屋とあわせて、温泉街振興の拠点として魅力アップを図るとともに、イベントの支援などにも努めてまいります。

次に、交流人口の拡大、定住促進の取り組みについて申し上げます。

国のまち・ひと・しごと創生においては、都市から地方への新たな人の流れをつくるということがうたわれています。また、移住にまでつながらなくとも、水俣を訪れる人、水俣のことを知る人をふやし、交流人口の拡大を図っていくことで、水俣の魅力を発信することができます。

移住・定住の促進、U I J ターンの誘致などに取り組み、地域の担い手となりうる若者を水俣に呼び込み、移住定住につなげるため、移住定住に関する地域のコーディネート役としての集落支援員を新たに設置することとし、将来的には、地域おこし協力隊の受け入れなどの事業につながる体制づくりを行いたいと考えています。

農林水産業の振興について申し上げます。

農林水産業は、本市の産業の大きな柱の1つであり、地域活性化につながる重要な産業であると認識しております。

農業では、基幹作物のかんきつ類やサラダタマネギ、お茶などのさらなる生産振興や品質の向



上を積極的に支援し、農家所得の向上を図ってまいります。また、市内外での地元農産物等の販売促進活動を行うことで、安心安全な水俣ブランドの確立を図るとともに、人・農地プラン、農地中間管理事業に基づく農地の有効活用や農地集積を図りつつ、国の青年就農給付金制度等を活用して、地域農業の担い手となる人材の育成・確保に努めてまいります。

水産業では、平成26年度から開催している水俣漁師市を継続・拡大し、稼げる水産業づくりにつなげていくために、安心安全な水俣ブランドの確立と、各種加工品開発など水産業の魅力づくりにも力を注ぎ、直売所・共同利用施設の整備など、経営基盤の強化に取り組んでいきます。

なお、熊本県においては、平成25年3月に、くまもと県南フードバレー構想を策定され、食を中心とした県南地域の振興に取り組んでおられます。県及び県南15市町村で設立された、くまもと県南フードバレー推進協議会には、市内の生産者や事業者の皆様にも御加入いただいているところであり、本市においても、産地ブランドの確立や収益性の向上、6次産業化などに向けた支援を進めてまいりたいと考えております。

林業について、水俣芦北森林組合の間伐、除伐等の事業を推進するとともに、森林施業促進のための活動を支援しながら、林業の活性化に取り組んでいます。森林の適正管理を将来にわたって継続し、市内の素材生産を拡大していくためには、林業担い手の育成・確保が不可欠であることから、雇用の受け皿となる林業事業体の就業促進活動を支援してまいります。

水俣病の取り組みについて申し上げます。

水俣病被害者の救済支援につきましては、昨年8月末に水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済措置の判定が終了し、多くの方が救済対象となっております。このことは、水俣病問題の解決に向けた大きな前進であると認識しておりますが、一方で、公害健康被害の補償等に関する法律による認定申請や救済を求める訴訟も継続しており、地元自治体として幅広い対応が求められています。

市としては、被害を受けられた方々はもちろん、多くの市民の皆様の声为国や県、さらに原因企業にしっかりと伝えていくことが重要と考えています。また、高齢化が進む被害者の方々や御家族に対しましては、今後も安心、安全な生活が確保できるよう、きめ細やかな対応に努めてまいります。

環境モデル都市づくりの取り組みについて申し上げます。

環境モデル都市づくりの推進につきましては、これまで多くの市民の皆様との協働により、ゼロ・ウェイストのまちづくりの推進、省エネ・省資源に係る普及啓発、再生可能エネルギーの導入促進、地域丸ごとISO活動の推進などに取り組んでいます。今後も取り組みの内容の見直しをしながら、より多くの市民、事業者に御参加いただける活動に発展するよう努めてまいります。

国と熊本県の御協力を得て進めている「環境首都」水俣創造事業では、水俣地域において、環

境負荷を少なくしつつ経済発展していく、新しい形の地域振興モデルの創造に向けた取り組みを進めています。平成27年度においては、産業振興戦略の推進、地域主導の取り組みによる再生可能エネルギー導入を図るスマートコミュニティ構築事業、丸島漁港及び産業団地の活性化に関する調査検討事業、国内だけでなく海外からの観光客誘致に向けた基盤づくり、水俣駅・湯の鶴温泉における公共空間整備事業、地域に密着した公共交通機関の利用促進などの事業に取り組むこととしています。

また、高等教育・研究活動推進事業においては、水俣を訪れる大学や大学院などの教育・研究活動の拠点となる施設として、旧水俣高校商業科実習棟の改修工事を実施することとしています。

高齢者福祉及び介護保険事業の推進につきましては、平成26年度において平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間として、第6期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定したところです。今後、さらに急速に進行していくことが予想される超高齢化社会に対応し、全ての高齢者が元気に老い、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護サービス事業者はもとより、元気高齢者を初めとする地域住民やNPO等の多様な担い手による健康づくり・介護予防事業や声かけ・見守り等の生活支援サービスの充実を初め、高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進、医療と介護の連携強化及び多職種連携等による地域包括ケアシステムの機能強化に取り組むとともに、新たに医師会等の協力を得て認知症の早期発見、早期予防等に向けた、みなまたモデルの認知症対策の推進等に取り組んでまいります。

健康づくりの推進については、若い世代の生活習慣病の発症がふえており、成人期だけでなく、より早期からの対策が重要となっています。今後は、関係機関と連携しながら、妊娠期や子どもを含めた全ライフステージにおける生活習慣病予防対策を強化して、健康寿命の延伸に努めてまいります。

障がい福祉につきましては、障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、もやいを実感できる共生社会の実現を目指す水俣市障がい者計画と、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等を円滑に実施することを目的とした、第4期水俣市障がい福祉計画に基づき、障がい福祉の推進を図ってまいります。

なお、これまで、こどもセンターを中心に実施してきた地域療育センター事業については、平成27年度から民間に委託することとしましたが、これにあわせて児童福祉法に基づく児童発達支援、及び放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業の充実を図ることとしています。

子育て支援につきましては、水俣市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所・学童クラブ・ファミリーサポートセンターなど、既存のサービスを継続して実施するとともに、平成27年度から本格実施される子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に取り組んでまいります。また、子育て世帯への支援は、国のまち・ひと・しごと創生においても、重点的な取り組みを求められ

ている分野であり、引き続き検討を進めることとしています。

この1年間を振り返ると、広島の土砂災害、御嶽山の噴火など、各地で大きな災害が発生したことが思い起こされます。平成15年の土石流災害では、本市においても、19名ものとうとい命が失われており、このようなことが二度とないよう、自主防災組織等も含めた市全体の防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

災害の際に、市から住民への避難指示や勧告など、緊急情報を確実に伝達するための手段として、防災行政無線は欠かすことのできない設備です。平成8年に運用を開始した現在の設備は、老朽化が著しく、平成25年度から更新に向けた設計などの作業を進めており、平成27年度からいよいよ設備の更新工事を開始することとしています。これにより、最新のデジタル式機器を導入し、迅速な情報伝達が可能となるほか、あわせて聞こえにくい地域の解消や防災機器の耐震化などが測られ、防災体制のさらなる充実につながるものと期待しております。

お年寄りや児童生徒など、いわゆる交通弱者を支える公共交通の確保について、みなくるバスや乗合タクシーについては、平成26年度に策定した水俣市公共交通網形成計画に基づいて、さらなる利便性の向上や観光客への配慮を盛り込んだ見直しを予定しています。

肥薩おれんじ鉄道では、水俣駅舎の改修工事が完了いたしますので、平成27年度には、駅の利便性や交通結節拠点としての機能をいかして、商店街との連携を考慮した周辺整備に向けた実施設計を行うこととしています。

南九州西回り自動車道については、着々と整備が進んでおり、平成30年度には、水俣インターチェンジが供用開始される予定です。本市では、平成27年度から、袋インターチェンジに接続する市道の用地取得に着手することとしており、そのほか市道の整備では、昭和・白浜線の歩道整備工事などを行い、児童生徒などの安全な通行空間の確保に努めることとしています。

市営住宅の整備につきましては、水俣市公営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した牧ノ内団地の建てかえ工事を進めており、維持・補修では、初野団地、西ノ浦団地の防水及び外壁改修工事を進める予定です。

市内の良好な景観づくりにつきましては、環境首都にふさわしい景観づくりの1つとして、引き続き市内各所に花の植えつけを行うとともに、湯の児海岸線沿いの桜並木や中尾山からの眺望を確保できるよう、景観整備を進めてまいります。

公共水域の水質保全につながる合併処理浄化槽の普及について、平成27年度は、補助金の上乗せによる設置強化期間の最終年度となりますので、既存建物での合併処理浄化槽への更新を促進するため、戸別訪問などを実施して、市民への周知・啓発を図り、合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

水道事業では、更新時期を迎えた古い設備を省エネルギー機器に更新するとともに、老朽化し

た送・配水管の耐震化を図りながら、計画的に施設整備を実施してまいります。また、平成28年度の整備完了に向け、引き続き、簡易水道統合整備事業を推進してまいります。

医療体制の確保は、住民生活を支える重要な社会基盤であるといえます。水俣市立総合医療センターでは、水俣市を初め、芦北・天草地域の県南医療圏や出水郡市、伊佐市などの北薩医療圏における急性期医療を行う二次救急医療機関、災害拠点病院として重要な役割を担っています。

さらに、地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携を進めているところであり、質の高い医療や看護サービスを提供するため、平成27年度からICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築に取り組み、急性期医療、在宅医療、介護関連施設等の地域連携を図っていくこととしています。

また、診療体制につきましても、平成25年度には常勤の医師がいなかった神経内科の医師を確保するなど、医療スタッフの充実に努めているところですが、今後も、医師、看護師などの医療従事者を確保し、地域医療の中核的病院として安全で高度な医療を提供できる診療体制づくりを進めてまいります。なお、現在、導入から14年経過していたMRI装置の更新工事を行っており、4月1日から稼働する予定としております。これらの高度医療機器につきましては、適宜更新し、的確な診断・医療が提供できるよう整備してまいります。

学校教育においては、教育委員会基本目標「心豊かな人づくり」のもと、学びの心をもつ子ども、育ての心をもつ教師、はずむ心のある学校の3つを努力目標に、ふるさと水俣を愛し、人や自然を大切にするとともに、自らの行動に責任を持つことのできる子どもたちの育成を目指し、ふるさと教育「水俣科」を推進するほか、学校教育改革プロジェクトを推進し、学力向上と開かれた学校づくりを推進していきます。また、いじめの未然防止の取り組みとして、子どもたちの自立支援事業を継続し、児童会や生徒会を中心としたリーダー研修を行い、楽しい学校づくりを目指します。さらに、子どもたちの豊かな心を育むため、学校図書館活用教育を推進します。

社会教育の推進につきましては、子どもたちの生きる力、豊かな心を育むため、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる体制のさらなる充実を図ります。

まず、まちづくり団体の育成・支援、家庭教育の推進、青少年の健全育成など、地域活動や社会教育活動の活性化を図るとともに、地域住民の人権問題に対する理解を深めるための事業を実施します。自主文化事業につきましては、劇団四季のファミリー向けミュージカルを予定しており、質の高い優れた芸術文化に触れていただく機会を持つこととしています。また、生誕100年を迎える水俣出身の詩人、淵上毛銭については、淵上毛銭を顕彰する会と連携して記念イベントを実施してまいります。

読書のまちづくりにつきましては、図書館をより身近に感じてもらえるよう図書館まつりなどのイベントを実施するほか、乳幼児に絵本を贈呈する、ぐるりんぱブックスタート事業の拡充、



動く絵本みなよむ号の活用などにより、読書活動の推進を図ります。また、今年度は、第4回みなまた環境絵本大賞の募集年となっておりますので、全国から幅広く作品募集を行う予定です。

スポーツ振興に関しては、本市のスポーツ振興の中心的役割を担う市体育協会を初め、各競技種目団体、自治会、学校部活動、総合型地域スポーツクラブ等の活動を積極的に支援し、地域社会全体の地元力・ふるさと力の向上を図ります。また、リニューアルした市民体育祭の開催など、子どもから高齢者、障がいを持つ人まで、誰もが生涯を通じて気軽に参加できる生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興と競技力の向上にも努めます。スポーツ施設については、維持補修・更新を計画的に実施し、スポーツ環境の整備を図るとともに、エコパークなどほかのスポーツ施設も活用し、スポーツ大会の誘致や合宿の受け入れ等を積極的に進めてまいります。

地方創生の推進について申し上げます。

昨年5月、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が発表した提言、ストップ少子化・地方元気戦略と消滅自治体リストの公表は、全国的に大きな反響を呼び、多くの自治体に深刻な衝撃を与えました。すなわち、2040年までに全国の市町村の半数が消滅する可能性があるとの驚くべきレポートで、残念ながら水俣市もその消滅自治体リストに名を連ねています。地方から都市部への人口移動の流れに加え、近年では少子化による影響も加わって、地方における人口減少は厳しい状況となっています。

こうした地方の現状を踏まえ、国は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方創生、まち・ひと・しごと創生に取り組もうとしています。また、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、全国の都道府県及び市町村においても、地域の人口動向の分析、将来展望を示す地方人口ビジョンと、それをもとに今後5カ年の目標、施策の基本的方向性や具体的な施策を提示する地方版総合戦略の策定が要請されているところであり、本市においても平成27年度において、この水俣版総合戦略の策定等に取り組むこととしています。

仕事ができる市役所づくりについて申し上げます。

市役所は、市民の役に立つ所と書きます。私は、水俣市役所は、水俣市内で最大のサービス事業所だと思っています。

多様化する住民のニーズに的確に対応し、必要な施策を適切に実施していくためには、効率的な行政運営に努め、人材、予算などの限られた行政資源を適切に活用して、行政運営の効率化、健全化を図らなければなりません。そのため、政策実現のスピード化、事務処理の一本化を図ること。責任と権限を持って重要政策の推進に取り組む体制をつくること。新たな行政分野に積極的に取り組む意識を持つこと。以上の観点から、市役所の組織や仕事の見直しに取り組んでまいります。

以上、平成27年度の取り組みについて述べてまいりました。これらの取り組みを通して、人が輝き、まち輝く、活気ある水俣の実現を目指してまいります。

全ての市民が、水俣に生まれてよかった、水俣で育ってよかった、水俣は本当によかところばいと胸を張って言える。そんなまちづくりを目指して、張り切って取り組んでまいります。

市民の皆様、そして市議会議員の皆様の御理解、御指導、御協力を心からお願い申し上げます。  
以上でございます。

○議長（大川末長君） この際10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君）（続） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第1号水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな教育長の勤務時間等を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第2号水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業に関する基準並びに基準該当介護予防支援の事業に関する基準等を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市学校体育施設等使用条例の制定について申し上げます。

市立小学校及び中学校の体育施設等を、学校教育の支障のない範囲において、一般市民の使用



に供すること（学校開放事業）に関し、所要の規定の整備を行うため、本案のとおり制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の実施基準の内容が改正されたため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政手続法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行及び集落支援員の設置に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

予防接種法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第12号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第14号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

行政組織・機構の変更に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第15号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

セカンドオピニオン外来を設置するに当たり、相談料金を定める必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第16号平成27年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ147億7,722万2,000円で、平成26年度の6月補正後予算額と比較いたしますと、5億8,713万円、約4.13%の増加となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、臨時福祉給付金給付事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、国勢調査費、自治会活動の振興に係る経費、第3款民生費に、自立支援給付費、法人立保育所運営費負担金、生活保護費、児童手当、次世代育成支援施設整備事業、老人福祉施設措置費、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、子ども医療費助成事業、合併処理浄化槽設置整備事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、第5款農林水産業費に、新規就農支援総合対策事業、中山間地域等直接支払事業、農業基盤整備促進事業、農村地域防災減災事業、有害鳥獣駆除事業、森林整備地域活動支援事業、水産振興対策事業、第6款商工費に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、水俣観光誘客事業、商工業資金貸付・出資事業、地場企業処遇改善支援事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、袋インター関連道路改良事業、昭和・白浜町線歩道整備事業、市内一円市道改良及び維持補修費、道路ストック総点検事業、耐震改修促進事業、第8款消防費に、防災行政無線整備事業、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防防災施設整備事業、防災関係に係る

経費、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、小中学校施設耐震化推進事業、図書館・公民館施設整備事業、みなまた環境絵本大賞事業、淵上毛銭生誕100年記念事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、債務負担行為として、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料外8件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、過疎対策事業債外6件を計上いたしております。

次に、議第17号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億431万6,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第18号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億8,701万1,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などの歳入をもって充当いたしております。

次に、議第19号平成27年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億7,593万4,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第20号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ15億2,527万8,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上いたしております。

第1款公共下水道事業費の主な事業といたしまして、浄化センター運転管理業務委託料、白浜

雨水ポンプ場改築更新工事委託料等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、債務負担行為といたしまして、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託料外2件を計上いたしております。

また、地方債といたしまして、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

次に、議第21号平成27年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に70億6,484万5,000円、収益的支出に70億1,339万7,000円、資本的収入に3億2,382万4,000円、資本的支出に8億5,778万4,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上しております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上しております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、内視鏡情報管理システムやデジタルX線TVシステム、超音波白内障手術装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上しております。

このほか、企業債につきましては、医療機械器具等整備事業の病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

また、債務負担行為としまして、看護システムライセンス使用料を新たに設定するものであります。

次に、議第22号平成27年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億9,689万6,000円、収益的支出に4億197万1,000円、資本的収入に6,935万円、資本的支出に5億173万7,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

次に、議第23号平成26年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,643万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ147億1,061万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業、第3款民生費に、自立支援給付費、第5款農林水産業費に、新規就農支援総合対策事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、第7款土木費に、県道路整備事業負担金などを増額したほか、各款におい



て、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、みなまた環境まちづくり推進事業外23件を計上いたしております。

債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外5件を追加、複写機・プリンター複合機借上料外9件の変更を計上いたしております。

地方債補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第24号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,642万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ45億9,302万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第11款諸支出金に平成25年度療養給付費負担金及び老人保健医療費拠出金の交付額確定に伴う返還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第10款繰越金等をもって調整いたしております。

次に、議第25号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,564万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で人件費と後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金、第4款繰越金をもって調整しております。

次に、議第26号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,120万9,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億8,886万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費、第2款保険給付費の減額等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金等で調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、年度内に完了が困難となりました介護保険電算システム改修事

業に係る繰越明許費を計上いたしております。

次に、議第27号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ597万3,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億3,293万8,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、公課費及び浄化センター運転管理業務委託料等を減額いたしております。また、第2款公債費において、長期債利子を減額いたしております。

これらの財源としましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入をもって調整いたしております。

また、繰越明許費としまして、下水道建設事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第28号平成26年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を1億8,856万7,000円減額し、補正後の収益的収入の額を69億5,222万1,000円とし、収益的支出の額を7,528万9,000円増額し、補正後の収益的支出の額を85億6,380万1,000円とし、資本的収入の額を200万円増額し、補正後の資本的収入の額を5億6,503万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入については、入院収益の減額及び外来収益の増額、収益的支出については、薬品費の増額、資本的収入については企業債を増額するものです。

次に、議第29号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、平成26年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を48万7,000円増額して、補正後の収益的収入の額を5億9,183万3,000円に、収益的支出の額を6,805万2,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億7,795万5,000円とするものであります。

また、第4条に定める資本的支出の額を6,387万2,000円減額して、補正後の資本的支出の額を6億5,479万円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的収入には減価償却累計額の調整額を、収益的支出には固定資産除却費の減額等を計上しております。

資本的支出には、工事請負費の減額等を計上しております。

次に、議第30号から議第45号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市厚生会館、ふくろふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、一小ふれあい学童クラブ、水俣市高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザ、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市地域農業担い手育成センター、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館、湯の児フィッ



シングパーク、水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第46号市道の路線廃止について申し上げます。

本路線は、エコパーク内にある熊本県港湾課所管の臨港道路として一体的に管理されることとなったため、道路法第10条第3項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第47号市道の路線認定について申し上げます。

本路線は、関係する地権者からの寄付の申し出があり、水俣市道認定基準を満たすことから、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第48号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第48号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第23号から議第29号までの平成26年度各会計補正予算は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第23号平成26年度水俣市一般会計補正予算第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（大川末長君） 議第24号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（大川末長君） 議第25号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（大川末長君） 議第26号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（大川末長君） 議第27号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（大川末長君） 議第28号平成26年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（大川末長君） 議第29号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第23号から議第29号まで議案7件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時27分 休憩

---

午後4時33分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案7件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 淵上道昭議員。

（総務産業委員長 淵上道昭君登壇）

○総務産業委員長（淵上道昭君） ただいま総務産業委員会に付託されました議案について、委員

会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第23号平成26年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業、第5款農林水産業費に、新規就農支援総合対策事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、第7款土木費に、県道路整備事業負担金などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

また、繰越明許費として、みなまた環境まちづくり推進事業外12件を計上している。

このほか、債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外5件を追加、複写機・プリンター複合機借上料外7件の変更を計上している。

また、地方債補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地方バス路線維持費補助金の近年の状況についてただしたのに対し、燃料費高騰の影響、乗客の減少など厳しい状況の中、補助金がふえたものであるとの答弁がありました。

また、稼げる園芸産地育成対策事業費補助金の利用状況等についてただしたのに対し、JATAマネギ部会のタマネギ機械利用組合を事業主体としての機械の導入への補助を行うものである。およそ3戸の農家ごとに班を組まれ、班で1台の機械を共同利用されるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ597万3,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億3,293万8,000円とするものである。

補正の主な内容は、第1款公共下水道事業費において、公課費及び浄化センター運転管理業務委託料等を減額している。また、第2款公債費において、長期債利子を減額している。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入をもって調整している。

また、繰越明許費として、下水道建設事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、下水道建設事業で繰越明許費が生じた理由についてただしたのに対し、民有地を利用して污水管を敷設する工事に関し、地権者の相続等の関係で同意を得るのに時間を要し、予

算の繰越しを行う必要が生じたものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第29号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、平成26年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を48万7,000円増額して、補正後の収益的収入の額を5億9,183万3,000円に、収益的支出の額を6,805万2,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億7,795万5,000円とするものである。

また、第4条に定める資本的支出の額を6,387万2,000円減額して、補正後の資本的支出の額を6億5,479万円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入に減価償却累計額の調整額を、収益的支出に固定資産除却費の減額等を計上している。

資本的支出には、工事請負費の減額等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、管路整備費の工事請負費の減額の状況についてただしたのに対し、第一水源から古城配水池までの老朽管の改良工事を計画していたが、埋蔵文化財の調査該当区域に当たり、現在調査が入っているため、その部分の工事ができなかったものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第23号平成26年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に、自立支援給付費ほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上している。

なお、財源としては、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、国民健康保険事業特別会計繰出金外9件を計上している。

債務負担行為補正として、高齢者福祉センター管理委託料外1件の変更を計上している。

地方債補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、エコ住宅建築促進総合支援事業補助金について、エコ住宅の建築件数が減少した原因についてただしたのに対し、昨年は消費税が増税となったため、増税前の駆け込み需要があったことから、今年度の建築件数が減少したことが原因ではないかと考えているとの答弁があ

りました。

また、母子家庭高等技術訓練促進費の内容についてただしたのに対し、母子家庭の母親が就職する際に、生活の安定につながるよう、資格を取得するための補助費用であるとの答弁がありました。

また、教育費国庫補助金の住宅・建築物耐震改修等事業補助金の減額補正について、どこの改修を行ったのかただしたのに対し、図書館の1階部分の耐震が不足することから、今年度耐震実施設計業務を行った分の入札残であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,642万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ45億9,302万8,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第11款諸支出金に平成25年度療養給付費負担金及び老人保健医療費拠出金の交付額確定に伴う返還金等を計上している。

これらの財源としては、第10款繰越金等をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,564万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費で人件費と後期高齢者医療広域連合納付金を減額している。

この財源としては、第3款繰入金、第4款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、後期高齢者医療システム改修事業が今年度中に間に合わなかった理由についてただしたのに対し、全庁内で進めている団体内統合宛名システム改修事業が一般会計で繰り越されており、その基幹システムと連携するシステム改修であり、後期高齢者医療システム改修事業も繰り越しとなったと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,120万9,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億8,886万8,000円とするものである。



補正の内容としては、第1款総務費、第2款保険給付費の減額等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金等で調整している。

このほか、繰越明許費として、年度内に完了が困難となりました介護保険電算システム改修事業に係る繰越明許費を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、施設介護サービス給付費が減額補正となった理由についてただしたのに対し、利用数は変わっていないが、当初の見込みでは介護施設の入所者が重度介護へ移行していくと推測し、また同様に、老人福祉施設のユニット型施設が建設され、給付単価が高く、かつ、入所者の介護度も重度化すると想定していたことから、当初予算を高めに見積もり減額補正になったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第28号平成26年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を1億8,856万7,000円減額し、補正後の収益的収入の額を69億5,222万1,000円とし、収益的支出の額を7,528万9,000円増額し、補正後の収益的支出の額を85億6,380万1,000円とし、資本的収入の額を200万円増額し、補正後の資本的収入の額を5億6,503万7,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入については、入院収益の減額及び外来収益の増額、収益的支出については、薬品費の増額、資本的収入については企業債を増額するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、入院・外来患者数の減少原因についてただしたのに対し、主に人口の減少が原因であるとの答弁がありました。

また、収益的収入に比べ支出が多い理由についてただしたのに対し、平成26年度から企業会計の制度改正となり、退職給与引当金が義務化されたことで、現職員分の退職金を一括し積み立てたためであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

---

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年2月24日

総務産業常任委員長 淵 上 道 昭

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

記



事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第23号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第27号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第29号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年2月24日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 大川 末長 様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第23号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	原案可決	全員賛成
議第24号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第25号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第26号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第28号	平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第23号平成26年度水俣市一般会計補正予算第7号から議第29号平成26年度水俣市水道事業会計補正予算第4号まで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） この際しばらく休憩します。

午後 4 時52分 休憩

午後 4 時55分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成26年11月7日付けで受理し、現在、総務産業委員会で審査中であります請第4号消費税10%への引き上げ反対の意見書提出を求める請願については、請願者及び紹介議員から2月24日付で請願の取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

この際、請願の取り下げについてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって請願の取り下げについてを日程に追加し、議題とします。

請願の取り下げについて（日程追加）

○議長（大川末長君） 請願の取り下げについてを議題とします。

---

#### 請願の取り下げについて

平成26年11月7日提出しました請第4号「消費税10%への引き上げ反対の意見書提出を求める請願について」を取り下げます。

平成27年2月24日

水俣市栄町1-1-25

水俣芦北地域社会保障推進協議会

代表者 北蘭 正人

紹介議員 川上紗智子

水俣市議会議長 大川末長様

○議長（大川末長君） お諮りします。

請第4号消費税10%への引き上げ反対の意見書提出を求める請願の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって請第4号の取り下げについては承認することに決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市政治倫理条例に関する事項を審査・調査するため、委員9人で構成する水俣市政治倫理条例検証特別委員会の設置についてを議席に配付しておきました。

お諮りします。

この際、水俣市政治倫理条例検証特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって水俣市政治倫理条例検証特別委員会の設置についてを日程に追加し議題とします。

---

水俣市政治倫理条例検証特別委員会の設置について（日程追加）

○議長（大川末長君） 水俣市政治倫理条例検証特別委員会の設置についてを議題とします。

---

#### 特別委員会の設置について

- 1 名 称 水俣市政治倫理条例検証特別委員会
- 2 構成人員 9人
- 3 審査・調査事項 水俣市政治倫理条例に関する事項  
（本日、陳第1号水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情についてを付託）
- 4 審査・調査期限 今期定例会終了の日まで
- 5 審査・調査費用 議会費の既決予算の中から支出する

---

○議長（大川末長君） お諮りします。

水俣市政治倫理条例に関する事項を審査・調査するため、委員9人で構成する水俣市政治倫理条例検証特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって水俣市政治倫理条例検証特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました水俣市政治倫理条例検証特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、谷口明弘議員、高岡利治議員、塩崎信介議員、中村幸治議員、牧下恭之議員、真野頼隆議員、谷口眞次議員、緒方誠也議員、野中重男議員、以上9人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました9人の議員を水俣市政治倫理条例検証特別委員会に選任することに決定しました。

水俣市政治倫理条例検証特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午後4時59分 休憩

---

午後5時9分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水俣市政治倫理条例検証特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 真野頼隆議員

副委員長 谷口眞次議員

以上のおりであります。

---

○議長（大川末長君） お諮りします。

陳第1号水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって陳第1号水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情についてを議題とします。

---

陳第1号 水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情について（日程追加）

○議長（大川末長君） 陳第1号水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳第1号は、会議規則第134条第2項の規定により、水俣市政治倫理条例検証特別委員会に付託の上、今期定例会の終了の日まで審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件はそのように決定しました。

---

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明25日から3月10日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月11日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は3月3日正午まで、議案質疑の通告は3月11日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後5時11分 散会

平成27年3月11日

平成27年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問



# 平成27年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成27年3月11日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時34分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）
総務企画部次長	（本田真一君）	福祉環境部次長	（川野恵治君）
産業建設部次長	（関洋一君）	総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（吉本哲裕君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第2号

平成27年3月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1  瀧上道昭君 | 1  施政方針について              |
|          | 2  福祉・健康問題について           |
|          | 3  農業・林業等問題について          |
| 2  緒方誠也君 | 1  水俣環境アカデミー機構（仮称）について   |
|          | 2  水俣川河口臨海部振興構想について      |
|          | 3  エコパーク水俣について           |
|          | 4  市役所組織機構変更について         |
|          | 5  移住促進事業について            |
| 3  野中重男君 | 1  水俣病被害者の救済について         |
|          | 2  水俣市内に点在する水銀を含む残渣物について |
|          | 3  水俣病資料館での展示について        |
|          | 4  所得が少ない一人親世帯の住宅政策について  |

第2 休会について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、瀧上道昭議員に許します。

（瀧上道昭君登壇）

○瀧上道昭君 おはようございます。

創水会の湧上でございます。

行財政全般に施策の提言できる一般質問は、議員として極めて重要であると常に認識をしてまいりました。通告に従い、順次質問を行いますので、積極的な答弁を強く申し上げ、最初の質問、1、施政方針について、以下5点を質問します。

①、平成27年度当初予算が前年比5.8億円増の147億7,000万円と過去最大級であるが、要因は何か。

②、主要事業を具体的にどのように展開するのか。

③、トップセールスをどのように展開するのか。

④、水俣版総合戦略とあるが、どのように展開するのか。

⑤、仕事のできる市役所づくりを、どのように取り組むのか。

次に、福祉・健康問題について、以下3点を質問します。

①、現在、市では生活習慣病予防に力を入れていると聞かすが、市民の健康状態をどのように捉えているか。子ども、壮年層、高齢者等ライフステージに応じた健康状態と課題は何か。

②、健康課題について、今度どのような取り組みを考えているか。

③、高齢者が元気に老いるための介護予防施策として、今後どのような方向性で取り組むつもりか。

最後に、農業・林業等問題について、以下3点を質問します。

①、基幹作物であるお茶・デコポン・サラダタマネギの経営状況はどう認識しているか。また、今後の対策はいかがか。

②、林業振興での除間伐の推進はどうなっているか。担い手の育成確保が不可欠の中、就業促進はどうなっているか。

③、獣害対策の現状と、今後の対策はいかがか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 湧上議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、施政方針については私から、福祉・健康問題については福祉環境部長から、農業・林業等問題については産業建設部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、施政方針について順次お答えいたします。

まず、平成27年度当初予算が前年比5.8億円増の147億7,000万円と過去最大級であるが、要因は何かとの御質問にお答えをいたします。

平成27年度の一般会計予算は、平成14年度の肉づけの6月補正後予算額157億6,000万円に次ぐ大きな額となりました。その要因としましては、普通建設事業費が高額となったことが挙げられます。

主なものといたしまして、防災行政無線施設の更新工事に5億2,800万円、高等教育・研究活動の拠点整備に1億4,000万円、法人立保育所に対する保育所施設整備補助金を1億5,500万円、民間の耐震診断義務化建築物の耐震改修工事等に対する補助金を1億3,000万円計上しております。また、継続事業の公営住宅建てかえ事業では、平成26年度の6月補正後予算額から1億円増加となっており、普通建設事業費の総額は約20億3,000万円、約6億4,700万円の増加となっております。

そのほか科目では、補助費等がプレミアム商品券や臨時福祉給付金の減少により、約2億2,400万円の減少となりましたが、物件費が小学校の教科書改訂に伴う教師用教科書や準拠教材の購入費、橋梁点検調査業務や県議会及び市議会議員選挙費で1億1,700万円の増加、扶助費が保育士の処遇の改善等に伴う保育所運営費負担金の増加などにより6,300万円の増加となっております。以上の内容が平成27年度一般会計予算の主な増加要因となっております。

次に、主要事業を具体的にどのように展開するのかとの御質問にお答えをいたします。

今議会の冒頭、平成27年度における施政方針について、市政の主要な取り組みを9つの項目に区分して申し上げさせていただきました。全ての項目がそれぞれ、重要な事業、取り組みでございますが、中でも重要と考えておりますのは、人口減少に歯どめをかけ、地域の活力を取り戻すための地域経済の活性化と雇用の拡大に向けた取り組みと、水俣の情報を発信し、交流人口の拡大を図り、水俣への人の流れをつくり出すための取り組みでございます。

これは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略における4つの基本目標のうち、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくるの2つに対応するもので、今後、水俣版総合戦略の策定・推進に当たっても重点的に取り組むべき分野であろうと考えております。

まず、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るには、本市の経済と雇用を支える根幹ともいえるべき、地場企業の活力を高めるための取り組みを進めなければならないと考えております。そのために、まずは現在策定中の水俣市産業振興戦略に沿って、地場企業の企業力を高めるための支援を進めます。平成27年度には、地場企業の事業の拡大や新事業展開をサポートし、水俣の特性を生かした新産業と雇用の創出を図るため、地場企業への支援体制の構築を行うこととしております。また、水俣川河口臨海部において、水俣産業団地・丸島漁港周辺の産業振興策についての検討を進めることとしております。

これらと並行して、みなまた環境テクノセンターでは、企業支援センターと連携して、産業振興にかかわる産官学金の連携、ネットワーク化の支援に取り組み、得意分野を生かした網羅的で

深い産業支援を可能とする地域産業振興のプラットフォームの構築を図ってまいります。

なお、企業誘致などのためのトップセールスや企業訪問、各種のPR活動については、私も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、地域経済の活性化に関して、農林水産業は、食の安心・安全を支え、生活環境の保全にもつながる重要な産業であり、本市の産業施策の大きな柱の1つであると考えており、これを魅力ある産業とするための取り組みに力を入れていきたいと考えております。

まず、農業においては、基幹作物のかんきつ類やサラダタマネギ、お茶などのさらなる生産拡大と品質の向上を図るため、甘夏の改植更新や茶の防霜ファン、被覆資材の設置のほか、ビニールハウスなどの施設導入など、頑張る農家の支援を推進してまいります。

また、安心・安全な水俣ブランドづくりを推進するために、私自身も先頭に立って、市内外での地元農産物の販売促進活動を積極的に展開していきたいと考えております。

水産業に関しましては、平成26年度から始めた水俣漁師市を継続、拡大するほか、シラスやカキなどについて、安心・安全な水俣ブランドの確立に取り組み、稼げる漁業の確立を図り、水産業の魅力づくりに努めてまいります。また、食に関連する物産フェアなどに積極的に参加し、あわせて漁業の生産体制づくりや直売所・共同利用施設の整備を進めていきます。

林業に関しましては、適切な森林施業により、森林の経済的機能と環境保全などの多面的機能の発揮につながるよう除伐等の事業を推進しながら林業の活性化に取り組みます。

次に、水俣の情報を発信し、交流人口の拡大を図り、水俣への人の流れをつくり出すための取り組みについて申し上げます。

まず、観光業は、対外的な情報発信、地域イメージの形成、ブランド化など、地域振興に密接に結びつき、交流人口の拡大に大きな力を発揮するとともに、経済波及効果が大きく、雇用創出力も大きい業種であります。引き続き力を入れて支援していかねばならないと考えております。

近年、水俣市では、湯の児温泉、湯の鶴温泉、エコパーク水俣などでの観光施設整備の進展と、積極的なイベント開催などにより、観光入り込み客数が増加に転じております。この勢いをさらに加速していくため、平成27年度には、引き続き湯の鶴温泉街の整備を行うほか、水俣観光誘客事業として、メディアを活用した水俣のPRを推進すること、新たなガイドブックを作成すること、また、食に関するイベントの誘致に積極的に取り組むこととしております。

また、(仮称)水俣環境アカデミア構想の実現に向けて取り組んでまいります。これは、日本の環境首都として、さまざまな取り組みの積み重ねによる知の集積のある水俣の地で研究者・学生だけでなく、市民・行政・企業などのさまざまな分野の人々が集まってネットワークを形成することで、水俣の経験・知恵に関する教育や研究、さらに情報発信、水俣の地域づくりへの貢



献、産業振興や商品開発などにもつながる知的活動を行う組織を目指すものでございます。平成27年度においては、このネットワークづくりの活動に加えて、連携活動の拠点施設として、旧水俣高校商業科実習棟を熊本県から借り受け、改修工事を行うことを予定しております。

さらに、水俣への人の流れをつくり出すための事業として、新たに移住定住促進事業を実施することとしております。これは、水俣の自然や環境といった資源を生かし、魅力をアピールして、水俣に住んでみたいという人を呼び込むことで、空き家や農地の有効活用につなげ、さらに、地域の担い手となる人材の確保や、新たな視点での地域の魅力の発掘を通じて地域力の維持と向上を目指すものでございます。平成27年度には、移住定住に関する地域のコーディネーターとして集落支援員を設置し、さらに、まちおこし協力隊の受け入れなどに向けて、地域の機運を盛り上げていきたいと考えています。

次に、トップセールスをどのように展開するののかとの御質問にお答えをいたします。

私は自治体の首長として、みずから先頭に立ち、行動することが特に重要と考え、水俣を広く発信し、積極的に売り込んでいく、いわゆるトップセールスを心がけております。各種イベントにおける水俣の産物や産業の紹介PRはもとより、ネットワークを築くことで水俣にメリットが大きい場合には、私の方から積極的に出向いて関係を構築しております。国・県の関係省庁を初め、政府関係者や国会議員の先生方、水俣にゆかりのある企業や企業人、また水俣出身者が集う場など機会あるごとに出向き、交流を深めることでネットワークを広げております。

さらにJICA（国際協力機構）やJETRO（日本貿易振興機構）など、国際機関を通じて海外にもネットワークを広げて、グローバルな中での水俣の位置を確立しているところでございます。直近では先週、台湾に出張いたしまして、九州と台湾との経済や産業の交流を深める目的で行われる日台産業協力架け橋プロジェクトに大川議長と一緒に参加をいたしました。本プロジェクトは九州経済国際化推進機構、九州経済連合会並びに日台の交流協会、台湾を代表する経済団体等からの後押しを受けて実現したものでございます。台湾南部の中核都市である台南市政府を訪問し、経済や産業、人材面での交流を相互に推進していくことを確認し合ったほか、台北市で開催されたセミナーでは、経済や人材交流のモデル自治体として環境首都みなまたを紹介させていただく貴重な機会をいただき、台湾・九州における経済産業界の各リーダーとも交流を深めてきたところでございます。本件につきましては、議会の日程調整等、御配慮いただきましたことにつきまして改めて感謝を申し上げます。

このように、みずから国内外で多方面へのトップセールスを展開し続けることで、水俣を売り込むと同時に、各界のリーダーと良好なネットワークを築きながら、水俣市にとって有益な施策や投資を呼び込み、地域貢献へとつなげてまいるといふふうに考えております。

次に、総合戦略とあるがどのように展開するののかとの御質問にお答えをいたします。



政府においては、人口減少・超高齢社会の到来にいち早く対応し、国家の活力を維持していくための取り組みを進めるため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、昨年11月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状と将来の展望を示す長期ビジョンと、実現するための5カ年の計画である総合戦略を取りまとめ、昨年12月27日に閣議決定をして、国と地方が一体となった取り組みを総合的に進めようとしております。

これを受けて全ての都道府県及び市町村は、平成27年度中に国の総合戦略長期ビジョンを勘案しつつ、独自の地方版人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定して、地域の特性に即したさまざまな取り組みを進めていくことが求められており、本市においても、これから水俣版人口ビジョン、水俣版総合戦略の策定に取り組んでまいります。

国の長期ビジョンでは、人口減少社会の到来と東京圏への集中の現状、地方経済の維持の重要性について言及しつつ、人口問題への早期対応の重要性、出生率の低い東京圏への集中がもたらす影響の重大さを指摘し、今後目指すべき将来像として、国全体で出生率の向上、人口規模の維持に取り組むために、まち・ひと・しごとの好循環づくりへの取り組みが重要であることをうたっています。

また、国の総合戦略では、今後の政策の方向において、成果重視の目標設定という姿勢を掲げつつ、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標に沿って政策のパッケージ化を行っております。これを受けて策定する水俣版総合戦略においては、国の政策の方向に沿いつつ、本市の現状に即した施策の色づけを行うとともに、独自の視点での重点取り組み項目なども盛り込んだものとしていきたいと考えているところであります。

例えば、施政方針でも言及いたしました地場企業の支援に関する取り組み、交流人口の増大に向けた観光振興策、移住・定住の促進、子育て支援の推進のほか、地域の物産や名所など、さまざまな資源を活用した地域振興の推進などに積極的に取り組む姿勢を明らかにしたものとして、国のさまざまな支援策を最大限に活用しながら、水俣市におけるまち・ひと・しごと創生を推進していきたいと考えております。

次に、仕事のできる市役所づくりをどのように取り組むのかとの御質問にお答えをいたします。

施政方針でも述べさせていただきましたが、多様化する住民のニーズに的確に対応し、必要な施策を適切に実施していくためには、人材、予算などの限られた行政資源を適切に活用して、行政運営の効率化・健全化を図る必要があります。そのため、人材育成と活力ある職場づくりが重要でありますので、水俣市人材育成基本方針を定め、市民とともに歩む気概と使命感を持ったプロフェッショナルを本市の目指すべき職員像として、自己啓発の支援、職員研修の充実に取り組

んでまいります。具体的には、庁内研修、自主研究グループへの助成、市町村職員中央研修所、熊本市町村研修協議会等への派遣研修等の充実により人材育成を図っているところでございます。

また、マニフェストにも掲げておりましたが、本年度から市の事業に関し、職員の創意工夫による提案を求める政策提案型プレゼンテーションを実施しております。このことは、職務に対する職員の意欲の向上を図り、活力ある組織づくりを行うとともに、市民サービスの向上及び行政の効率化に資することとなり、仕事のできる市役所づくりにつながるものと考えております。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 今、市長から施政方針についてきめ細かく説明をいただきました。

ぜひ、これを完遂されるように期待をいたしたいと思っております。

そこで、施政方針が一番キーワードですから、2回目の質問に入りますけれども、2点質問いたしたいと思えます。

まず1点目、政策立案型プレゼンテーションはどのような提案があったのか。また、今後の展開は、これが1点目。

2点目です。朝礼はもう再三、私も言ってきたと思うんです。今、完全に定着化しておろうと思えますけれども、朝礼は職員のコミュニケーションを深め、目標の共有、モチベーションの向上等に効果があるものと思えます。朝礼は……。これはちょっと割愛します。

2番目ですね、職員研修です。この職員研修をどのようにされておられるのか。その2点をお伺いいたしたいと思えます。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） では2点、プレゼンテーションと研修についてでございますが、政策提案型のプレゼンテーションというのは、私のマニフェストの中に、やっぱり市の職員の方の能力向上というのがやっぱり1つございます。あと、いろいろな考えを持っておられても、やっぱり部署が違いますと、自分の案を発表する場がないのが非常に私も残念でありまして、そういったものを自分の職務を超えてこういった提案ができるものが何かできないかということです。

ことし1年目にできるかどうかは、はっきり私はわからなかったんですが、やりましたら、3人応募がありまして、中身は4点ほどあったんですが、スポーツ関係でエコパーク水俣でのサービスの充実のものが1つございました。あと、電気使用量の削減について、庁内でそういったものができないかと、デマンド型の監視システムというものが1つございました。あと、職員のプレゼン能力のアップするものが研修としてできないかというものが1つ、それと子育て支援について、おむつ代等の支援がということで4点ほどありまして、2件を表彰させていただいたところでございます。

今後こういったものを毎年やっていきたいと思っております。情報は旬のものを出していただかないと、自分の考えを何年も持っていて、後で出していただいても、やはり情報が劣化してしまいますので、新しいものをどんどん出していただきたいというふうな思いでこれは続けていきたいというふうに思っております。

それと、研修につきましては、派遣の研修と庁内の研修というものをやっております。派遣の研修では、熊本県の市町村研修協議会、そういったものがありますので、そういったところに新任の係長の研修、階層別の研修で1つ、それと政策型の研修にも行っていただいておりますし、税務の研修、そういったもので昨年度は66人ほど研修に行っていたということでございます。

また、庁内の研修におきましては、よく言われる接遇の研修も実施をさせていただきました。そして、政策形成、能力向上のセミナー、そういったものも実施しているところでございますが、今後もやっぱり研修という部分もいろいろな経費削減で少なくなっていたのかもしれませんが、やはり職員の方の能力アップというのは行政には非常に重要でございますので、そういったものも、やはり今後も力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大川末長君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 3回目の質問をします。

今、職員研修の中でいろいろおっしゃいました接遇ですね、本当に接遇というのは最も基本たるものであろうと常々認識をいたしております。私の友達の娘さんが今飛行機に乗っておるんですね。何しろやっぱり鍛えられるみたいです、接遇は。お出迎え、お見送り、あるいはいろいろな対話、そこらでやっぱり物すごく教育というか、そこらがあって、次のリピーターにつなげるというか、そういうことをやっておるみたいです。ぜひ、市役所の職員さんも、そこまではしなくてもいいですけども、市庁舎に来庁されるお客様とか、いろいろな方々どうぞございますからね。ぜひ、接遇には今後とも強力で展開をしていただきたいということをお願い申し上げます。

そこで3回目ですけども、今職員の話をしました、大分と職員も活気が出てきたようでございます。これからも大いに期待をいたしたいと思えます。

そこで、今後とも市民から愛される職員として接遇業務等に頑張ってもらいたいと思っております。再度、市長のお考えを聞きたいなと思えます。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 意気込みといいますか、一番最初に市長になったときに、職員の皆さんには市内最大のサービス業であっていただきたいということを伝えました。自分が民間の人間で、いろいろな役所の対応を見て、非常に不満もあったのも事実であります。その中で、接遇に対しては、私も議員をそこで10年間やっているときに、洲上議員がこの場で何回も接遇に対して

やっておられるのを見て、職員のそういった接遇のレベルはずっと上がってきたと思っております。しかし、まだまだ足りないところがありますので、そういった部分は職員に私の思いを、理念を伝えていって、水俣市民から愛されるというか、頼りにされる、そしてかわいがっていただけるような市役所じゃないと、やはり市民と一緒にまちづくりはやっていけないというふうな思いでございます。やはり、接遇については私も渚上議員の今までの背中を見せていただいて、そういった思いを伝えているところがございますので、今後、市の職員にも重々そういったものは伝えていきたいというふうに思っているところがございます。

○議長（大川末長君） 次に、福祉・健康問題について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、福祉・健康問題についての御質問に順次お答えします。

まず、現在、市では生活習慣病予防に力を入れていると聞かすが、市民の健康状態をどのように捉えているか。子ども、壮年層、高齢者等ライフステージに応じた健康状態と課題は何かについてお答えします。

本市では、平成25年3月、全ての市民が心身ともに自立し、健康的に暮らすことを基本理念とした第2期水俣市健康増進計画を策定しました。その中で、主な健康状態と課題について、ライフステージごとにお答えしますと、まず、子どもの時期においては2,500グラム未満の低出生体重児の割合が高い、朝食抜きが多い、夜遅くまで起きているなどの問題が見られます。これは、妊娠前からの女性の健康状態が整っていない中での妊娠・出産、不規則な生活習慣を重ねていることが要因の1つと考えられます。

働き盛りにある壮年期では、生活習慣病の発症や重症化の増加が見られ、医療費や死亡率を押し上げている状況であります。その早期発見となる健診の受診率は低迷しております。

高齢期におきましては、高齢者の増加に伴って、認知症や関節疾患、脳血管疾患等の疾患がふえて、介護や医療を必要とする人がふえております。

このように、各ライフステージにおいて、それぞれ健康状態の特徴はありますが、全ステージに共通して、不適切な食事、運動不足、不規則な生活などの生活習慣が市民の健康に大きく影響しており、特にがん、高血圧や糖尿病、慢性腎臓病等生活習慣病の増加につながっており、生活習慣病の発症予防、重症化予防は本市の喫緊の課題となっております。

次に、健康課題について、今後どのような取り組みを考えているかについての御質問にお答えします。

まず、乳幼児期の健康については、母子健康手帳交付時や乳幼児健診、赤ちゃんの全戸訪問、発達相談などさまざまな機会を捉えて、保護者に乳幼児の正常な発達過程を見える化し、自分の



子どもの成長を知ることから始め、規則的な生活習慣の獲得、育児の不安軽減、栄養指導、早期の医療や療育へつなげるなど、成長を見守りながら個別に支援を行っていきます。また、生活習慣病や低出生体重児の出生を防ぐためには、子どもころからの健康な体づくりが必要なことから、学校関係者との情報交換を行い、連携強化に努めたいと考えております。

生活習慣病対策につきましては、壮年層から高齢者の時期に当たりますが、健診の受診率が低いので、いろいろな施策を実施して、受診率の向上、年1回の受けやすい健診体制づくりに努めてまいります。また、健診結果説明会、健康づくり出前講座などで生活習慣病予防に関する知識の普及、健診のハイリスク者に対しては、健診データを用い、具体的に改善すべき生活習慣について訪問指導を徹底していきます。高齢期では生活習慣病の重症化に加え、加齢による身体機能の低下も見られるため、介護予防につなげていきます。

このように、今後とも、全ての市民の健康寿命の延伸を目指して、生活習慣病や介護予防の取り組みの充実に努めてまいりたいと考えています。

次に、高齢者が元気に老いるための介護予防施策として、今後どのような方向性で取り組むつもりかとの御質問にお答えします。

これまで、介護予防施策につきましては、全国一律の予防給付として、介護予防通所介護サービスや介護予防訪問介護サービス等が実施されてきております。また、本市では、地域支援事業の必須事業である介護予防一次予防事業として、まちかど健康塾、冴え塾などの事業を実施するとともに、介護予防二次予防事業として、いきいきあっぷセミナーをあわせて実施してきたところであります。

平成26年6月に公布されました医療介護総合確保推進法に基づき、これまでの介護予防事業は、今後、市町村の創意工夫によって取り組む新しい総合事業として、一般介護予防事業及び介護予防・生活支援サービス事業に移行することになります。本事業の実施につきましては、原則、平成27年4月1日からとなっておりますが、多様な担い手によるサービス提供体制の構築などに一定の準備期間が必要になることから、事業実施の猶予に係る条例を定める場合に限り、平成29年3月31日まで事業の実施を猶予できることとされております。

このため、本市における新しい総合事業の開始につきましては、本定例会に提案しております水俣市介護保険条例の一部を改正する条例において、一定の猶予期間を設けて平成29年4月1日からの実施を予定しております。

また、個別事業のメニュー及び具体的内容につきましては、本年度、策定いたしました第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域の実情に応じて、既存の指定サービス事業所、NPO、自治組織、民間事業者等、多様な主体によるサービス提供体制を構築し、新たな介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行に取り組むとともに、高齢者の方々が元気に老

い、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らしていける地域づくりに取り組んでまいります。

○議長（大川末長君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。

福祉・健康もかなり私もこの場で取り上げております。私も福祉問題には非常に関心がありまして、割と健康高齢課のほうにも遊びに行きながら、いろいろなことを聞かせていただいて、いわゆる健康増進になるように、自分たちもやっていかなければならないかなと常々思っております。

そこで、第2の質問に入りますけれども、1点です。自分の健康意識は、まず健康診断を受けることから私は始まると思うんですが、受診率が低いとの答弁があったので、受診率向上のためにどのような取り組みをされておられるかを1点だけ質問します。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、淵上議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、受診率向上のためにどのような取り組みをしているかということですが、その健康意識を高めるということで、地域に出向いて出前講座を実施しております。それと、広報による検診のPRもしております。それと、申し込みをしていながら未受診という方には、追加健診のお知らせもしております。申し込みをしていない方につきましては、医療機関における個別健診もできますので、そのお知らせをしたりしております。そして、さらに過去5カ年受診していない未受診の方への訪問指導、それと日曜検診の設定など、いろいろな取り組みをしているところでございます。

さらに、受診率を直接高めるための方策として、個別に医療機関で受診した方であるとか、人間ドック、それに入られた方のデータを本人の了解を得た上で医療機関に提供してもらえというようなお願いもしております。

また、検診体制ですけれども、検診車による集団健診ということですので、高齢者でありますとか、障がいを持っている方、そういう方が負担にならないよう、またプライバシーへの配慮など、そういうのを健診機関に協力をお願いしてもらっております。

市としましても、今後自分の健康を自分の生活から見直して、生活習慣病を少しでも改善していくという基本的な考えのもとに、これからも受診率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大川末長君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 今、部長からも説明がありましたわけです。

話はちょっと変わりますが、私の住む地域に100歳ちょっと超えた方がひとり暮らしで、西田市長もひよっとしたら行かれたかもしれませんが、丸石というところに1人で山合いの本当



に奥のほうですよ、そこからいつもずっと電動スクーターで悪い道路を下ってこられて、小さい市場とか、あるいは何かいろいろな移動販売が来ます、農協とか、そこらを買物されておる方です。もう明白にいろいろな言葉は出られる方なんですね、すごいなということをつくづく思う一人なんです。私もまた近いうちに、その家のほうに行ってみようかなということで、中に入ったことがないもんですから、行ってみようかなと思うわけでございます。それくらい、健康というのはやっぱり誰しもが望んでいるわけであろうと思っております。

そこで3回目ですけれども、新しい総合事業の開始に向け、これから多様なサービス提供体制の構築に向けて取り組む予定と説明をされましたが、現時点で想定をしている事業はあるのか、この1点をお聞きしたいなと思います。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、渕上議員の3回目の御質問にお答えします。

新しい総合事業ということで、どういうことを想定しているかということですが、これにつきましては、平成26年度に策定しました新しいひまわりプランでいろいろ策定しているところであります。まず、先ほど答弁しましたように、現在実施している介護予防事業は、このほかに認知症の施策事業として、市内9カ所に物忘れ相談医療機関、そこへ物忘れ相談プログラムというものを設置しまして、治療が必要な方は早期治療につなげて、また軽度の認知が疑われる方は、早期発見、介護予防へつなげるなど、医療と介護の連携を図って、認知症の緩やかな進行となるよう、支援していきたいというふうに思っております。

また、ちょっと進みまして、要支援1とか2という軽度の方に対しましては、これまで事業も行われてきているわけです。それは当面継続して実施しますが、それ以外に今後NPOとか民間事業などによる例えば配食サービス、買い物見守り支援などの生活支援サービスと隣近所の援助、それと中学生などによるごみ出し、これも一部では行っておりますが、交流の場の創設等、いろいろの主体でいろいろな生活を支えるようなサービスを考えていきたいと思っております。

それと、それだけではなくて、いろいろな関係機関と連携してサービスの提供体制の構築に向けての取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大川末長君） 次に、農業・林業等問題について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、農業・林業等問題について順次お答えします。

まず、基幹作物であるお茶、デコポン、サラダタマネギの経営状況はどう認識しているか。また、今後の対策はいかがかとの御質問にお答えします。

基幹作物であるお茶、デコボン、サラダタマネギの経営状況の認識について、あしきた農業協同組合での販売状況を踏まえてお答えします。

農産物については、気候条件、景気の動向などにより、生産・販売に大きな影響を受けることとなりますが、サラダタマネギについては、生産者の経営努力やあしきた農業協同組合の販売努力の成果もあり、平成26年産のサラダタマネギでは、販売額が過去最高の2億6,000万円になるなど、経営状況も安定しており、今後もさらなる産地化が期待されるところです。

デコボンについては、平成25年産の販売額が、およそ1億3,000万円と最盛期から減少傾向にあり、生産者の経営状況は若干厳しくなっておりますが、マル田産地としてのブランドは維持できている状況にあると認識しております。

お茶については、平成26年産の荒茶販売額がおよそ6,200万円となり、販売量、販売額がともに減少傾向にあるのに加え、良質な荒茶であっても、入札時に落札されないものもあるなど、生産者の経営努力にもかかわらず販売に大変苦戦しており、厳しい経営状況であると認識しております。

また、共通する問題として、生産者の高齢化などから今後さらに懸念される担い手不足、燃油等の資材価格の高騰なども加わり、生産者を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

このような状況の中で、本市といたしましては、今回の補正予算で計上したサラダタマネギ生産者の高齢化対策となるリフト機能つき運搬機導入の支援や、国の制度を活用した新規就農者に対する青年就農給付金の交付など、これまでも国・県の補助事業等を活用しながら、さまざまな支援を行ってきたところです。

今後の対策といたしましては、関係団体であるあしきた農業協同組合を初め、多くの生産者等から御意見をお聞きしながら、これまでどおり、新たな担い手の育成・確保や中心経営体への農地集積の推進、頑張る農家等に対する農業施設・農業機械等の導入支援など、農業生産に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに、今後は販売面において、地元農産物のブランド化に向けた取り組みや、市内外における販売・PR活動への支援など、農家所得の向上につながる6次産業化の展開に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

次に、林業振興での除間伐の推進及び担い手就業促進についてお答えします。

まず、林業振興での除間伐の推進についてお答えします。

本市の林野面積は1万2,135ヘクタール、そのうち間伐などの施業等を計画し、資源として充実してきた森林を効率的に整備して、まとめて木材を供給していくための森林経営計画面積は約1,025ヘクタールであります。この森林経営計画が認定された区域では、間伐等の造林補助金の支援を受けることができます。具体的な推進事業としまして、植栽、下刈、除間伐等に係る経費

を助成する森林環境保全整備事業や、間伐材を継続的に市場に供給するための運搬経費等を助成する間伐材供給安定化緊急対策事業を市・県の補助事業として実施しております。

間伐の年次計画では約60から90ヘクタールを実施することとなっておりますが、現状では、木材価格の低迷による林業所得の減少や、林業従事者の不足等により年間約30から40ヘクタールと除間伐が進んでいないのが現状です。しかしながら、水俣・芦北森林組合のほか、市内的林業事業体4社が平成23年度から、国の補助制度を活用して、高性能林業機械の導入を行っており、主伐を含めて年間約150ヘクタールが見込まれ、木材産業の活性化が期待されるところです。

次に、担い手の就業促進についてお答えします。

林業従事者の確保による森林の適正管理及び木材生産体制の強化が喫緊の課題であります。本市での林業従事者の数は、市内林業事業体から約40名とお聞きしております。この中から、水俣・芦北森林組合を初め、市内林業事業体3社が45歳未満の新規就業者を国が支援する緑の雇用促進支援事業を活用し、補助対象となる新規就業者9名の育成を図っているところです。しかしながら、林業は厳しい労働条件で就業しなければならないため、定着率が低いことは十分認識いたしております。

本市といたしましては、今後は将来の林業を担う若い人材を確保するため、青年就業者が定着できるよう林業事業体とも話し合いを重ねながら、新たな支援策について検討してまいりたいと考えています。

次に、獣害対策の現状と今後の対策はいかがかとの御質問にお答えします。

まず、獣害対策の現状についてお答えします。

本市では、毎年、水俣市鳥獣被害防止計画を策定し、本計画に基づいてイノシシ、シカなど獣害の駆除を行っており、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策補助金として、イノシシ、シカなど獣害捕獲実績に応じて、捕獲従事者に補助金を交付しています。また、農作物被害対策として、有害獣の田畑への侵入を防ぐため、農業従事者による電気牧柵設置費の一部を支援しており、年間約60戸の農家等に補助金を交付しております。さらに、水俣市、JAあしきた、水俣・芦北森林組合、熊本県猟友会水俣支部、水俣市農業委員会で組織する水俣市有害鳥獣被害防止対策協議会を設置し、熊本県猟友会水俣支部に協力を得ながら捕獲、追い払い等の獣害駆除活動を行っています。

なお、本協議会に対しては箱わなの購入支援、狩猟免許取得費用等の必要な経費の支援等を行っているところです。

今後の対策といたしましては、これまでと同様の獣害対策を継続していきながら、捕獲活動等に協力いただいている熊本県猟友会水俣支部の活動に必要な費用負担軽減を図り、イノシシ等の捕獲を強化する獣害対策を進めてまいりたいと考えております。

また、イノシシなどから農作物を守るためには、田畑に近づかせないのが一番であります。

既に被害が出ている場合は餌場をなくし、集落全体でイノシシ等が住みにくい場所にするよう話し合いを行ったり、農業委員会を通じて担当地区の農地の保全指導や農家集落への防止対策の啓発を行うなど、総合的にこの問題に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（大川末長君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 2回目の質問をいたします。

農業を取り巻く環境というのは、本当に年々厳しくなっておるなというのをはたから見てもやっぱり実感をいたします。特に、去年はイノシシが田んぼなんかに出てきまして、もう本当に苦労しました。もう彼らもやっぱり勉強するかの知らないけれども、一度柵を張っても、ちょっとした場所的にあいているところから入るとかやるもんですからね、相当苦労しまして、私だけじゃなくてほかの方も相当あったかなと思うんです。それくらい農業を取り巻く環境というのは、そういうイノシシとか、猿はちょっと少ないですけども、特にイノシシにやられておるのが一番頭にくるわけです。

そこで、もう時間も終わりですけども、2回目の質問を3点やらせていただきます。

まず、1点目ですけども、基幹作物の中で特にお茶が厳しゅうございます。回ったんですけども、非常に苦労されておられるかなと思います。そういう中で、どのようにお茶の振興を図ろうと考えておられるか、これが1点目。

2点目です。林業ですけども、林業に関して青年就業者が定着できるような支援策をぜひ前向きに進めてほしいと思います。この点について再度お尋ねをしたいと思います。

3点目は、先ほど言いましたとおり、イノシシでございます。最近では、山間地はともかく、小学校、また市内でもそうだろうと思うんですけども、小学校の通学路にイノシシが出没し、保護者の方から、子どもの安全が非常に心配だという声を聞いております。この点について、市としての危機管理体制の強化が図れないかお尋ねをします。

以上、3点を第2質問といたします。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 洲上議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、1つ目の厳しい経営状況であるお茶の振興についてでありますけれども、厳しい要因といたしまして、消費者のお茶離れによります消費の低迷、茶葉の価格の低下、それと作業の効率性、生産量の減少なども考えられると思います。

市といたしましては、昨年企業参入された南九州センコー株式会社のような担い手への支援、あるいは急勾配な農地の作業効率を改善する基盤整備事業等を生産者の意見をお聞きしながら、実施していくこととしております。また、荒茶の販売に加えまして、新設しておりますJAあしきた水俣茶加工センターの設備を活用しまして、仕上げ茶の生産拡大や販売促進の取り組みを支



援していきたいというふうに考えております。

それから、2つ目の林業に関してでございます。

青年就業者の定着の支援についてですが、これまで御答弁申し上げましたとおり、市内林業者と意見交換会を行っております。その中で、一度就職しても途中でやめる人が多いんだというお話を伺っております。ただ、2年間頑張ることができれば、定着する可能性があるというようなお話も伺っております。

したがって、例えばこの期間支援する新たな奨励策等が考えられないかということ、また今後も継続して意見交換をしながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、獣害対策でイノシシの件でございますけれども、通学路等にもイノシシが出没をしているということでございまして、危機管理体制の強化という御質問でございます。

最近では、皆さん御承知のとおり、市街地でのイノシシの出没情報というのはずっと出ておまして、非常に多くなっております。これまでもいろいろな対策は答弁しましたように実施しておりますけれども、農林業という形での有害鳥獣対策では、なかなか対応が難しいのではないかとこのように思っております。したがって、今後は庁内の関係部署と検討をしながら、その危機管理ということについては検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 この本会議場でいろいろな思い出をつくらせていただきました。

公のこの場で最後の第3質問をさせていただきたいと思っております。

1点ですけれども、本市の農林業振興を図るためには、現状ではまだまだ予算規模が私は少ないと思っております。この予算をやっぱり増額すべきだろうと私は思うんですね。したがって、今後、農林業振興にかかわる予算を拡充することが私は農業振興につながろうと思うんです。いかが考えられるか、お尋ねをします。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 農林業の振興を図るには、予算が少ないのではないかとこのような趣旨の御質問でございます。

予算につきましては、関係者へのヒアリング、あるいは意見等を集約しながら、必要な予算額につきましては新年度予算に計上させていただいているところでございます。我々は意見をもとにしながら要求をさせていただいております。

しかし、その農林業は本市の地域経済につながる重要な産業の1つであると認識をしております。今後はさらに、若手生産者や企業など意欲のある担い手を応援し、また農家所得の向上につながる支援など、必要な事業につきましては予算化等の要求をしてまいりたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 以上で淵上道昭議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 皆さん、こんにちは。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い質問します。よろしくをお願いします。

市長就任1年目を終えられた西田市長、大変御苦労さまです。水俣病という世界に類例のない公害病から大反省をし、環境と命を大事にする市政に大転換をして市政運営をしてこられた歴代の岡田市長、吉井市長、宮本市長の環境にこだわる市政を継承した中で、経済振興にも取り組まれ、引き継いだ田中商店補助金問題の解決を終え、今、水俣に明るい話題が多くなってきています。

河村電器株式会社の工場拡張・雇用増、新栄合板株式会社の工場拡張・雇用増、JNC株式会社による八幡社宅跡地でのメガソーラー設置、トマトの養液栽培研究センターの開設、環境アカデミー構想関連でのニュースなど、明るい話題が新聞紙上に踊り、エコパーク水俣に、湯の児・湯の鶴温泉を訪れる人もふえ、まさに市長が目指す輝く水俣づくりが転び出した感じを受ける今日です。ぜひ忙しい市長職、健康に注意をしながら頑張ってください。

4年前のきょう3月11日は、東日本大震災が起こり、大津波の襲来で多くの犠牲者が出た日です。改めて亡くなられたか行方不明者含めた1万8,400人の御冥福と、今なお避難生活を強いられている方々にお見舞いを申し上げます。

午後4時過ぎテレビを入れた瞬間、SF映画さながらの大津波、逃げ惑う人々、逃げ通せず波に飲み込まれる人、波に浮かぶ家、船、まさに地獄絵巻を見ている感じで、テレビ画面を見ながら早く逃げろ、早く逃げろと叫んだことを覚えています。

大津波がおさまったら原子力発電所事故の大惨事が起こり、故郷を失い、今なお帰れない人は23万人と言われ、仮設住宅で、また全国に仮の住まいを求めて不安な生活を強いられています。また、被曝を受けた人々は、将来をがんの影にもおびえながらの生活をしなければなりません。



ん。大津波は対策がとれますが、原子力発電所事故の被害は広大な地域に及び、その解決には膨大な金と長い年月がかかることから、事故後、政府は今までの原子力発電推進の姿勢を一大転換し、原子力発電ゼロを目指し、原子力発電に頼らない再生可能エネルギー社会を目指したはずですが、もう政治、経済界は原子力発電所再稼働、原子力発電輸出にまっしぐらであります。自然エネルギーの伸長にもブレーキをかけ始めています。元総理の小泉さんいわく、トイレなきマンションである原子力発電は、人間社会の破滅と隣り合わせのものであり、早急に原子力発電ゼロ社会を実現しなければなりません。

明治時代の富国強兵政策は、日清戦争、日露戦争を起こし、第2次世界大戦へと進み、アジアの人々に大変な犠牲を与え、日本も壊滅的な被害を受けた中で終結をしました。大きな犠牲と痛みから大反省をして、平和憲法を制定、戦後復興に取り組み、経済振興に取り組んだ結果、世界第2の経済大国にまで上り詰めました。今、戦争を知らない、戦中戦後の苦しさを知らない世代の人が政治の主役となり、特定秘密保護法、武器輸出、集団的自衛権、防衛省の文民管理から制服組への転換、憲法改悪等々、戦争のできる国に向かって面かじが切られ、危うい日本をつくり出そうとしています。

古賀誠自民党元幹事長は1月31日長洲町で講演し、集団的自衛権行使について、1つ風穴を開けると、限りなく自衛隊の活動が拡大し、我々が知らないうちに戦争に参加してしまうと批判しています。河野洋平元衆議院議長は2月24日の名古屋市の講演で、自民党がこれ以上右に行かないようにしてほしい。今は保守政治というより右翼政治のような気がすると強い懸念を表明したと、新聞は報道しています。平和国家日本を守るため、注意をしてみるべき政治の流れであります。

以下、質問します。

まず、水俣環境アカデミー機構（仮称）について。

①、水俣環境アカデミー機構（仮称）とは、どういうものか。またどのようなスケジュールをもって進められるのか。

②、国立水俣病総合研究センターと包括的連携協定を、慶應義塾大学と連携協力協定を結ばれましたが、意図されるものは何か。

③、水俣に及ぼす影響・効果をどう判断されているのか。

次に、水俣川河口臨海部振興構想についてお尋ねします。

①、事業目的についてお尋ねします。

②、木質バイオマス発電所の事業主体はどこになる計画か。

③、メガソーラー計画での八幡第2プールの認識はどう考えておられるのか。

④、F e 石灰モルタル処理工法の実績と耐久性はどう把握しているのか。

次に、エコパーク水俣について。

①、エコパーク水俣スポーツ施設及び道の駅周辺、まつぼっくり、バラ園、たけんこの利用状況はどのようになっているのか。

②、護岸用鋼矢板セルの寿命は2050年まで耐用可能との有識者委員会の最終結論が報道されているが、いかが聞いておられるのか。

③、新たな利用・整備構想があるやに聞いたが事実か。

次に、市役所組織機構変更について。

①、今回の組織変更の意図するものは何か。

②、どのような体制の中で意見集約されたのか。

次に、移住促進事業について。

①、新たに移住促進事業を取り組まれるに至った経緯は何か。

②、定住化推進本部の組織形態はどうされるのか。

③、水俣への移住者は把握されているのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 緒方議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣環境アカデミー機構（仮称）については私から、水俣川河口臨海部振興構想について及びエコパーク水俣については産業建設部長から、市役所組織機構変更について及び移住促進事業については総務企画部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、水俣環境アカデミー機構（仮称）とは、どういうものか。またどのようなスケジュールをもって進めるのかという御質問について順次お答えをいたします。

水俣環境アカデミー機構（仮称）とは、水俣市が整備し、運営する産学官民連携拠点を中心として、国内外の産学官民が有機的に連携することにより、形成されるネットワークのことであります。この機構は、これまで御説明さし上げておりました環境大学院構想のことを指しております。

これまでの議論の中で、文部科学省の認可が必要である大学院や大学を設置できないかということについても検討しておりました。しかしながら、認可に向けた時間面・財政面などに係る高いハードルがあり、大学院や大学の設置については、困難であると判断をいたしました。さらに検討した結果、研究者や学生の方に限らず、市民の皆様や企業、行政関係者などさまざまな分野の方々が集まり、つながるための拠点づくりから始めることが、水俣の活性化にとってより実践

的であり、有益であるとの考えに至りました。

本市は、日本の環境首都として、これまでも持続可能な社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを行ってまいりました。その積み重ねによる知識や知恵が集積している水俣の地を、さまざまな分野の人々が学びや実践を追求できる場所にしたいという思いを込めて、仮称ではございますが、水俣環境アカデミー機構（仮称）と名づけております。

水俣環境アカデミー機構（仮称）の役割は、これまで環境大学院構想で御説明を差し上げてきた内容と変わることはなく、大学、市民、企業、行政などが水俣の地で連携し、水俣の取り組みや経験に関する知識や知恵の発信、水俣の地域づくりの発展、産業振興や商品開発などに寄与することとしております。

今後のスケジュールについては、拠点施設は、県立水俣高校の商業科実習棟跡地を改修して利用することとしており、平成28年4月の供用開始を目指しております。また、供用開始に向けた取り組みと並行して、運営体制や連携促進のための組織づくりを進めております。

次に、国立水俣病総合研究センターと包括連携協定を、慶應義塾大学と連携協力協定を結んだ意図は何かという御質問にお答えをいたします。

国立水俣病総合研究センターとの協定は、未来志向のまちづくりを目的に、去る2月18日に締結をいたしました。未来志向のまちづくりとは、既存の考えや取り組みなどにとらわれず、市民、企業、行政などのまちづくりにかかわる、あらゆる主体が自由な対話を行い、自分たちが望む未来を想定し、その姿から現在を振り返って、今何をすればよいのかという考え方で、まちづくりを進めようというものでございます。多様な人々を巻き込み、行動を促すことで、私たちみんなが望む未来のまちを実現していくという考え方であります。

具体的な取り組みといたしましては、まずは、国立水俣病総合研究センターが持つまちづくりや政策形成に係る研究機関としての機能及び本市が持つ地域のネットワークを活用することにより、地域課題や政策課題を抽出し、また、それぞれの課題解決能力を最大限発揮して、市民や企業の皆様の声やニーズが本市の政策に反映される仕組みづくりを現在検討しているところでございます。

次に、慶應義塾大学との協定については、日本をリードする大学の1つである慶應義塾大学の知識や知恵、技術を水俣に取り入れるとともに、慶應義塾大学の持つ国際的なネットワークを活用し、水俣を世界に発信するということを目的として、去る2月23日に締結をしております。

慶應義塾大学は、これまでもASEAN及び慶應義塾大学の学生を連れて、夏に水俣でフィールドワークを実施していただいております。今後も、このような国際的な取り組みを水俣で実施していただくとともに、水俣をフィールドとした研究や、市民向けの公開講座の実施などにより、水俣市のまちづくりの発展に結びつけていきたいと考えております。

次に、水俣環境アカデミー機構（仮称）が水俣に及ぼす影響・効果をどう判断するのかという御質問にお答えをいたします。

水俣環境アカデミー機構（仮称）は、最初の御質問でお答えいたしましたように、水俣を中心として、国内外の大学、市民、企業、行政などが連携することにより形成されるネットワークのことを言います。

ネットワークが形成されることによって、本市に及ぼす影響・効果につきましては、まず、水俣の地に国内外から多くの方々に訪問していただき、現在の水俣の姿や取り組みを知っていただき、さらに発信していただくことにより、本市の世界へのアピールとイメージアップにつながります。また、大学と市内の事業所や市民の皆様がつながることにより、新しいアイデアやニーズの発見による新たな産業の創出、新商品の開発などに発展し、経済効果を生むことが期待されます。そして、大学の研究者、学生、留学生と地域の住民、小中高生の皆様が連携・交流することにより、自己啓発や教育の発展、水俣の国際化などの効果も期待できます。

さらに、地域課題や政策課題に対して、大学、市民、企業などのさまざまな関係者の知識や知恵、技術を最大限に発揮する場を形成することにより、まちづくりの発展にもつながるものと考えております。

このように、水俣の地に連携の拠点を整備することにより、水俣地域の発展はもちろんのこと、本市と同様の環境問題や地域の再生についての問題を抱えている地域などの発展にも寄与できるものと思っております。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をさせていただきます。

大学・市民・企業・行政等が水俣の地で連携し、水俣の取り組みや経験に関する知識や知恵の発信、水俣の地域づくりの発展、産業振興や商品開発等に寄与するのが目的とのことで、平成28年4月の供用開始を目指すとの答弁でしたが、やっと動きが見えてきたなという感じで喜んでいきます。期待を持って見守りたいと思います。

スケジュール的には、供用開始は来年4月とわかったんですけども、工事開始はいつごろになるのか。そして、施設の名称はどのように考えておられるのか、1点お尋ねしたいと思います。

また、国立水俣病総合研究センターとは未来志向のまちづくりを、慶應義塾大学とは知識と知恵、技術を水俣に取り入れ、国際的ネットワークを活用して、水俣を世界に発信するとの答弁がありますが、新しい試みであり期待するものであります。

第2の質問としては、国立水俣病総合研究センター及び慶應義塾大学のほかに協定を締結されているところがあるのか。また、協定に基づく取り組み及び今後環境アカデミー構想と連携して取り組むことを考えておられるのか。水俣への影響・効果は、国内外からの訪問客が多くなり、

水俣を知り、発信していただくことによって、水俣のイメージアップや経済効果がある。また、教育の発展、水俣の国際化、まちづくりに効果があるという答弁ですが、今からのスタートであり、これについては期待して見守りたいというふうに思います。

2点だけ質問いたします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

やっと形になってきた、目に見えてきたというふうに言われましたけれども、実際、私たちも形が見えてきて、また市民の方々に説明がしやすくなったというふうに思っております。

開始時期につきましては、夏ぐらいからはもう工事に入れればというふうな予定で実施をしております。名前につきましては、現在では、学びの館、水俣環境アカデミアという、仮称で使っておりますが、今後またいろいろな御意見をいただきながら、この名称というのは1回聞きますとずっと残りますので、御意見をいろいろな形で聞いてから決めたいというふうに思っております。

蒲島知事はよく地の拠点ということを言われておりますけれども、そういったものをいろいろ勘案しながら決めていきたいというふうに思っております。

それと、国立水俣病総合研究センター、慶應義塾大学と協定を結んで、ほかにもやっているのかということですが、平成19年に熊本県立大学、そして熊本大学、平成20年に崇城大学と包括連携協定を結んでいるところでございます。

内容につきましては、県立大学とは八代海の環境の再生、こういったものが中身でございます。それと、地産地消、食育の推進等でございます。それと、熊本大学とは議員も行かれました環境塾の実施でございます。そして、崇城大学とは湯の鶴温泉地域の活性化、そういったものを連携・協力をしているところでございます。

それと、先週ですけれども、先ほども答弁にありましたが、南栄科技大学のほうに行きまして、これはインターシップ等の受け入れの包括協定ということを結んできているところでございます。

今、現時点ではこのようなところと結んでいる内容になっておりますが、こういったものを結んで、水俣市に人もいろいろ行き来をしていただきたいし、情報も持ってきていただきたいというふうな思いがあるということでございます。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 ありがとうございます。

3回目の質問として、拠点施設の年間の利用率をどう考えておられるのか。また、学生中心であれば、夏場だけ中心になるんじゃないか、利用が偏るのではないか。どのくらいの学生が訪問するという予測をされているのか。



また、今後、他の大学と連携協定予定はあるのか。水俣にいろいろ協力をしてもらっている熊本学園大学とはどのように考えておられるのか。そこら付近についてお尋ねします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 利用率等は、走り出したときに中身が見えてくると思うんですけど、年間、今調べますと、水俣にはいろいろな大学の先生方が生徒さんを連れてこられています。ずっと見ますと、大体1月から2、3、4、大体年間通して満遍なく来ていらっしゃるので、夏場だけに偏るということはないのではないかなというふうに思っているところであります。満遍なく年間通して使えるような形にしたいという思いはございます。

それと、他と連携協定を結ぶことがあるのかということでございますけれども、今後、やはりいろいろな大学とも協定を結んで、両者ウイン・ウインの関係になるようなところがありましたら結んでいきたいと思っておりますし、今、拠点を考えております熊本学園大学もその中の1つだというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想についてお答えします。

まず、この事業の目的はどのようなものかとの御質問にお答えします。

12月議会における谷口眞次議員の御質問や、さきの全員協議会でも御説明しましたとおり、水俣川河口臨海部振興構想の目的は、丸島漁港を中心とした水産業の振興と産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化を図るとともに、水俣川河口臨海道路の整備を行い、アクセス道路の改善を図ろうとするものです。その内容は、丸島漁港を中心とした水産加工を含む各種水産事業の振興策の検討、産業団地周辺へのバイオマス発電の誘致や太陽光発電施設の立地等による再生可能エネルギー施設の拠点化、そして、産業団地における企業連携等による産業振興策などを検討するものです。また、周辺の道路環境の整備を図るため、未供用の市道として管理している臨海道路市道築地・丸島町線の改修を検討するものです。

本年度は、漁業関係者や産業団地関係者を交えた振興策に関するヒアリングやワークショップなどを行ったほか、臨海道路については、護岸擁壁等の点検調査やボーリング調査を実施してまいりました。これらの基礎調査結果を踏まえ、平成27年度は具体的な振興構想を策定してまいりたいと考えております。

次に、木質バイオマス発電所の事業主体はどこになるのかとの御質問にお答えします。

木質バイオマス発電事業の誘致につきましては、これまで各企業間において、地元林業者との



意見交換、発電設備の仕様、事業採算性判断、事業主体の枠組みなど、事業実施可否の最終判断に向けた作業が進められてまいりました。

しかし、九州内に多くの大型バイオマス発電所が計画され、当事業を取り巻く状況も大きく変化したことや、九州電力による再生可能エネルギー買い取り制度の見直し問題、材料の不足を補うために予定していたヤシ殻（PKS）の活用は為替リスクが大きくなっていることなどから、当初想定していた6.5メガワット発電規模での事業実施は困難であるとして、2.0メガワット発電規模へ事業計画を見直して、引き続き検討を進めることになりました。

見直しに当たっては、近隣の林業事業者を中心に、JNC株式会社、JNCエンジニアリング株式会社が検討を進めているところです。事業主体については、近隣の林業事業者が事業会社を設立されており、この会社が事業主体となる方向です。

次に、メガソーラー計画がある八幡第2プールの認識をどう考えているのかとの御質問にお答えします。

八幡第2プールは、面積約9万平方メートルのチッソ八幡埋立地の1つであります。現在は、遊休地となっており利活用されていない状況です。この八幡プール周辺については、毎年、熊本県と市が周辺河川や海域等の水質検査を実施しておりますが、水質に問題はない状況であります。

次に、Fe石灰モルタル工法の実績と耐久性はどう把握しているのかとの御質問にお答えします。

Fe石灰とは、酸化鉄と消石灰を主原料とする石灰系安定材で、これを混合処理したものを敷設することで、高い遮水性能が得られるほか、酸化鉄成分の経年変化により、長期的に強度が伸びる特徴があり、長寿命化が図られると承知しております。このFe石灰は軟弱地盤における道路工事や止水効果を高める土木工事などでも広く使用されています。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

丸島漁港を中心とした水産業の振興と産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化を図るとともに、水俣川河口臨海道路の整備を行い、アクセス道路として改善を図るのが目的との答弁がありました。この地帯は、市民から、有害物質が流れ出ているのではないかと、大変指摘、心配される場所です。市民の心配事を、この道路を整備することによって取り除くという視点を入れて、できる対策をすべきじゃないかと思えますけれども、それについてどう思われますか。

もう1点は、2.0メガワットのバイオマス発電所とした場合、投資額は幾らぐらいになるのか。答弁にある近隣の林業事業者が事業主体となる方向との答弁ですけれども、大丈夫かなという感じを受けるわけですね、これについてどう考えておられるか。

3番目に、メガソーラー計画地の認識は遊休地であり、毎年県と市が水質検査をしており、水質に問題はない状況であるとの答弁ですけれども、みなまた地域研究会から県に対して、汚染土壌の詳細な調査や適切な資料を求められ、最後にどこに何が埋まっているかも確認せず、ふたをするのはおかしい。調査をした上で対策をすべきとの要望が出され、県としては水俣市と協議したいというふうに答えたと言われていますが、その後、協議をされたのかどうか。

以上、3点質問とします。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 緒方議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、1つ目の護岸道路の改修の目的でございますけれども、これにつきましては、護岸道路は丸島漁港や産業団地周辺のアクセスの改善と地域振興の一環として整備するという事で御答弁申し上げたとおりでございます。今後、事業着手に向けまして、広報や事業費等の検討を行ってまいります。道路を整備することによりまして、結果として護岸の耐久性も大幅に向上するというふうに考えられますので、地域の皆様方の安心につながる事業であるというふうに考えております。

それと、2つ目でございますけれども、発電規模の見直しにおける投資額についてでございますけれども、投資予定額は約20億円と聞いております。今後、詳細な検討をされ、投資額を決定されるというふうに聞いております。

それから、近隣の事業者で大丈夫かというような御趣旨の質問でございましたけれども、これはまさに投資額、それと採算性等については、今後新たに検討をされるということでございますので、そこら辺につきましては、市としても注視をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） 3番目の質問で、基準値を超える水銀が出たということで、県とどのような協議を行ったのかということなんですけれども、この場所は八幡町じゃなくて明神町先のところの話だろうと思うんですが、そこにつきましては、県と市、それと土地所有者であるJNCとが協議をしまして、今回基準値を超えたと言われる土地全体を調査しまして、近いうちにアスファルト舗装をして管理をするという方向で協議をしております。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 バイオマス発電規模が6.5メガワットから3分の1の2.0メガワットになったということで、原料の確保は容易になったかなというふうに考えます。ただ、やっぱり採算性の確保というのが非常にどうなのかなという気がします。そういう面で、この事業に市としてどうかかわっているのか、事業性や採算性のチェックを行う必要があると思いますから、ここら付近についてお尋ねしたいと思います。

また、県との協議は明神町だということですが、ここもいろいろ問題があるところで、F e 石灰モルタル工法については一応了解はしましたが、八幡第2プール跡地の地下水管理というのは、やっぱり今後も十分注意してやっていかなければならないと思います。

だから、このメガソーラー計画をするにしても、そこら付近の今後も排水管理、チェック体制ができる、そういうことはやっぱりきちっとやっていかなければいけないということで、これを業者に対しては、メガソーラー施設をつくる業者にはきちんと指導をしていくということにしていきたい。

それと、JNCの持ち物である八幡プール跡地も荒れてしまっているわけですね。ここら付近についても、せっかく道路をつくるといったのならば、やっぱり展望がいいように、そういうところの整備を要望していただきたいというふうに思います。これは要望にしておきます。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 緒方議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

まず、この事業への市のかかわり方での御質問でございますけれども、市としましては平成25年度後半からは企業誘致という形で進めております。市も立地予定企業間の協議に参加をしております。また、補助金等の活用も考えられるということでございますので、市としましても事業の採算性、あるいはどのようなことになるのかということを確認しながら、その協議の中でそういう確認をしながらいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、エコパーク水俣について、答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、エコパーク水俣についての御質問に順次お答えします。

まず、エコパーク水俣スポーツ施設及び道の駅、まつぼっくり、バラ園、たけんこの利用状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

エコパーク水俣内のスポーツ施設といたしましては、サッカー、テニス、ソフトボール、陸上競技、グラウンドゴルフなどの設備が整っており、スポーツの練習や各種大会に利用されております。

エコパーク水俣スポーツ施設の利用者数といたしましては、平成20年は約9万5,000人でしたが、道の駅指定に伴い、平成21年には12万6,000人になり、その後エコパーク水俣の施設整備が進んだことに伴い、順調に利用者は増加しており、平成26年には約20万1,000人の方に利用していただいております。道の駅指定前と比較すると約2倍の利用数であり、道の駅指定後も約1.6倍の増加となっております。

みなまた観光物産館まつぼっくり、バラ園、ご飯処たけんこなどの施設は、平成21年度に道の駅に指定され、観光客や地元の方たちの憩いの場として利用されており、水俣市を代表する観光地となっております。

まつぼっくりの利用者数は、平成20年度が約3万人でしたが、道の駅に指定された平成21年度には約12万1,000人となり、平成26年度には約17万人の利用数となっており、道の駅指定前と比較すると5倍以上であり、道の駅指定後も約1.4倍に増加しております。

なお、平成21年度道の駅指定とあわせてバラ園も整備され、同時にローズフェスタを始めております。ローズフェスタへの来場者数は、平成21年度は春と秋合わせて約2万6,000人でしたが、平成26年度は約6万4,000人で2.4倍以上に増加しております。

平成22年度から営業を開始しましたご飯処たけんこの利用者数は、平成22年度は約2万人でしたが、平成26年度には約2万3,000人となっており、どの施設においても、道の駅指定後は、その指定効果が顕著にあらわれており、順調に利用者数は増加しております。

次に、護岸用鋼矢板セルの寿命は2050年まで耐用可能との有識者委員会の最終結論が報道されているが、どのように聞いているかについてお答えします。

新聞等の報道でもありましたとおり、平成27年1月30日に水俣湾埋立地の老朽化対策や耐震性能について議論する水俣湾公害防止事業埋立地護岸等耐震及び老朽化対策検討委員会における検討結果の取りまとめが行われました。

検討委員会ではこれまで7回にわたり、護岸等の施設に求められる性能、高経年化、耐震性能対策について検討が行われてきましたが、布田川・日奈久断層を震源とする地震が発生したとしても、鋼矢板セルは構造体としての安定性は確保されており、埋め立てた土が流出する可能性は低く、要求性能を満足しているものと判断されております。

しかしながら、高経年化への対策は継続的に必要であることから、今後のリスクマネジメントを含む点検維持管理方針として、新たに維持管理委員会（仮称）を設置し、技術的フォローアップを行うとともに、おおむね20年後に再度耐震及び老朽化対策検討委員会を設置し、議論を行うこと、また、20年を待たずに検証に資する新たな技術的知見が出てきた場合は、速やかに本委員会を設置し、議論することが委員会から提言されております。

次に、新たな利用・整備構想があるやに聞いたが事実かとの御質問にお答えします。

エコパーク水俣の新たな利用・整備構想については、現在あしきた農業協同組合から、エコパーク水俣を活用して、水俣市内の農林水産業、商工業、観光などが連携した構想について御提案をいただいているところです。具体的には、市内外から多くの観光客等も利用できる総合交流拠点、物産館の整備や、観光農園の設置など、交流人口の増加及び地域振興につなげていく内容となっております。



本市といたしましては、今回の国の緊急経済対策の交付金を活用した道の駅みなまた交流人口増加対策事業を補正予算として追加提案予定であり、道の駅みなまたを観光案内拠点と位置づけ、エコパーク水俣内の利用客数の増加を図るために、新たなイベント等を行うことやインフォメーション機能の充実、施設の改修や利活用方法を検討し、交流人口のさらなる増加につなげてまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

エコパーク水俣のスポーツ施設の平成26年利用者数は、平成24年比2倍強の20万1,000人の利用、そしてまた、まつぼっくりの利用者数も平成24年比で5倍以上の17万人の利用、ローズフェスタの来場者は26年は2.4倍の6万4,000人利用との答弁ですけれども、どの施設も順調に利用者数が伸びて水俣市を代表する観光施設となっているとの答弁ですが、大変明るいニュースであり、ますます利用者増に向けて頑張っていたきたいというふうに考えます。

鋼矢板セルの耐用年数については、当面安心したとの感を持つわけですけれども、今から35年から75年もつんだよという話には、大丈夫かなという感じがいたします。1982年に設置をされて、32年を経過している今日、設計段階では50年の耐用年数だったのが、水俣の海では100年もっていると。本当かなというのがまたまた頭の中に残るわけですけれども、これについては注視をするしかないということだろうと思います。

鋼矢板セルが腐食をすれば、再度造成をしなければならない。護岸の造成を繰り返し続けて、埋もれた水銀を監視するのか。世代間の公平という環境理念に基づき、次世代にツケを残さないために、水銀を一定回収処理すべきではないかという理論もありますけれども、これについてどう考えるかお尋ねします。

エコパーク水俣の新たな利用計画については、2月6日に水俣市総合体育館で開かれたJAあしきたの組合長会議の中で、冒頭専務が挨拶し、皆さんに大きな明るい話題を提供します。水俣の活性化に大きく寄与します。国土交通省が2030年の水俣までの高速道路の開通をにらみ、九州に1つしかない海の駅をつくり、周辺を整備する。埋立地が大きく変わる。行政にも話をしているとの挨拶があり、100人を超える組合員がみんな大変期待感を持った話であります。

そこで、今回取り上げて質問に入れたわけですけれども、答弁では、国土交通省とか県の話ではなくて、JAあしきたからNSK連携テーマパーク構想の提案があったと、これは物産館等を整備してつくるんだという提案ですが、まだ具体的な段階ではないと。それくらいの提案があったという段階での話というふうに聞きますけれども、ちょっと内容は違うということだと理解します。

道の駅みなまた交流人口増加対策事業を補正予算に組むという説明ですけれども、さらにエコ

パーク水俣が交流人口増になるように、ソフト的ではなくて、ハード面でもさらにやっぱり検討・研究をすべきじゃないかというふうに思いますから、これは要望としておきます。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 緒方議員の2回目の御質問にお答えします。

埋立地の鋼矢板セルについてでございますけれども、今の世代で解決すべきではないかというような御趣旨でございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、有識者委員会での結論は、鋼矢板セルは構造体としての安定性は確保されていると判断されております。また、管理者である熊本県としては、今後も安全性を確認しつつ、維持管理に取り組んでいくということでございます。

今の世代で解決することが必要であるという意見はございますけれども、委員会で、検証に資する新たな技術的知見が出た場合に、速やかに委員会を設置し議論することとなっておりますので、委員会からの提言を尊重していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問とダブるんですけれども、埋め込んだ水銀管理、ここら付近について、やっぱり絶対海に再流出させないという立場で対応していただきたいということと、時間をかけて、やっぱり国・県とこの埋め込んだ水銀処理をどうするかというのをもう少し考えていくべきではないかと。市から話を出してもいいし、抜本的な管理体制、やっぱりもう少し議論をした上で、このままがいいのか、もう一回掘り返してしまったほうがいいのか、時間をかけて検討すべき課題かなと思いますから、ここら付近については、いかが考えますか。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 緒方議員の3回目の御質問にお答えします。

抜本的対策を国・県と議論してはどうかというような御趣旨でございます。

市といたしましては、今後新たに維持管理委員会を設置されるということでございますので、県の有識者会議の提言を尊重したいということが基本でございます。市としましても、今の御意見ございましたので、県と連絡をとりながら、現時点では現状を注視してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） エコパーク水俣の水銀については、水俣市民、よそからも非常に注目を集めているというふうには思っております。基本的にはもう二度と海を汚すということは考えられませんし、それに対応するというのは私たちも、そして国も考えていることだというふうに思っ



ております。現状では今、2050年までということでございます。対応が大丈夫ということでございますけど、やっぱり私たちは心配な部分がございますので、こういったところは細かく精査して行って、無害化というふうないろいろなお話もございますけど、今後そういったお話はどういった方向に進むかは、私たちもいろいろな情報を集めて、まず安心・安全に期したいというふうに思っているところでございます。

○議長（大川末長君） 次に、市役所組織機構変更について答弁を求めます。

門崎総務企画部長。

（総務企画部長 門崎博幸君登壇）

○総務企画部長（門崎博幸君） 次に、市役所組織機構変更についての御質問に順次お答えいたします。

まず、今回の組織変更の意図するものは何かとの御質問にお答えします。

今回の組織・機構改革では、権限委譲や高度化、複雑化する業務、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、組織の横の連携を密にし、状況に応じ素早く対処できる機能する組織づくりを目指し、検討してまいりました。

今回の変更の意図について、主なものを御説明いたします。

まず、企画課でございますが、市の政策や中長期的な戦略を立案し、市政運営やまちづくりの中心となり、また、国の地方創生の動きにも迅速に対応する必要があることから、政策推進室及び地域振興室に再編し、業務内容の見直しを行うとともに、平成28年4月に開設予定の水俣環境アカデミー機構の推進を図るため、知の拠点推進室を新設いたします。

次に、新設の防災生活課でございますが、近年、東日本大震災や九州北部豪雨災害、広島市における土石流災害、御嶽山の噴火など、全国各地で大きな災害が発生しており、本市におきましても、平成15年の土石流災害、平成18年の台風による災害等が発生しております。このような自然災害に対しまして、市民の生命、財産を守るためには迅速・適切に対応することが必要となることから新たに設置するものでございます。

また、防災生活課内に新設する市民生活係につきましては、現在、各課に分かれて業務を行っている消費者行政や空き家問題、防犯など、直接、市民生活と関係がある業務につきましては、市民サービスや利便性向上の観点から集約するものでございます。

次に、環境モデル都市推進課でございますが、名称をわかりやすく環境課に変更をし、本市の重要政策である環境に、環境政策と水俣病関係業務が混在していることなどから、環境モデル都市推進室を環境政策室と水俣病・もやい推進係に再編をいたします。

次に、福祉課でございますが、福祉推進室を、子ども子育て関係の新たな業務拡大に対応できるよう組織体制を強化するため、子ども子育て支援室と障がい福祉支援係に再編をいたします。

次に、平成22年7月に、企業誘致等、経済の振興を推進するため設けた総合経済対策課でございますが、市の経済の発展は引き続き本市の重要施策であることから、今後さらに、有機的な連携を深め、情報の取得や共有化を図るため、これまで、それぞれで事業を行ってきた商工観光振興課と統合し、経済観光課とするとともに、水俣らしいブランドの開発や、さらにメディア等を通じまして、水俣の魅力を広く発信するため、経済観光課内にメディア・ブランド推進室を新設いたします。

次に、土木課の道路維持係と、都市政策課の公園係についてですが、効率的・効果的な管理を行うため、土木課内の道路公園管理室に統合をいたします。

以上が、今回の組織機構の変更の主な意図でございます。

次に、どのような体制の中で意見集約されたのかとの御質問にお答えいたします。

昨年6月、庁内に総務企画部長を長としまして、教育次長、水道局長及び総務、企画、財政、福祉、環境、健康高齢、都市政策、下水道、総合経済、商工観光、教育総務のそれぞれの課長で構成をしました組織・機構改革検討委員会を設置し、新年度の組織・機構について検討してまいりました。

委員会の中で、まず庁内全部署に対して、これまでの課題等を踏まえた組織・機構の改善案を提出してもらい、意見を集約しました。各部署から提出された意見等を踏まえまして、新たな組織・機構のたたき台を作成し、見直しの対象となった部署に対しましては、所属長を対象とした個別ヒアリングを行い、再度意見を聴取し、修正等の調整を行った後、最終的には、庁議に諮り決定したところでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

意図するところは、機能する組織づくりを目指したと。地域振興室を設置し、地方創生に取り組む体制、あるいは水俣環境アカデミー構想推進の知の拠点推進室、近年の災害の巨大化に対応する防災生活課、環境モデル都市推進課に環境政策と水俣病業務が混在していることから、新たに環境課を環境政策室と水俣病・もやい推進係に再編をしたということですね。福祉推進室も子ども・子育て支援室と障がい福祉支援係、また経済観光課にメディアブランド室をつくったと。水俣の魅力を発信するための組織機構改革という点、時代の課題に即応した見直しであり、また庁内全部署に意見を聞いてもつくられたと。そして、議員からもいろいろな一般質問での、こういうところがだめじゃないかということに対応するための機構改革であり、組織機構の再編にはやっぱり大いに私自身は評価をいたします。

ただ、組織がうまく稼働するためには、職員の配置をどうするかというのが今後大事だろうと

思いますから、4月の異動ではこういったことも大事にしていきたいと思います。

2次質問を3点行いますけれども、平成28年度に水俣病公式確認から60周年を迎えるということから、慰霊式典、家族調査業務、水俣病資料館改修、メモリアル管理、語り部事業、情報発信事業、もやい事業推進等、水俣病関連の仕事は非常に多くなってきているのではないかと。この際、水俣病対策課というのをつくるべきではないかなという感じを持っていますけれども、これについてどう思うか。

それから、土木課に都市政策課の公園係と道路維持係とあわせて道路公園管理室とすると、企画課のガードレール等の仕事も持ってくるということで、どうもここは、ただでさえ要員が不足して、パートに頼っているというところがありますけれども、ここら付近には、現業職員採用等も視野に入れるべきではないかと。

それから、企業誘致等の経済の振興を推進するために設けた総合経済対策課と商工観光振興課を統合して経済観光課となっています。一見、2課を1つにして縮小したような感じを受けるわけですね。市経済の発展を引き続き本市の重要課題と位置づけていて、この組織変更はどういうふうにご検討されるのか、3点お聞きしたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） 緒方議員の第2質問にお答えいたします。

3点、まず1点目が来年、水俣病公式確認から60年を迎えて業務がふえるということで、水俣病対策課というのを設置したらいかがかというような御質問であつたらうと思っております。

平成28年度、いよいよといいますか、公式確認から60年ということで、現在、国・県と連携をしながら、その準備を進めているところでございます。確かにいろいろな事業がふえるということもありまして、今回、係ではございますけれども、水俣病の対策、それともやい直しの推進というのを一緒に統合してやっていくということで、初めて水俣病というような名称がついた係を設置したのではないかと考えております。

来年を迎えるに当たりまして、恐らくその係員だけでは対応できないというところもあるかと思っておりますし、この部分につきましては、全庁横断的なところで、検討していく必要があろうかと思っておりますので、当面はこの係ということでスタートを切らせていただければと考えているところでございます。

それと、2点目が土木課のほうの道路公園管理室のところで、企画課のほうからガードレール等も移管もするということがあつて、現業職員を新たに採用するようないかなにかということのような御質問であつたらうと思っております。

土木課のまず基本的な対応の考え方というところでございますけれども、今回の機構改革によりまして、市民サービスの低下をするというようなところがないようにというのがまず第一だろ

うと思っております。そういった状況の中で、逆に職員のほうに過重な労働を強いるということもあってはならないということも考えておりますので、今回の人事異動の中では、先ほど議員もおっしゃられたとおり、適正な人員配置をしていければというところでございます。

ただ、現在、行財政改革を推し進めなければならない中で、現状では新たな現業職員の採用というのは今は検討していないというようなところでございます。

それと3点目が、総合経済対策課、また商工観光振興課のほうと統合するというところで、後退するようなイメージではないかというような御質問であったかと思っております。答弁でもお答えしましたとおり、平成22年の7月に市の経済振興を推し進めるということで、単独の課というところを設置をさせていただいたところでございますけれども、今回の機構改革の中では、それを後退させるということではなくて、さらに推し進め、その流れを継承していくということです。商工観光振興課と統合するということになりますと、商業・工業、それと観光業等々とさらに連携を強固にするということとあわせて、水俣の情報発信というのを所管する部署を課内にも設けますので、そういう相乗効果もありまして、水俣のブランド力を向上するというようなところも全国に発信するというような影響も期待できるのではないかと思っております。これは後退ではなくて、新たに第2ステージに入ったというようなところだろうと思っておりますので、御理解いただければというところでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 言われるように、経済はやっぱり一番水俣に大事な振興ですからね、経済振興については相乗効果を出すようにプラスになるようにして、頑張っていたきたいと思います。

もう1点、最後になりますけれども、これは市長にお願いしたいんですが、職員採用問題です。市長のマニフェストでは、スポーツにたけた人とか、文化的に知見にたけた人を今後考えていきたいというお話もマニフェストにはあったわけですが、そこら付近の問題と同じように、近年高齢者対策とか障がい者対策、子育て支援、生活困窮者対策等、福祉課の仕事というのは非常に多くなってきているんですね。そういう面では、水俣の福祉行政は、ある面では水俣市社会福祉協議会に丸投げしている点があるのではないかと、我々はそういう考え方を持っているもんですから、やはりできれば福祉業務が、先ほどの関係でやっているときに、担当者が二、三年でころころかわって連携がとれないという声が聞こえてくるわけです。そういう面では、こういうふうに福祉業務が多くなったときには、福祉に知見を持った職員採用というものを今後考えていくべきではないかということでお聞きしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 職員採用につきましては、やはり優秀な方、水俣市にもうぜひいろいろな



形で入ってきていただきたいと非常に私も思っております。採用については、いろいろなところで新しい形で発信をして、水俣市の職員の募集で試験を受けていただきたいということをどんどん発信しているところなんですけど、それを引き続き、今後進めて、いろいろな方が集まってきていただきたい。福祉の分野につきましても、今、いろいろな大学でもそういったエキスパートをどんどん輩出されておりますので、そういった分野にもたけた方、ある程度必要な部署を見ながら、やはり優秀なエキスパートを入れていきたいというのは、力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、移住促進事業について答弁を求めます。

門崎総務企画部長。

（総務企画部長 門崎博幸君登壇）

○総務企画部長（門崎博幸君） 次に、移住促進事業についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、新たに移住促進事業を取り組むに至った経緯は何かとの御質問にお答えします。

国のまち・ひと・しごと創生におきましては、これからの急速な人口減少と少子高齢化に的確に対応し、東京への一極集中に歯どめをかけるとともに、地方への新しい人の流れをつくり、各地域がそれぞれの特徴を生かした取り組みにより、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくための施策を推進していくことが求められております。

水俣市におきましても、日本創成会議による消滅可能性都市に含まれると判定され、今後ますます人口減少が進んでいくことは避けられない課題となっております。これを真摯に受けとめ、今後、さまざまな対応策を検討していかなければならないと考えております。その1つの方策として、移住定住促進事業に取り組んでいくこととしております。

昨年策定しました第5次水俣市総合計画の第2期基本計画におきまして、定住化の促進の項目を新たに追加しております。また、平成27年度の施政方針におきましても、移住・定住の推進、U I Jターンなどに取り組み、地域の担い手となり得る若者を水俣に呼び込み、移住定住につなげるため、移住定住に関する地域のコーディネーター役としての集落支援員を新たに設置することとし、将来的には地域おこし協力隊の受け入れなどの事業につながる体制づくりを行いたいと申し上げました。

一人でも多くの方が水俣に住んでみたい、住んでよかったと思われるような地域の特性や資源を生かした住みよいまちづくりを目指し、取り組んでまいりたいと思っております。

次に、定住化推進本部の組織形態はどうされるのかとの御質問にお答えします。

庁内において、これから定住化に向けた体制づくりと、各課の関連する施策を総合的に推進していくための推進本部を設置する予定としております。その組織形態は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、各部・局長を充てることを考えております。さらに、推進本部内に検討部

会を設け、各課長を部会員として充てることとしております。検討部会におきましては、それぞれの部署が取り組んでいる移住・定住に関連する業務について、課題の抽出、検討、協議等を行い、お互い横の連携を強化し、企画課を情報提供や相談についての窓口として一本化し、柔軟な対応ができるようワンストップ化を図ってまいりたいと考えております。

次に、水俣への移住者は把握されているのかとの御質問にお答えします。

昨年の9月議会の一般質問におきましては、まだこれから研究していくものであり、把握は困難であると答弁しておりましたが、現在におきましても、把握までには至っておらず、各自治会や地域の団体などから、何名かいらっしゃるということを伺うにとどまっております。

本市以外の市町村から、定住の意志を持って転入してきた方を移住者と呼ばれていると思いますが、現在、年間約700人から800人の転入があり、統計的な数値のみしかわかっておりません。今後、移住定住施策を実施していく中で、直接相談を受けたり、地域からの情報をいただきながら、把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 9月の一般質問でも取り上げたんですけれども、人口減少が続く中、都市部には若者の地方への回帰現象が起きているということで、特色ある取り組み、支援の中身を充実させて、移住定住を推進してほしいと。やはり、よそに負けない施策をぜひとってほしいと。今回、移住定住促進事業として262万円の予算をつけて、新たな取り組みをされるわけですが、それについては期待をしたいというふうに考えます。

そこで、現に移住している純粋な移住者の調査・把握をして、そういう人たちへの支援を強化して、ぜひ水俣にずっと残ってもらうという施策もとるべきではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2回目の質問としては、集落支援員、地域おこし協力隊の導入の先進事例か何か調査をされたのかどうかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎総務企画部長。

○総務企画部長（門崎博幸君） 第2質問にお答えをいたします。

先進事例ということでございますけれども、鹿児島県の薩摩川内市が地域おこし協力隊、今10名配置をしているということでございますので、先々月、担当課のほうで調査をしております。

薩摩川内市は、平成16年に1市4町4村が合併をしておりますが、その周辺地域の活性化を図るためということで、5地域に男女各1名ずつ、5地域掛ける2名の10名ということで配置をしておるとございまして、所管としましては商工観光部のほうが所管ということですので、それぞれミッションといたしまして、3年間の間に5つの商品開発をなささいというようなミッションを与えておるとということで、それぞれでその地域の資源でありますとか、新たな若い方の



発想力、あるいはそのデザイン力等を発揮されまして、既にいろいろな幾つかヒット商品も生まれているというようなところをお聞きをしております。

もう2期目だそうなんですけれども、1期目の方々についても多くの方がそのまま定住をされておるといことですし、我々水俣市でも今後導入するに当たりましては、地域支援協力隊として来られた方がそのまま水俣に住み続けていただけるような体制づくりも検討していかなければならないかなと思っているところです。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 移住促進事業、本当に大変でしょうけれども、頑張っって水俣に人をふやしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、市長が所信表明で述べられた人が輝き、まちが輝く活気ある水俣、あるいは水俣に生まれてよかった、水俣に育ってよかった、水俣は本当によかばいと言える水俣に、市長をトップに市役所全職員が一丸となって取り組んでいただくよう要望して質問を終わります。

○議長（大川末長君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

きょうは東日本大震災から4年目であります。地震や津波は人間の力ではいかんともできません。しかし、危険な原子力発電所をつくらない、再稼働させない決断は人間の力でできます。いまだに12万人の方々が原子力発電所事故で避難されている現状は、原子力発電の危険性を私たちに教訓として示しています。きょうはそのことを思い起こす日でもあると思います。

ところで、今、日本では重要課題が山積していると思います。日本が再び海外で戦争する国になるのか。また、アベノミクスの経済政策では、この2年間に所得10億円以上の方は2.2倍にふえ、国内で所得上位10%の人たちは30%も所得を伸ばしています。その一方、実質賃金は18カ月下がり、200万円以下の勤労者は全国で1,120万人までふえ、非正規の労働者は全体の40%まで広がっています。結局、この経済政策は格差と貧困を広げたと私は思います。私は、このような安

倍暴走政治は転換が求められていると考えます。

それでは、以下通告に従い、質問します。

1、水俣病被害者の救済について。

①、公害健康被害補償法に基づく認定申請は熊本・鹿児島両県で何人か。

②、熊本県の認定審査会は開かれているのか。

③、現在係争中の訴訟の数とそれぞれの訴訟の原告数は何人か。

2、水俣市内に点在する水銀を含む残渣物について。

①、水俣市が所有する土地での残渣物の投棄箇所、熊本県が管理する土地での投棄箇所及びJNCが所有する土地での投棄箇所は幾つと把握しているか。また、市民が所有する土地でも水銀などを含む残渣物があると言われているが把握できているか。

②、先日、みなまた地域研究会は、市内で残渣物の水銀濃度調査を行い、発表した。それはどの場所で濃度は幾らだったのか。

3、水俣病資料館での展示について。

①、現在までの入館者は何人か。

②、資料展示の入り口に不知火海沿岸の模型図がある。そこに掲載されている水俣病被害者の人数は何に基づいているのか。

③、現在は展示されていないが、1995年の政治解決での医療手帳、その後のノーモア・ミナマタ裁判の和解や特別措置法での水俣病被害者手帳などを持っている人数は熊本・鹿児島両県で何人か。

④、資料館の役割は水俣病について正確な事実を示し、考えていただくことと思うがいかがか。

4、所得が少ないひとり親世帯の住宅政策について。

①、児童扶養手当の支給条件はどのようになっているか。

②、児童扶養手当が支給されている世帯は何件か。また、その世帯のうち、母子、父子、父母、兄弟姉妹と同居しているなどの世帯の内訳について。

③、市営住宅は災害などの被災者については優先入居などの措置があると思うが、その他の場合はどのようになっているか。

④、市営住宅の入居は納税の関係ではどうなっているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病被害者の救済については福祉環境部長から、水俣市内に点在する水銀を含む残渣物については私から、水俣病資料館での展示については福祉環境部長から、所得が少ないひとり親世帯の住宅政策については副市長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（大川末長君） 水俣病被害者の救済について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 初めに、水俣病被害者の救済についての御質問にお答えします。

まず、公害健康被害補償法に基づく認定申請は、熊本・鹿児島両県で何人かについての御質問にお答えします。

公害健康被害補償法に基づく認定申請の処理状況につきましては、熊本、鹿児島両県から、毎月月末の状況を翌月末に連絡を受けております。これによりますと、平成27年1月末で、申請件数の累計が熊本県1万4,456人、鹿児島県4,573人となっています。なお、このうち認定、棄却の処分が済み、未処理となっている方の数は、それぞれ909人、406人となっております。

次に、熊本県の認定審査会は開かれているのかとの御質問にお答えします。

熊本県による認定審査会につきましては、熊本県が、水俣病認定基準の運用方針についての国の統一見解を求め、認定業務を返上することとされたことから、平成25年3月から審査会は開かれていないと聞き及んでおります。

次に、現在係争中の訴訟の数とそれぞれの訴訟の原告数は何人かとの御質問にお答えします。

訴訟の内容につきましては、熊本県に確認しましたところ、熊本、東京、大阪の3カ所で、水俣病救済特別措置法による救済の対象にならなかった方々が、国・県、チッソを相手取り、訴訟を起こされています。それぞれ原告の数は、熊本742人、東京32人、大阪19人と聞き及んでおります。また、小児性などの未認定の方々が提訴されました、いわゆる水俣病第2世代訴訟が原告数8人と聞き及んでいるところでございます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をいたします。

今、数字を出していただきましたけれども、水俣病救済特別措置法が締め切られた時点で、ほぼ認定申請者はゼロになったんですね。その後、熊本・鹿児島合わせて909人と406人、合計すると1,315人なんです。それで、認定審査会は開かれていないという話ですよ。裁判原告については、今次世代訴訟が8で、ノーモアの2次訴訟、大阪・東京を含めて793人になっています。この前の報道によりますと、訴訟原告が4月には1,000人を超えるんじゃないかというふうに言われております。

水俣病救済特別措置法を締め切るべきではないというのは患者団体がずっと言われていたこと

で、私も締め切るべきではないというのは、前市長のときにも何度も申し上げました。しかし、締め切られてしまった。しかし、まだこれだけの方たちが名乗り出ているということは、被害者救済が終わってなかったんだということを証明するものだというふうに私は思います。

このような事態、水俣市からも締め切るべきではないというのが住民団体、患者団体あるいは議会等でも言われたからということで、国・県に意見もいろいろ上げられたんだろうと思うんですけども、結局、そのことが意見を聞かれずに締め切られてしまったということ。この事態で、そしてこれだけの患者さんが改めて出ているということを地元自治体としてどのように考えられるか、これが第1点であります。

2点目は、今答弁あったように審査会は開かれていないんです。そもそも公害健康被害補償法では、認定申請を受け付け、必要な資料集めて速やかに審査をする。そして答申を出すというふうになっているんですね。ところが、熊本県の認定審査会が開かれないわけですから、県に申請してもそれは事態が全く進まないという状況になっているんです。これは、かつて待たせ賃訴訟というのもありました。こういうのもあったんですけども、最高裁判決までいったんです、あの件は。それぞれの損害賠償は認められなかったんですけども、そういうのを速やかに解決すべきだという、不作為状態をなくすべきだというのは最高裁判決だったんです。これが結局、今でも解決されていないというふうに思います。

それで、私は、不作為状態ではないかというふうに思うんですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

それから、一番最初の①とも関係するんですけども、水俣病救済特別措置法を締め切ってしまった、そのことが今の事態をつくり出していると思うんですが、締め切ったこと自体についてはどのように市長は判断されるか。あるいは、福祉環境部長の答弁でもいいですけども、市として判断されるかという、以上3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、野中議員の第2の質問にお答えします。

まず、まだ救済を求める方が名乗り出ているということで、このことを地元自治体としてどういうふうに考えているかということです。救済につきましては、認定患者への補償はもちろんなんですけれども、平成7年の政治解決策、さらに水俣病救済特別措置法による救済で、一定の多くの方が救済されたというふうには認識をしております。

一方で、救済対象の地域や年齢などによりまして救済の対象にならなかったということで、司法の場に救済を求められた方がおられるということも十分認識しておりまして、地元自治体としましては、市民の間に少なからず不満があるということを憂慮しているところでございます。

続きまして、認定審査会が開かれていないということで、不作為状態ではないかというような

質問ですけれども、熊本県におきましては、その認定審査会が開かれない理由として、認定基準の取り扱いについて、国として統一見解が示されていないので、一応返上しているという状態があります。

ということで、県では開催されていないんですけれども、国においてはもう昨年4月に臨時水俣病審査会というのが開催されまして、認定審査の作業が進められているとお聞きしております。県におきましても、5月には認定申請者の皆様に臨時水俣病審査会の制度を周知する文書を送っていると、さらに個別の説明などもされているというふうにお聞きをしております。

これらのことから、県において認定審査会は開催されておられませんけれども、不作為とまでは言えないのではないかというようなふうに思っているところでございます。

続きまして、水俣病救済特別措置法を締め切ったということは、その後の事態をつくり出していると、それをどういうふうに思うかというようなことですけれども、救済策を実施する上で、ある程度の線引きがある程度あるのはもうやむを得ないこととっております。その期間中にいろいろな事業によって救済されなかった方々において、不満が残っていることはもう先ほど申し上げましたように、十分理解をして憂慮しておりますし、このことが少なくとも事態の一因ではないということは言えないというふうには思っております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 事実を少し申し上げますと、今認定申請したり裁判したりしている人は、水俣病救済特別措置法だとかに申請して、それで該当にならなかった人たちだけじゃないんです。新たに名乗り出た人たちとも言えるんです。そういう方がかなりいらっしゃいます。だから、これは事実としてそうではないということを訂正しておきたいと思えます。

それから、不作為とまでは言えないということだったんですけれども、国に統一基準を求めているという話ですが、そもそもどういう人たちを水俣病とするのかというのは、最高裁判決も出ているし、確定判決も出ているし、この間積み上げられてきたことなんです。それに基づいて審査すれば、改めて自分たちはどう運用していいのかわからないなどというのは、あり得ない話なんです。これはもう水俣市に責任はないと思うんですけれども、環境省と熊本県がみずからの責任を放棄している。日本は、今の憲法のもとで行政と国民との間で訴訟だとかなんかあったとき、どっちかに不満があったときは、別の権力である司法に訴える。司法で判決なり確定したものであれば、行政の措置が誤っておれば、それは改めるというのが三権分立のそもそもの成り立ちです。今の憲法で、国民の権利が保障されるものになっています。ところが、それが今生かされていないということが、私は、行政される方たちは、しっかり胸に落としておくべきことなんだろうというふうに思っています。

ですから、臨時水俣病認定審査会があるので別の道があるんだというのは、それは熊本県はそ



ういうふうに言っているし、環境省も言っているんですけども、そんなの理屈にならないというふうに私は思っています。

それから、ある程度の線引きは必要なんだという答弁だったんですけども、どの中身をもってある程度の線引きというのかというのが問題なんです。水俣病の場合は、水俣病救済特別措置法でも地域だとか年齢だとかで線引きがされましたけれども、それは不当だということは、これまでもずっと言ってきました。そのことを水俣市政としては、いろいろな意見があるということで、とどめておいておくべきなんではないかなと。線引きが妥当という考え方は、僕は、環境省なり熊本県と同じ立場に立つことだというふうに思いますので、そこは申し上げておきたいと思えます。

3回目の質問です。改めてそもそも論に戻るんですけども、全ての被害者が何らかの形で救済される、あるいは本人等がそれなりに納得されるというふうにならないと水俣病は終わらないというふうに考えますが、そもそも論のところでもどのようにお考えになるかということが1つ。

2つ目は、そのために水俣市はどのように取り組むのかということを質問したいと思いますので、御答弁お願いしたいと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣病に対しましては、昭和31年に公式発見されてから、もうすぐ60年を迎えようとしております。いまだいろいろな救済の声が上がっていることを考えますと、全面解決には至っていないという感じがしているところでございます。

本市といたしましては、やはり長年の願いでございます、この水俣病の全面解決ということは、やはり願っているところでございますし、今後、地域振興を進める上でも必要不可欠であるというふうに考えているところでございます。

取り組むことは何かということでございますけれども、今までも市のスタンスといたしましては、市民、患者さんの御意見を私たちが聞いて、それを国・県に届けていくということを今までも私の先輩である市長もやってこられたというふうに思います。私もそれを踏襲しまして、やはり丁寧に、そういった声を国・県に働きかけてまいりたいというふうな考えでございます。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市内に点在する水銀を含む残渣物について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣市内に点在する水銀を含む残渣物についてお答えをいたします。

まず、水俣市が所有する土地での残渣物の投棄箇所、熊本県が管理する土地での投棄箇所及びJNCが所有する土地での投棄箇所は幾つと把握しているか。また、市民が所有する土地でも水銀などを含む残渣物があると言われていたが、把握できているかとの御質問にお答えをいたし

ます。

水俣市が所有する土地で確認している投棄箇所は、大迫、ひばりヶ丘、外平、八幡プール付近の4カ所です。JNCが所有する土地での投棄場所は、自動車学校、百間藪佐、八幡プール付近、明神の4カ所で、以上8カ所を把握しております。また、県が管理する土地につきましては、投棄ではございませんが、エコパーク埋立地が1カ所ございます。ここは、県において適正な管理、定期監視が行われているところでもあります。なお、市民が所有する土地については把握はしておりません。

次に、先日、みなまた地域研究会は、市内で残渣物の水銀濃度調査を行い、発表した。それはどの場所で濃度は幾らだったのかについてお答えをいたします。

水銀値が検出された場所は、明神埋立地であります。濃度は最高で1キログラム当たり170ミリグラムが検出されたと報告がありました。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 この投棄場所については、今答弁あったように、現在まで確認できている水俣市のところ、あるいはJNCの所有地については合計で8カ所という答弁だったと思います。それで、県有地についてはエコパーク埋立地ということですね。

それで、2番目の質問の、明神埋立地のほうで検出された170ミリグラムというのはどれぐらいの濃度なのか。これは、国の基準値は15ミリグラムなんです、土壤の水銀基準値は。それからすると11倍なんです、総水銀で。それで、私の思いは、午前中に緒方議員もおっしゃいましたけれども、再び水銀による汚染をして、人体被害だとかを絶対起こさないという立場でなければならぬのではないかなというのが基本的な考え方です。

それで、熊本学園大学とみなまた地域研究会の皆さんが、この数字を発表されて新聞紙上に出ているんですけども、熊本県は水俣市と協議して対策を練るといふうに言われています。それぞれが所有する土地で、どのような対策がその後とられたのかというのが第1点目です。

それから、民間所有地の実態はわからないという答弁でした。それで、チッソからかつてカーバイト残渣物等をもって造成したとか、道路、民地、工場の造成、あるいは水田や畑を埋めるのに使ったとか、そういうのが結構出てきているように思うんです。

それで、これについては、出たところに資料が残っていないのかどうかということも含めて、尋ねるとか、独自調査をするとか、実態把握が必要なんではないかなというふうに思います。

無機状態で土壤の中にある無機水銀として170ミリグラムも検出されているんですけども、水に溶出する、溶け出る、あるいは揮発する。水銀は揮発しますから、揮発した段階で無機が有機になります。それを吸い込んだりすると蓄積されますし、魚介類等にも蓄積されて、再び被害を起こす可能性がありますから、それを防ぐためにも実態調査をきちっとすることが必要

なんではないかなと思いますけれども、この質問についてはいかがでしょうか。2点です。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点のうち、1点目は熊本県と水俣市が協議して対策はどういったものかということでございます。

最初に言いました、被害を絶対起こさない、こういった水銀の汚染を起こさないということは、もう当然私もこういった認識でありますし、水俣市民みんな同じ思いだというふうに思っております。

先ほどの対策でございますが、市所有の土地、大迫、ひばりヶ丘、この2カ所は昭和50年から平成2年までの間、水銀、ヒ素、鉛、クロムの水銀、水質検査は実施をしておりましたが、いずれの検査項目も未検出で、基準以下であったということで、検査は現在は終了したというふうに聞いております。今後は定期的な監視体系を築き、定期検査を継続していくというふうにしたいと思って持っておるところでございます。

また、県所有地のエコパーク埋立地においては、先ほども申し上げましたが、県が適正な管理体制で定期監視を努めているというふうに聞いております。

そして、JNCの所有に関しましては、4カ所の管理地の下流側の水質検査を水俣市、そしてJNCで実施しており、現在は、水銀は検出されておられません。

それと、民間の実態がわからないので、独自調査等ということでございます。これに関しましては、うちのほうもJNCに問い合わせましたところ、個人の壤土については、把握はしていないということで報告を受けております。基本的にはそれぞれの土地の所有者が管理することになりますが、心配等がございましたら、相談を受け入れるという体制は今後整えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 大迫とかひばりヶ丘だとかは、平成2年まで検出されなかったということで終了しているという答弁ありました。その後は、やっぱりされていないんです。ところが、市有地だけではないんですけれども、JNCが所有されているところもそうなんだと思うんですが、この間、何があったのかということをやっぱり思い起こさなきゃいけない。ひばりヶ丘のグラウンド、警察と消防署に売ったでしょう。下からカーバイト残渣が出てきて水銀値がそれなりにあったじゃないですか、あそこからしみ出る古城3丁目の田平市営住宅周辺で水質検査したんですよね、水に出ていないかどうかを検査していたんですけども、そこには出ていなかったが、総水銀状態であそこにはちょっと残渣物があったということなんです。

ですから、そういう意味では、大迫だってひばりヶ丘だって、あるいは焼却場跡地だとか、終末処理場跡地だとか、その辺についても残渣物としては残っている。それについては継続的な監

視をやっぱりするというので、必要だと思っんですけども、今後はそれを続けるということでしたから、それはぜひやっていただきたいと思います。

それから、同じようにJNCが所有されているところの3カ所についても、下流域で市とともにやっているということですから、これもきちっと監視を続けることが必要なんではないかなと思います。

それで、3回目の質問についてなんですけれども、民地については全部把握できていないし、わからないということだったんですが、市民から情報を集約するという方針が要ると思っんですね。水俣市として情報提供があれば、それはデータとしてきちっと蓄積していくということが必要なんじゃないかなと思います。

それで、2点目なんですけれども、同じような質問になっちゃうんですが、水俣市が所有する土地についても監視を続けるというのを今おっしゃいました。それから、道路などでひび割れたアスファルトの下から白い水が流れてきたり、浮き出てきたりしているところもあるんです。そういうところも情報をきちっと把握する。あるいは県やJNCのところについても監視を続けられることをちゃんと行って、それで情報収集して問題提起もしていく。民地についても、露出したら市に連絡して、それも情報収集していくと、こういう方針をもとに一番最初に言いましたように情報を蓄積する、そういう方針が要るんだろうというふうに思います。

それからもう一つは民地の場合なんです。残渣物の対策は、水が浸透して水に溶け出さない対策をきちっとするという、あるいは除去して完全に無害化する、そういう対策があるんですけども、市民からそういう問い合わせ等があったら、きちっとどういうふうにしてくださいという指導もしていく、そういう対策が要るんじゃないかなというふうに思いますが、以上3点がでしょうか。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 情報の収集につきましては、近年、市内においても建築物の建てかえ工事等のときにカーバイト残渣が発見された場合、土壌汚染対策法に基づきまして、熊本県と協議し、適正に対応したというふうな事例が今ございます。今後も市内においても、土壌汚染対策法に基づく届け出が行われる場合には、熊本県との協議により届け出者が適正に対応されるものというふうに考えているところでございますが、市としましても、土地所有者の情報をもとに、民間所有地の情報を集積して、蓄積していくことが、やはり必要だというふうに考えております。

それと、民地について、表面に露出したら、どういった方針を確立するかということだというふうに思いますが、本市におきましても、水銀調査は残渣物の埋立地周辺の河口、海域及び地下水の水質検査の結果は、環境白書という形で年に1回公表しているところでございます。年間、15地点の定期的な水質検査において水銀は検出されておりませんが、引き続き市所有地や、JN

Cの所有地、また新たに他の地区でも定期的な地下水の水質検査等を行っていききたいというふう  
に思っているところでございます。今後、民地について、市民からカーバイト残渣等の処理等の  
問い合わせなどには、きめ細かく対応をしていききたいというふうを考えているところござい  
ます。

それと、覆土の方法について市民に情報を提供したらということがあったと思いますが、市民  
から、こういったものにおきまして問い合わせ等があった場合は、環境法令に基づきまして、必  
要な手続や覆土の方法などの対応について、情報提供をその都度やっていききたいというふう  
に思っているところでございます。

○議長（大川末長君） 次に、水俣病資料館での展示について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、水俣病資料館での展示について、順次お答えします。

まず、現在までの入館者は何人かとの御質問にお答えします。

平成5年1月に開館して21年が経過する中、ことし2月5日に累計90万人を超え、2月末日現  
在で、90万654人のお客様に御来館いただいております。

次に、資料展示入り口の不知火海沿岸模型図に掲載されている水俣病被害者の人数は、何に基  
づいているのかとの御質問にお答えします。

模型図に掲載している人数は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定患者数でござ  
います。水俣病の被害が、水俣市だけではなく不知火海全体に広がっていることを来館者に示す  
ために、模型図へ掲載しております。

次に、水俣病被害者手帳などを持っている人数は、熊本・鹿児島両県で何人かとの御質問にお  
答えします。

まず、平成7年の政治解決における医療手帳または保健手帳を取得された方の人数は公表され  
ておりますけれども、ノーモア・ミナマタ裁判による手帳取得者の人数は非公表とされておしま  
す。また、水俣病救済特別措置法に基づく救済措置実施の際は、法施行以前に保有していた保健  
手帳を水俣病被害者手帳へ切りかえを行われた方や、新たな申請を行われた方などもおられます。

このような状況の中、平成26年8月29日に公表された水俣病救済特別措置法に基づく救済措置  
に係る判定結果によりますと、被害者手帳の交付など救済の対象となられた方は、熊本県が3万  
7,613人、鹿児島県が1万5,543人、合計5万3,156人となっております。

次に、資料館の役割は、正確な事実を示し、考えていただくことだと思いがいかかとの御質  
問にお答えします。

水俣病資料館の目的は、水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な



資料を収集・保存し、後世に水俣病の教訓と経験を伝えるというものでございます。水俣市民が受難した悲惨な公害が、国内外で二度と発生しないように、水俣病の歴史と現状、水俣病の被害に遭われた方々が受けた痛みや差別などの体験を展示するとともに、患者さんやその家族の方々の献身的な御協力の中で語り部講話を実施しております。これからも来館者の方々に、水俣病についての歴史と現状、そしてその教訓をしっかりと学んでいただけるように、展示の工夫や改修を行いながら情報の発信に努力してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、答弁していただいたとおりでろうと思うんですけども、それで、水俣病救済特別措置法での手帳所持者については数字を今言われました。熊本県、鹿児島県で合計で5万3,000人ぐらいになるんでしょうか。1995年の政治解決での医療手帳等の発行者は約1万2,000人から3,000人ですよ。正確な数字をちょっと持ち合わせませんけれども、おおむねそういう数です。それから、ノーモア裁判、熊本だとか大阪だとか東京、ありましたけれども、約4,000人、合計すると、約7万人になるんですよ。

資料館で展示されている人数については、公害健康被害補償法に基づく認定患者さんだけですから、その周りに7万人の方たちが政府の施策で被害者ですよというふうに言われて、手帳等を発行されている方がいるということなんです。これが事実の展示ではないかと私は思っています。

ですから、提案なんですけれども、入り口の模型図のところ展示してある認定患者さんの数だけではなくて、今答弁あったような数についてもきちっと展示するということを検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、野中議員の2回目の御質問にお答えします。

今、水俣病資料館の模型図のところでは、公害健康被害補償法の認定患者だけの人数ということで、それ以外の被害者の方の人数も紹介するべきではないかというような御質問ですけども、あの模型図につきましては、もともと水俣市の位置でありますとか、地理的な特徴を見学者の方に紹介して、その映像に流れる語り部の方々の言葉から、水俣病発生以前の漁生活や豊かだった海について理解を深めていただくというコーナーであります。加えて、水俣病の被害が水俣市だけではなくて、不知火海全体に広がっていたというその状況をイメージしていただくために、現在の形で展示をしているところでございます。

御質問の件ですけども、平成7年の政府解決策、それと水俣病救済特別措置法に基づく救済の結果につきましては、これは市町村別ではないんですが、熊本・鹿児島県から公表されておまして、その内容につきましては該当する内容の展示箇所、新聞切り抜きなどを掲示しているところです。議員が確かにおっしゃられるとおり、模型図のそばに掲示することで、よりその被

害の状況を把握しやすいと思いますので、ただしこれがなかなか今、県別という内容しかわからないという状況ですけれども、早急にそういうふうな形で対応できたらというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 ありがとうございます。それで、今御答弁いただいたように、あの模型図と映像等を見ると、全体が立体的にわかるというふうに工夫されているというのは、それはそれでよかったかなというふうに思うんですけれども、実は開館して21年になるんですが、その前、25年くらい前から、水俣にも資料館が要するというのが岡田市長のころに実は議論があって、私も資料館検討委員会の一員に加えてもらったことがあるんですよ、患者団体の推薦でですね。

それで、どういう理念に基づいて、あるいはどういう資料をどのような視点で展示するのかという議論がずっとありました。私も参加させていただきました。そのときは、映像も一緒に示すようにしたらどうかというのは、実は発想になくて、今映像になっていますから、これはこれでよかったと思うんですけれども、やっぱり不知火海全体がわかるような形で、あるいは汚染の広がり等もわかるような形で、ああいう模型図をつくったらどうかというふうに提案させてもらった一人なんです。ですから、大変思い入れもあるんですけれども、来られた方たちに事実が正確につかめるという形での展示を、今答弁ありましたが、お願いしたいと思います。

それから、今答弁の中で、市町村ごとは出ていないというふうな話があったんですけれども、確かに出されていないんですよ。でも環境省は統計とっています。熊本県も統計とっています。これは出そうと思えば出せる資料なんです。それを公表しないところに、なぜなんだろうというふうに思うんですけれども、認定患者さんは市町村ごとに出ています。水俣市が何人、出水市が何人、津奈木町、芦北町あるいは八代市、御所浦町、上天草市というふうに出ていますから、そういう市町村ごとの数字も一緒に出すように、私は水俣市として要望してほしいというふうに思います。

それから、1995年の政治解決での数と水俣病救済特別措置法の数公表されているのでわかるという話ですけれども、ノーモア裁判等の和解でどれだけの方が手帳を持っているかということについても、患者団体等に聞かれるとわかると思いますので、それらも参考にして展示されたらどうかと思いますので、これは要望にかえておきます。

市町村ごとの展示については、ぜひ環境省なり、熊本県なりに市からも要望していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） 野中議員の3回目の質問にお答えします。

今、市町村ごとの数字ということで資料提出を要請したらどうかということですが、現

在、資料館で展示している資料などは行政資料でありますとか研究者の書籍なども公表されているものを基本としておりまして、掲示に当たりましては、その関係者の了承を得た上で行うように取り扱っているところです。

御指摘のことにつきましては、確かに被害の地域的な広がりを示す表として、本当に有益なものと思われまますので、議員がおっしゃるように、県に資料提出をお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、所得が少ないひとり親世帯の住宅政策について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、所得が少ないひとり親世帯の住宅政策についての御質問に順次お答えいたします。

まず、児童扶養手当の支給条件はどのようになっているかとの御質問についてお答えいたします。

児童扶養手当は、父母の離婚・死別・障がいなどにより、ひとり親で子どもを育てるなど、いわゆるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

支給条件は、原則として18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある児童を監護している母や、同児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父、または、父母にかわってその児童を養育する者で、本人及び扶養義務者等の前年の所得が一定の額を超えない者が対象者となります。

次に、児童扶養手当が支給されている世帯は何件か。また、その世帯の母子、父子、父母兄弟姉妹と同居しているなどの世帯の内訳についての御質問にお答えいたします。

平成27年3月1日現在、児童扶養手当が支給されている世帯は290件となっております。内訳は、母子世帯が144件、父子世帯が15件、親族と同居している世帯が131件となっております。

次に、市営住宅は災害などの被災者については優先入居などの措置があると思うが、その他の場合はどのようになっているかとの御質問についてお答えいたします。

市営住宅の入居の募集は、公募によるものが原則であります。公募の例外として、水俣市営住宅条例第4条で、災害による住宅の滅失、不良住宅の撤去など、8つの特別な事由につきましては、公募を行わず、市営住宅に入居させることができると規定しております。

また、高齢者、障がい者につきましては、高齢者に対する安全性や使いやすさを考慮した設備を備えた住宅や、車いす仕様の設備を備えた住宅などがありますので、公開抽せんにより入居順位を定め、高齢者、障がい者用の市営住宅があいた場合に、優先的に入居していただいているところでございます。

所得が少ないひとり親世帯につきましては、高齢者、障がい者のような設備が必要ありませんので、公開抽せんにより入居者順位を定め、入居していただいているところでございます。

次に、市営住宅の入居は納税の関係ではどうなっているのかとの御質問についてお答えいたします。

市営住宅に入居することができる条件として、市税等を滞納していないことを条例で規定しておりますので、市税等を滞納している場合は、滞納を解消していただかないと、市営住宅への入居はできません。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 条件とか件数は御答弁いただきました。それで、入居の措置についても話があったとおりなんです。それで、特に私がきょうここで述べたいのは母子世帯のことなんです。実は、母子世帯のことについては、去年からことしにかけて、随分新聞だとかテレビでも報道がありました。私も水俣市内にお住まいの方で、何人かの方からお話を伺ったことがあるんですけども、個別の情報もありますので、NHKで放送されたものの事例をちょっと紹介したいと思います。

最初に紹介するのは、NHKが朝8時15分から放送しているNHKあさイチという番組があります。この中で、こういうふうに言っています。シングルマザーのおよそ2人に1人が月10万円以下の収入での暮らしを強いられている。シングルマザーに対する公的なセーフティサービスも脆弱であって、育児をしながら、ダブルワーク、トリプルワークで何とか生活を支えている母親も多数いる。それから、追い詰められるシングルマザーというところでは、月収10万円ほどで3人の小さな子どもを育てるシングルマザーのAさんについては、家賃や食費のほか、生活費のために借りたローンの返済で、毎月3万円の支出などがあり、ぎりぎりの生活を強いられている。Aさんは離婚後、これだけ苦しい生活をしていても、心配をかけたくないという理由で親や兄弟にさえ相談していない。それから、シングルマザーが貧困から抜け出せない背景ということで、こういうふうに言いました。半数以上が、パートや臨時雇用など非正規雇用で収入が安定しない。日々の子育てや仕事に追われ、キャリアアップや再就職に費やす時間が余りない。およそ8割が養育費を受け取っていない。養育費は、別れた夫などからもらう養育費、子育て費用です。

それで、このあさイチで報道したので、えっと思ったのは、中には追い詰められて、性風俗で働く母親たちというのを紹介しました。それで、Aさんは、電気をたびたびとめられるほどの貧困生活を続ける中で、精神的にも追い込まれ、うつ状態となり、長時間の仕事も困難に。そうした中、やむを得ず選んだのが性風俗の仕事だった。

次の資料をちょっと紹介します。NHKのクローズアップ現代の放送です。夏休みが終わるころ、体重が減る子どもがいる。学校教育の現場では、給食がない夏休みに食事を十分とれず、体



調を崩す子どもの存在が危惧されている。背景にあるのは、貧困世帯における食の貧困だ。7月の厚生労働省の調査では、相対的貧困状態にある子どもの割合は6人に1人と、過去最悪の数値であった。

それから、もう一つ紹介しますと、このクローズアップ現代の表題は、どういうふうについていたかという、おなかいっぱい食べたい、緊急調査・子どもの貧困という題がついていました。

それで、子ども1人当たりの食費が1日329円と、子どもの成長に必要な栄養がとれないほどまでに食費が圧迫されている実態が見えてきた。本当に見てて、あるいは資料を改めて取って、私はもう胸が痛くなる思いでした。

それで、お母さんたちは先ほども言いましたように、ダブルワーク、トリプルワークしているんです。そういう中で、OECDが調査をしています、経済協力開発機構です。日本のシングルマザーは、先進国の中で就労率は最も高く、85.9%が働いている。ところが、同じくOECDの調査によれば、先進33カ国でひとり親世帯の相対的貧困率は、日本は50.8%と最も高い。多くのシングルマザーが、最低賃金に張りついたように低賃金でのダブルワーク、トリプルワークの状態にあるというふうに報じました。

もう一つ紹介しますと、次に紹介するのは、国立社会保障・人口問題研究所から出されてきた母子世帯の仕事と育児・生活時間の国際比較という論文がここから出ているんです、それを比較します。

シングルマザーの生活時間、1日シングルマザーが仕事に費やしている時間は315分、子どもと話したり、あるいは一緒に遊んだりする時間は23分という統計が出ています。アメリカは子どもと接する時間は74分、フランス55分、ドイツ78分、イギリス75分です。これからいっても、シングルマザーの人たちがどんなに大変な状況かというのはよくわかります。

近くに親御さんがいらっしゃったり、兄弟の方がいらっしゃったりして、いろいろと支えていただいている方がいいのかもしれませんが、そうじゃない方たちというのは大変な生活をされているんじゃないかなと思うんです。それで、民間アパートに入りますと、3万円とか3万5,000円とか4万円だとかの家賃を払わないといけないというのがあります。こういう実態を考えると、市営住宅の入居について、公平性の問題がありますから、そのほかにも貧困のところもいらっしゃいますので、単純にすばと割り切るようにはいかないという面はあるんだろうと思うんですけれども、一定の配慮だとか何かができないものかという思いを実はしています。

それで、貧困の連鎖があってはならないんです。今、盛んに言われているのは、親が貧困であれば、高校だとか専門学校等がなかなか行けないというのがあるって、貧困の連鎖が続いているというふうに言われていますから、この辺は何としても解消しなければいけないんじゃないかなというふうに思います。この何らかの配慮ができないかというのが第1番目の質問です。



それから、同じく市税の滞納があれば入居を満たさないということでしたけれども、過去に生活が貧困で、国民健康保険税だとか、あるいは市民税だとか、そういうのが納められていない方もいるかもしれません。ただし、本人が努力して、過去にはそういうのがあったけれども、今は少しずつでも税金を納めているとか、そういう実態があって、努力している様子が把握できるところは一定の配慮をするだとか、そういうのが考えられないものだろうかというふうに実は思っています。これについては、今すぐ質問して、それがどうかなるということではないと思うんですけれども、市政がそういう人たちにも目配りしながら動いているという姿が、そういう方たちにも見えるというようなことをお願いできないかなというふうに思っています。

以上2点、お願いします。

○議長（大川末長君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 野中議員の第2の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

残念ながら、テレビはちょっと見ていないんですけれども、今までもいろいろな報道とか、報告とかいうのを目にしておりますので、当然おっしゃるような感覚は、私も持っておるところでございます。

野中議員もおっしゃいましたけれども、確かに母子世帯のほうは仕事、育児、いろいろな面等で大変じゃないかということは理解いたしますが、ただ、やはり市営住宅は、入るときにはいろいろな資格がございます。その中では住宅に困窮していることとか、収入が一定以下とかいう条件を満たされる方を対象にしておりますので、母子世帯以外の方でも非常に厳しい方もいらっしゃいます。

実は、私が市役所へ入りまして一番最初の業務というのが市営住宅の管理でしたので、いろいろ入居者募集なんかもやっておりました。その中で、いろいろな受け付けのときにもお話を聞かせてもらっている中でも、やはり自分は公的扶助を受けないように頑張っていると。ただ、家賃は厳しいんだというようなこともございました。なかなかやはり、先ほどもおっしゃいましたように公平性の観点からは、それを特定の方に対して配慮をするというのは非常に難しい面があります。そういう面がございますので、これは母子世帯に限らず、いろいろな方を検討する必要はあるかもしれません。ただ、なかなか厳しい面があろうかと思っておりますので、できましたら、これにつきましてはいろいろな、そのような対応を行っているところがあるのかどうかは、調査はまず行ってみたいなと思っております。

次に、税の配慮をということでございますけれども、申し上げましたように、入居者資格の中に4つございますけれども、先ほど申し上げたほかにも税の滞納がないことというのが条件になっております。

これは、やはり市の税を一部使って当然つくっている団地でございますので、そういう条件が

ございますけれども、これも県内14市全部調べてみたところ、全てのところでそのような条件になっております。そのほかで、逆に国税等も滞納もないこととか、いろいろな条件、さらに厳しいところもございます。そういう面からしますと、やはり母子世帯以外の方で低所得者の方でも当然納めていらっしゃるであろうかと思っておりますので、そうなりますと、その方たちとか、または現在入居されている方たち等との公平性を考えますと、今の時点ではなかなか困難ではないかなというふうに、ちょっと感じているところです。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 質問はしませんけれども、要望を言っておきたいと思えます。

根本的には、トリプルワークとかダブルワークしなくていいように、最低賃金が上がることなんです。例えば、日本の最低賃金は、アメリカ・フランス・ドイツ・イギリスと比べても低く抑えられていますよね。だから、1日7時間ぐらい働いて、それなりに生活できるという賃金があれば、これはもう抜本的に解決することなんだろうと思えます。

やっぱり所得が少なくてなかなか家賃を払うのが負担だという方がいらっしゃると思えますので、これらのためにもやっぱり低廉な住宅をきちっと確保していくというのが大切なんじゃないかなというふうに思えますので、この辺はこれからの政策の中でいろいろな検討をお願いしたいということをお願いして終わります。

○議長（大川末長君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

---

## 日程第2 休会について

○議長（大川末長君） 次に、日程第2、休会についてを議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、3月13日は休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって3月13日は休会とすることに決定しました。

---

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明12日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時34分 散会

平成27年3月12日

平成27年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一般質問・質疑

# 平成27年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月12日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後0時17分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（田畑純一君）	次 長（鬼塚吉文君）
主 幹（岡本広志君）	主 幹（深水初代君）
書 記（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西田弘志君）	副 市 長（本山祐二君）
総務企画部長（門崎博幸君）	福祉環境部長（松本幹雄君）
産業建設部長（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長（大塚昭一君）
総務企画部次長（本田真一君）	福祉環境部次長（川野恵治君）
産業建設部次長（関洋一君）	総合医療センター事務部次長（久木田美和子君）
水道局長（前田仁君）	教 育 長（吉本哲裕君）
教育次長（福島恵次君）	総務企画部企画課長（水田利博君）
総務企画部財政課長（坂本禎一君）	

○議事日程 第3号

平成27年3月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 藤本 壽子 君
  - 1 水俣市の介護従事者の処遇改善について
  - 2 水俣市民の安心安全な「環境」について
  - 3 水俣市の児童、生徒への食育について
  - 4 集団フッ化物洗口について
- 2 川上 紗智子 君
  - 1 水俣の地方再生の取り組みについて
  - 2 ローズフェスタなどエコパーク水俣を活用した取り組みについて
  - 3 第6期介護保険事業計画について

(付託委員会)

- 第2 議第1号 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について (総務産業)
- 第3 議第2号 水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について (厚生文教)
- 第4 議第3号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について (厚生文教)
- 第5 議第4号 水俣市学校体育施設等使用条例の制定について (厚生文教)
- 第6 議第5号 水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について (厚生文教)
- 第7 議第6号 水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第8 議第7号 水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について (総務産業)
- 第9 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第10 議第9号 水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第11 議第10号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第12 議第11号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第13 議第12号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第14 議第13号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的



な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- |     |       |                                     |        |
|-----|-------|-------------------------------------|--------|
|     |       |                                     | (厚生文教) |
| 第15 | 議第14号 | 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について          | (総務産業) |
| 第16 | 議第15号 | 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について  | (厚生文教) |
| 第17 | 議第16号 | 平成27年度水俣市一般会計予算                     | (各委)   |
| 第18 | 議第17号 | 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算             | (厚生文教) |
| 第19 | 議第18号 | 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算              | (厚生文教) |
| 第20 | 議第19号 | 平成27年度水俣市介護保険特別会計予算                 | (厚生文教) |
| 第21 | 議第20号 | 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算              | (総務産業) |
| 第22 | 議第21号 | 平成27年度水俣市病院事業会計予算                   | (厚生文教) |
| 第23 | 議第22号 | 平成27年度水俣市水道事業会計予算                   | (総務産業) |
| 第24 | 議第30号 | 指定管理者の指定について (水俣市厚生会館)              | (厚生文教) |
| 第25 | 議第31号 | 指定管理者の指定について (ふくろふれあい学童クラブ)         | (厚生文教) |
| 第26 | 議第32号 | 指定管理者の指定について (二小ふれあい学童クラブ)          | (厚生文教) |
| 第27 | 議第33号 | 指定管理者の指定について (一小ふれあい学童クラブ)          | (厚生文教) |
| 第28 | 議第34号 | 指定管理者の指定について (水俣市高齢者福祉センター)         | (厚生文教) |
| 第29 | 議第35号 | 指定管理者の指定について (水俣市ワークプラザ)            | (厚生文教) |
| 第30 | 議第36号 | 指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター)        | (総務産業) |
| 第31 | 議第37号 | 指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター)       | (総務産業) |
| 第32 | 議第38号 | 指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり)      | (総務産業) |
| 第33 | 議第39号 | 指定管理者の指定について (水俣市地域農業担い手育成センター)     | (総務産業) |
| 第34 | 議第40号 | 指定管理者の指定について (水俣市久木野ふるさとセンター)       | (総務産業) |
| 第35 | 議第41号 | 指定管理者の指定について (水俣市東部センター)            | (総務産業) |
| 第36 | 議第42号 | 指定管理者の指定について (水俣市はげのき館)             | (総務産業) |
| 第37 | 議第43号 | 指定管理者の指定について (湯の児フィッシングパーク)         | (総務産業) |
| 第38 | 議第44号 | 指定管理者の指定について (水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家) | (厚生文教) |
| 第39 | 議第45号 | 指定管理者の指定について (水俣市文化会館)              | (厚生文教) |
| 第40 | 議第46号 | 市道の路線廃止について                         | (総務産業) |
| 第41 | 議第47号 | 市道の路線認定について                         | (総務産業) |
| 第42 | 議第48号 | 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について         | (総務産業) |

- 第43 議第49号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第8号） (各委)
- 第44 議第50号 指定管理者の指定について（水俣市公民館分館） (厚生文教)
- 第45 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館） (厚生文教)

平成27年3月第1回水俣市議会定例会請願文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第1号	消費税10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願について	水俣市栄町1-1-25 北蘭 正人	川上紗智子	総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件、議決案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願1件は、請願文書表記載のとおり総務産業委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成27年1月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。

無限21の藤本壽子です。

木蓮の花が咲き、春の始まりの季節となりました。

先日、ある青年と話す機会がありました。その青年は、朝5時に起床をし、そして職場に行きます。このごろは忙しくて夜7時まで働いているのだということでした。そんなに働いて大丈夫ねと、つい言ってしまいました。しょうがないんですとポツリと言いました。この言葉を聞いたとき、2月27日朝の熊日の記事が胸によみがえってきました。その記事には、事故4年、東京電力福島第一原子力発電所では、1日7,000人の人々が廃炉作業に当たっている。被曝を覚悟で働いているのです。この作業に当たる人々のしょうがないんだよという声が聞こえてきます。どれほどの人々を犠牲にすれば、どれほどの大地と海を汚せば、原子力発電所をやめると言うのでしょうか。

川内原子力発電所の再稼働が近づく中、私は、現政権の選択を許すわけにはいかないと思っています。そして、けなげに働く若者たちが二度と戦争や放射能の汚染の犠牲にならないよう、そう願って質問に入りたいと思います。

1、水俣市の介護従事者の処遇改善についてです。

先日、平成27年度一般会計予算説明がございましたが、第6期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（ひまわりプラン）素案ということで説明がありました。

説明書によると、本市の人口は減少する中、平成29年度には、高齢者の人口が9,259人になることが予想され、高齢化率は38.2%、市の人口の2.5人に1人が高齢者ということになるそうです。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、本市の高齢化率は42.7%まで上昇するという試算でありました。ことはさまざまな施策が必要であり、しかも高齢化率のスピードから早急な対応が必要ではないのかと思っています。そして、これと同時に、介護従事者の方たちの安定した確保、処遇が必要であるのではないかと思い、質問をしたいと思います。

①、市内に介護従事者はどれぐらいいるのか。

②、20代、30代、40代の介護従事者はどれぐらいいるのか。また、男女比についてもどのくらいか。

③、介護保険制度の改正によって、介護従事者の処遇はどうなるのか。

2番目に、水俣市民の安心安全な「環境」についてお尋ねします。

みなまた地域研究会と熊本学園大学の中地重晴教授により、昨年、9月30日に市内の土壌を5カ所、それから10月11日には、底質調査ですね、17カ所を採取し、含有量の検査を実施しております。その調査のうち、明神町の土壌から、土壌汚染対策法の基準値の11倍に当たる水銀が検出されています。検出されたのは、無機水銀で、すぐに人に影響があるとは考えにくいとしながらも、地下水に溶出したり、大気中に飛散した水銀が有機化し、魚介類などに濃縮して摂取した人に蓄積されるおそれはあると述べておられます。この水銀による被害は、半世紀以上前から水俣

市民が苦渋をなめてきた環境問題であります。それとともに、また今の現状を見るときに、現在の問題として浮き彫りになるのが川内原子力発電所が再稼働したときの放射能汚染の危険性であるのではないかと考えています。

そこで2つの直面した問題について質問をしたいと思います。

①、川内原子力発電所再稼働の諸問題について、国、県、鹿児島県に説明を要望するという答弁が12月議会ですけれども、答弁書に残っております。その後どうなっているか。

②、今後の再稼働の動きを把握しているか。

③、水俣市の土壌から、高濃度の水銀が検出されたことへの水俣市の見解はいかがか。

④、今後この水銀にどのように対処するのか。

3番目は、水俣市の児童、生徒への食育についてです。

1月30日、水俣市学校給食フォーラムがあり、毎日朝食をとることの重要性、また、みそ汁をとると体や脳がよく働く栄養分析をお聞きし、なるほどと思いました。しかしながら、もっと、食育の中身としては、生きる力に匹敵するような内容もあるのではないかと考えていますので、質問をしたいと思います。

①、学校での食育の取り組みはいかがか。

②、学校から家庭へ食育の勧めはしているのか。

最後に、集団フッ化物洗口について質問します。

ことしに入り、市内の歯科医と小学校の養護の先生から、フッ素でのうがいには不安と懸念を持っていると伺いました。現場の先生方の中にもそのような声があるということです。

そこで質問します。

①、市内の幼児から児童、生徒について、集団フッ化物洗口の状況はどうなっているか。

②、集団フッ化物洗口について十分な説明、話し合いはしたのか。

以上、本壇からの質問を終わります。順次、答弁をお願いいたします。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣市の介護従事者の処遇改善については福祉環境部長から、水俣市民の安心安全な「環境」については私から、水俣市の児童、生徒への食育については教育長から、集団フッ化物洗口については福祉環境部長から、それぞれお答えをいたします。

○議長（大川末長君） 水俣市の介護従事者の処遇改善について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

(福祉環境部長 松本幹雄君登壇)

○福祉環境部長(松本幹雄君) 水俣市の介護従事者の処遇改善について、順次お答えいたします。

まず、市内に介護従事者はどれぐらいいるかとの御質問にお答えします。

国において5年ごとに行われている経済センサスによると、平成21年度の本市の老人福祉・介護事業従事者は513人となっております。また、平成26年度の調査結果につきましては、国において集計作業等が行われている段階であり、まだ公表はされておられません。

なお、これら国の指定統計のほか、介護サービス従事者の現状等を把握するため、市において、毎年、独自に介護保険サービス事業者等調査を実施しております。この市独自調査の結果によりますと、平成26年4月1日現在、1,030人となっており、近年の地域密着型サービス基盤の整備等に伴い、平成21年度の経済センサスの調査結果と比較して、約2倍の従事者数となっております。

次に、20代、30代、40代の介護従事者はどれぐらいいるのか。また、男女比についてもどれぐらいかとの御質問にお答えします。

さきに述べました国の調査及び市独自の調査でも、年代別や男女別の介護従事者までは現在のところ、把握しておられません。

なお、本年度において策定しました第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、在宅医療・介護を一体的に提供できる地域包括ケアの機能強化を図るため、介護人材等の育成支援に向けた取り組みを実施することとしており、その初年度となる平成27年度において、議員御指摘の男女別・年齢別等の介護従事者の現状等を含めた調査を予定しております。

次に、介護保険制度の改正によって介護従事者の処遇はどうなるのかとの御質問にお答えします。

国は、4月からの新たな介護報酬について、サービス事業者を支払われる報酬単価を全体で平均マイナス2.27%とする改定案を公表しました。現時点において、国からの通知等により、市において把握できている改定案の内訳は、介護職員の処遇改善にプラス1.65%、介護サービスの充実にプラス0.56%、その他にマイナス4.48%となっております。また、あわせて、介護人材確保対策の推進として、職員の賃金が1人当たり平均月1万2,000円上がるよう、介護職員処遇改善加算を拡充する内容となっております。

この介護事業者の処遇改善加算については、それぞれの事業所において、新設・拡充される各種加算の適用要件を満たすための人員の確保及び研修への参加等に取り組む必要があるため、全ての事業所に均一に処遇改善が図れるものではないと思われませんが、加算適応が可能な事業所においては、一定の効果はあるものと思われます。

なお、市としましては、今後も増大する介護ニーズへの対応や、質の高い介護サービスを確保



する観点から、今後、第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護職員の安定的な確保と、さらなる資質向上に向けた官民協働によるみなまたモデルの介護人材の育成・確保のための新たな取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁、ありがとうございました。

この問題で、やはり現場の方たちのお声を聞かなければいけないと思ひまして、主には個人としては5人ぐらいの方に聞きましたけれども、3つの事業所の方に現状を聞きました。

小規模多機能と言われる施設で働く男性です。三十三、四ぐらいで、結婚をされていて、子どもさんが1人いらっしゃるという方でした。どうですかというふうに聞きましたら、この方は小規模多機能ですけれども、介護の仕事には満足をしているが、自分の生活設計ということから考えると、子どもの教育費とかいろいろなことがかかってくるので、やはり他の施設で、もっと安定した賃金をもらえるようなところでどうしても目がいくということを言われ、ここでの仕事は、そのうちに終止符を打たねばならないのではないかというふうなことを聞きました。やはりここにも1つの問題があるなというふうに感じました。

それからもう一つの施設では、介護保険の改定で皆さんの処遇の改善とかにはどんなふうでしょうかというふうにお伺いしました。自分のところは障がい者も抱えるところなので、そこまでの打撃ということはないけれども、介護報酬というのは、医療とかと違って出来高払いではないので、基本的には要介護者がいるということの定額払いという面があるので、収入をどんどん拡大していくというわけにはいかない。現実的には、例えばとてもその施設では、男性の介護者が欲しい。というのは、同姓の方の入浴介助などの人員が足りなく、このことであれば、もう利益を度外視してでも、とにかく男性の方が必要なんだというふうにおっしゃって、この方がおっしゃったことでは、1つは市のほうに、もしも補助を頼みたいということであれば、今言いました男性介助の方たちを雇うための費用を補助してほしいという具体的なことを言われました。それと、もう一つは、資格者の掘り起こしをしてほしいということ。本当に、いつも介護者が足りないという状況が続いているので、求人の手だてをしてほしい。それから就職者の説明会などとか、そういうことにも開催を頼みたいということを言われました。

質問の内容としては、今申し上げたのが、ちょっとばらばらになって申しわけないんですけれども、1つです。

そして、もう一つ、地域密着型の特別老人ホームというところの施設長をお訪ねしましたが、施設長に介護保険改定してどうなりましたかというふうにお伺いしたら、この介護保険の改定的前提が大きな施設とかの内部留保があるので、予想して減額になっているということのようだけれども、自分のところは今度初めて立ち上げて、運営費も今ままならないという状況であって、

やはり現実的には運営費が減少している。もちろん処遇改善で、今回少し上乘せにはなるんですけども、現実的には、その施設自身が運営がままならないということに直面していくんじゃないかというふうに思っているということをおっしゃって、ぜひ、市にはこういう状況をきちんと調査をしてもらって、今の介護保険の制度が変わってきたこととかについて、各施設がどんなふうな状況になっているかということをお調べいただけないかというふうに思っています、この2つの点を質問をしたいと思います。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、介護の現場での人材不足ということで、その補助制度とか、また掘り起こしとか、そういうことがいろいろな面ができないかというような御質問だったと思いますけれども、まず、介護職の人材育成、その確保というのは、議員がおっしゃるとおり、国でも今、第6期の介護保険事業計画の基本方針の中でも、その重点項目の1つに挙がっております。それを受けまして、昨年6月に地域医療・介護総合確保推進法というのができておりまして、それで各都道府県に消費税の増収分を活用しました基金を設置すると。それで、医療・介護従事者の確保に関する事業を実施するよう示してあるということで、熊本県におきましても、平成27年度から、熊本モデルの介護福祉の人材育成支援に向けた新たな基金事業の創設などが予定されているということでございます。

水俣市におきましても、本年度策定しました第6期のひまわりプランで、同じように介護職員の安定的な確保と育成支援ということで、こちらは、水俣モデルの介護福祉医療等の人材育成支援等のシステム構築ということをおっしゃって、そして市役所の関係部局はもとより、いろいろな介護サービスの事業者、それと福祉関係団体、皆様と協力して、官民協働で取り組むこととしております。

それと、平成26年度には、県の基金事業で地場企業処遇改善支援事業、これは介護関係だけということじゃないんですけれども、その中で、介護サービス事業所の経営者、代表者を対象として、介護従事者処遇改善をテーマとしたトップセミナー、そういうのも開催されております。

その中で、介護福祉従事者の育成支援に向けた、そういう取り組みを進めておりまして、平成27年度は同じ中で、今度は市内事業所に勤務する介護職員を対象に、介護福祉士資格のための養成講座受講費に対する育成事業の実施を予定しているというところでございます。

それと、芦北地域振興局に雇用創造協議会というのがありまして、その中では、平成24年度、25年度には、介護職員の初任者研修を実施しております。それと、平成26年度からは、その講座の費用の半額を助成しているということで、いろいろなそういうことをしている状況であります。

それともう一つが施設の状況をちゃんと調べてほしいということだったと思うんですけれど

も、それにつきましては、新しいひまわりプランで平成27年度から、先ほど申し上げましたような年代別でありますとか男女比とか、いろいろな基礎的な調査をしまして、そういう方向に持っていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁、ありがとうございます。

今いろいろな施策があるということをお聞きして、網の目を張りめぐらせたような形ででも、介護従事者の処遇改善は、本当に水俣市にとっては大きな問題だと思いますし、また雇用を生むところでもありますので、きちんとした施策をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと、観点が違うかもしれないんですけども、この3つの施設のところに行ったときに、このような意見をいただきました。

水俣市は、水俣病の被害者が多いところで、今は水俣病救済特別措置法というのが投じられたところだったんですけども、いろいろな意味で、医療に関しての支援だとか、対象者に対してとかいうことで来てるんです。今、県のほうは、どれぐらいの人が水俣病の申請をしているのかというのをきちんとした数字は出しませんが、当初、私が参りました40年ぐらい前は8人に1人ぐらいと言われていたんですが、もう多分、かなりの方たちが水俣病の被害者として名乗りを上げ、いろいろな形での支援を求められていると思うんです。その方たちを、やはり国としても、介護の面でもきちんと目を向けてもらうような施策を、市からも何らかの形で国に意見を言ってもらえないかということをおっしゃられた方がおられましたので、これは要望なんですけれども、よければ市長のほうに答えていただければ、何らか医療だけではなくて、介護の方向にも国にちょっと動いてもらえないかということで意見を聞かせていただければと思います。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 水俣市は、医療手帳等でいろいろな国のほうの施策が打たれているところですが、介護という部分では、今、私も初めて御意見をお聞きしましたので、今後、担当等と伝えることができるのかどうか、その辺も検討していきたいというふうに思います。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市民の安心安全な「環境」について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣市民の安心安全な「環境」について順次お答えをいたします。

まず、川内原子力発電所再稼働の諸問題について、国、県、鹿児島県に説明を要望するとの答弁であったが、その後どうなっているか声との御質問にお答えをいたします。

12月議会以降、説明会の開催等につきましては、改めて国・県等へは要望はいたしておりませんが、出水市へは、出水市が作成した避難計画の現状や予定等について、水俣市に出向いて市民

へ説明会開催の打診を行いました。出水市からは、スクリーニングや除染の場所等、特に新しい情報もないということから、水俣市に出向いての説明会は難しいとの回答でございました。今後とも、引き続き国・県や九州電力等の動きに注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、今後の再稼働の動きについて、把握しているかとの御質問にお答えをいたします。

九州電力によると、同社が管轄する川内原子力発電所1、2号機においては、平成25年7月8日に新規制基準への適合性を確認する審査を受けるため、原子力規制委員会へ原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可の3つを一括して申請し、昨年9月10日に原子力規制委員会から、その1つである原子炉設置変更許可を受けたところであります。

また、工事計画認可及び保安規定変更認可については、平成26年10月に同申請に係る補正書を原子力規制委員会に提出したところですが、再度の指摘を受け、平成27年2月27日に川内原子力発電所1号機の工事計画認可申請について再度補正書の提出を行ったと聞いております。

今後、再稼働までの動きとしては、川内原子力発電所2号機における工事計画認可申請及び川内原子力発電所の保安規定変更認可申請についても準備が整い次第、補正書を再提出するとのこととあります。

その後、1、2号機の工事計画認可、保安規定変更認可をいただいた後、使用前検査・定期検査を受け、検査合格が必要となります。

新聞報道では、再稼働については、夏以降になるのではないかとの報道がされております。

次に、水俣市の土壌から高濃度の水銀が検出されたことへの水俣市の見解はいかがかとの質問にお答えをいたします。

平成27年1月21日に開催された、みなまた地域研究会の底質・土壌分析結果報告会を受け、翌々日に、熊本県担当・市担当で現地を確認いたしました。また、その数日後に、熊本県、水俣市、JNCそれぞれの担当職員で、水俣市発行の公害調査報告書に記載された埋立地等の現地調査を実施しております。その結果、いずれも立入禁止措置や自主検査等が行われていることから、現在のところ適正に管理されていると考えられます。

次に、今後この水銀にどのように対処するのかについてお答えをいたします。

本市では、現在、先ほどの土地の周辺を含む場所15カ所で、年6回の水質検査を実施しておりますが、水銀は検出はされておられません。今後、市といたしまして、周辺の飲用井戸、土地の管理状況を把握するとともに、さらに観測場所・測定回数をふやすなど、定期的・継続的に監視作業を実施する予定であります。さらに、市民が個人の所有地を扱う場合において残渣物がある場合は、市に相談していただくよう周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入りますが、明神町の11倍あったという



ところなんです。そこがもう覆土が始まっているというふうにお聞きしているんですが、重ねて恐縮ですけれども、そこはきちんと調査をしておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、1つは土地の問題で、2000何年かなんですけれども、チッソの工場新聞に、記載があったということで、チッソのほうは漁業協同組合にその汚染された地域を無償提供するといったところがあるということです。このことについては、環境モデル都市推進課の課長にもお聞きして、そうではなく、無償提供はしておらず、チッソのものである、JNCのものであるというふうにお聞きしているんですけれども、ここももう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。

それで質問を続けてまいります。

この中地重晴教授なんですけれども、ちょっと個人的な話ですが、昔、一緒にアフリカで水銀汚染があるかもしれないということで、ビクトリア湖というところで底質の調査に一緒に行ったことがあるんです。底質調査ということで、今回は土壌のことで私も質問しているんですけれども、やはり底質のほうもこれは要望ですが、ちょっときちんともっと経緯を見ていただけないかというふうに思っております。

それと、今回、批准を迎えようとしております水銀に関する水俣条約なんですけれども、その中で、批准を目指して、汚染サイトの特定とカリスク削減を定めているということです。水俣湾周辺の水銀汚染のリスクを再評価するべきだというふうに中地教授は言っていて、要するに、きちんと前に向かって批准をするわけだから、水俣市のほうも本当に今リスクがないのか、本当に水俣は水銀をきちんと処理しているのかということ、国際的な観点でもきちんとするためには、調査を怠らずやるべきだということを彼は言っているんですけれども、そこら辺の観点からも、やっぱりこの問題にはきちんと捉えてほしいというふうに思っています。

もちろん、市民にとっては、再び同じような水俣病の被害が起こらないということが大事なことです。今後も調査をしていただきたい。

それともう一つは昨日も野中議員のほうから出ておりましたけれども、やはり舗装をしても、覆土をしても、無害化はしていないという負の遺産をずっと市民に残していくわけなんですけれども、私たちの主張としては、やはり技術がだんだん進んできているということもありますので、無害化の方向をきちんと考えていただけないかというふうに思います。

そのところで、さっきちょっと細かい質問をしましたがけれども、3つ、無害化のことと先ほどの2つを答弁いただければありがたいと思います。

それと次に、川内原子力発電所の再稼働についてですけれども、2月9日に九州電力の本店に要望書を持ってまいりました。これは被害者団体5団体と市民団体5団体ということで10団体で



行きました。胎児性患者の松永幸一郎さんが代表として行かれたんですけれども、九州電力に要望書を手渡す前には、全国から署名が集まってまいりました。水俣にずっと思いを寄せてくださっている著名な方たちもたくさんその中には入っていきまして、水俣で同じことを繰り返してはいけないということの思いで署名が集まってきましたので、それを携えて九州電力に参りました。

川内原子力発電所から40キロメートルから50キロメートル圏に水俣市はあるので、やはり胎児性の患者さんたちにとってみれば、障がいを持っておられますので、避難計画が不明確という中で再稼働することには絶対に不信がある、不満があるということをおっしゃられ、またもう1人の方は、子どもたちが安心して暮らしていく水俣を残したいんだということを切々と伝えられました。

九州電力のほうは、何人かの人がそれを受けてお返事をいただいたんですけれども、残念ながら、私は全てに九州電力の方が言われることには到底納得のいかない、私たちが幾つかの要望を申し上げましたが、納得のいかないものであります。

その1つ大きなところで言いますと、放射性の廃棄物ですね、これをどうするのかと。現在の水俣市の現状もそうですけれども、60年たっても水銀が残り続けているという状況であります。放射性の廃棄物は今もありますし、これからも再稼働すると残り続けるわけです。それに対して九州電力はどう思うのかと言いましたら、本当に根拠もないまま、今、再処理をするところも動いていないし、事故ばかり起こしているんです。それにもかかわらず、処理できますというわけです。そして再稼働をするというふうに言いましたので、私たちはもう自分たちだけではなくて、水俣に来て、ぜひ市民に納得のいく説明をしてくれませんかということを申し上げまして、その日は帰りました。

市のほうに改めてお願いでございますが、国・県に対して、このままで本当に再稼働していいのかどうか、きのうも報道ステーションでやっていたけれども、核のごみが処理できなければ、本当は稼働させることができなく、フィンランドなんかはそういうふうに国で決めているらしくて、原子力発電所をつくる、そしてそのごみをきちっと処理できなければ許可しないというふうにしているわけです。日本はそうではないわけです。なので、私はもうこの時点から、水俣市として大きな声で、やっぱりこれに対してはきちんとした表明をしていただきたいと思いますので、大変恐縮ですけれども、もう一度御意見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） 藤本議員の2回目の質問にお答えいたします。

最初の基準値を超えた明神町の覆土の件ですけれども、ちゃんと調査をしたのかということですが、これにつきましては、土地所有者のほうで県・市と協議をした上で、きちんともう一度調

査をして、その上にアスファルト舗装をするということで、もう来月にはもう舗装をするという  
ようなことを伺っております。

それと、2番目の漁業協同組合との件につきましては、申しわけございません。今ちょっと資  
料等持ち合わせておりません。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 無害化については、私のほうから答弁させていただきますけれども、現状  
で、私たちが、無害化の技術というものがどこまで進んでいるのかは、ちょっと把握をしており  
ません。最終的には費用対効果等も勘案しながらということになると思いますので、今の現状で  
は、無害化についてきちっとしたお答えは持っていないというところでございます。

九州電力の原子力発電所の再稼働につきましては、やはり国のほうに伝えていくのは、市だけ  
ではなくて、県と水俣市・天草市・津奈木町・芦北町、この4市町でつくっております川内原子  
力発電所に係る熊本県関係4市町対策推進会議等の中で検討して伝えていきたいというふうな考  
えが1つございます。

それと、県に対しましては、住民の方からこういった御意見があるということ、引き続き丁  
寧に伝えていきたいというふうに思っております。

出水市に対しましては、スクリーニング除染の場所等決まった時点、それで再度説明をしてい  
ただきたいと要望はしていきたいというふうに思っております。

それと原子力発電所についての意見ですけど、市民の安心・安全をやはり一番に私は思ってお  
りまして、それが仕事だと思っておりますので、安心・安全が一番だというふうに思ってお  
ります。

今、テレビで福島第一原子力発電所の廃炉等の話を聞きますと、40年かかる。技術的にかなり  
高いハードルがあるというのを見ますと、やはり心配なところは私も同じでございますので、や  
はり安心・安全というものを第一に考えているところでございます。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 水銀のことについては、元チッソで働いておられた方々が、やっぱりこのことに詳  
しい方がおられまして、本当に自分のことのように心配をされておられます。私も、ちょっと質  
問だけでは足りないところもあると思いますので、また改めて担当課の方たちとも今後の状況を  
ちゃんと一緒に把握をさせていただけないかなというふうに思っています。

それで原子力発電所のことなんですけれども、2月2日に講演会をいたしました。東芝で働い  
ていた方なんですが、柏崎刈羽原子力発電所6号機と浜岡原子力発電所3・4号機、女川原子力  
発電所3号機の原子炉の格納容器の設計をした方です。後藤政志さんという方でしたけれども、  
後藤さんは、原子力発電所の危険性はある程度知っておられたんですが、入社をされました。な

ぜ、入社をしたかという、格納容器が自分が設計して万全になれば事故を防げるのではないだろうか、そこら辺で自分の仕事で寄与したいという思いで東芝に入られたんですけども、しかし現実に事故が起こっていたんですね。安全は保証できないんだと思ったということで、そういう講演の内容でしたけれども、その中で一番印象的だったのは、鹿児島知事がこのように申しておられます。

過酷事故は、100万年に一度ということでは起こらないというふうに発言をされているんですけども、この後藤さんの話の中では、全国原発で1978年から2005年までの間に十数回の制御棒の誤挿入や脱落などのトラブルがあり、そのうちの2回は臨界に達していたということなんです。とすれば、7年間に一度の頻度で事故が起こる可能性があるわけです。この川内原子力発電所の再稼働のことに直面して、この技術者にとってみれば、本当に深刻で危険、自分が設計をしたからこそわかることだと思えるんですけども、しみじみとその講演の内容が伝わってきましたし、もう毎日講演をしてでも伝えていきたいということで、周辺をずっと回られておられたんですが、私は一度も講演会の中で眠らなかったというのは、この講演が初めてでした。もう背筋がぞくぞくとしまして、目を伏せることもできませんでしたけれども、今、水俣市民が置かれている状況というのは、こういう大変危険な中にあるということ、もう一度市長のほうにはきちんと受けとめていただいて、何らかの対処をしていただけないかと思えます。

これは要望に終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市の児童、生徒への食育について答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、水俣市の児童・生徒への食育について、順次お答えをいたします。

まず、学校での食育の取り組みはいかがかとの御質問についてお答えします。

食育基本法では、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけており、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。

子どもたちの豊かな人間性を育み、健全な心と身体を培うために食は非常に重要ですので、市内の小中学校では、食に関する指導計画を作成し、児童・生徒が給食の時間を中心に学校教育活動全体を通じて、食に関する知識や実践的な態度を身につけ、望ましい食習慣の形成が図られるよう取り組んでおります。

具体的な取り組みとしましては、毎日の給食の時間を通じ、食品や料理の名前を知ること、衛生面への配慮、食事のマナー、準備や後片づけを協力して行うことによる社会性の育成、食材や生産者への感謝の心の育成、行事食や郷土食による食文化の理解を深めることなどを学ぶほか、

家庭科や社会科を初め、各教科においても食に視点を当てた授業を行っております。

学校によっては、総合的な学習の時間を使ったサラダタマネギや米、大豆、菜の花等の栽培から収穫、また収穫したものを給食に利用し、収穫祭を開き、地域の方々とともに食べ、祝うなどの活動を通じて、児童・生徒の食に対する関心を高める取り組みを行っているところです。

次に、学校から家庭へ食育の勧めはしているかとの御質問にお答えします。

食に関する問題は、家庭が中心になって担うものですが、学校における食に関する指導の充実と合わせて、家庭での食に関する取り組みの実践がなされることにより、児童・生徒の食に関する理解が深まり、望ましい食習慣の形成が図られることから、学校から家庭への働きかけや啓発活動等を行うことが大切であると考えています。また、児童・生徒の食生活の状況や基本的な生活習慣の実態を把握し、その課題を明確にし、情報を家庭と共有し、家庭に発信することが必要です。

小学校では、月1回1週間、早寝・早起き・朝御飯・家庭学習の4点固定に取り組み、その中で朝食をとったか、人の体をつくる3つの栄養素、赤・黄・緑を摂取したかなどについて、児童に調査を行い、実態を把握し、その結果を保護者に知らせています。保護者からの返信もあり、養護教諭が励ましや助言等を行っています。また、食育だよりや学校だより等で、朝食の大切さや栄養バランス等について家庭への啓発を行っています。ある小学校では、5・6年生が2学期末に家庭科で学習したことを生かし、冬休みに親子で一緒に食事をつくるという取り組みを行いました。

中学校では、保護者を対象に給食試食会を実施し、その際、栄養教諭から朝食の大切さについて講話を行いました。

一方、給食センターでは、献立カレンダーやホームページなどにより、食に関する情報の提供を行っています。また、1月には給食フォーラムを実施して、保護者や地域住民へ食育の大切さを啓発しました。

今後、教育委員会としても、家庭や地域において食育に対する理解が進み、児童・生徒に対する食育の取り組みが行われるよう、学校が積極的に啓発等の働きかけを行っていくよう指導してまいります。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。

本当に、さまざま教育委員会のほうでも学校でも御努力いただいているということに敬意を表したいと思います。

私事になりますけれども、およそ三十数年ぐらい前に、食の安全ということで、合成洗剤から石けんに変えるということもありました。共同購入会を立ち上げたんですけれども、そのときの

子どもたちへの心配事というのは、大まかに言うとたくさんありますが、2つありました。まず、野菜とかそういうことの農薬の問題ですね。それと、知らず知らずのうちに、1日80品種以上の食品添加物をとっている。

食品添加物を詳しく調べますと、かなり劇薬・劇物のものを添加物に扱っている、形を変えて添加物を食品に添加しているなどのものもございまして、私たちがそのとき、子どもたちを守るために、やはり大事なことというのは、減農薬、それから食品添加物の問題。それから近年においては、これは小学校に私も話しに行ったりしたことがあるんですけども、環境ホルモンの問題があります。

カップラーメンの容器、あそこに80度以上のお湯を入れて食べると、環境ホルモン物質が出るという素材があるんです。紙でしたら大丈夫なんですけれども、そういった素材もありまして、子どもたちへの食育の中身という点で、もう少し踏み込んで、食品添加物の問題、それから、今申し上げました環境ホルモンの問題です。そのことも含めて食育の中でぜひ啓発していただけないかと思しますので、この2つのことを質問いたします。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） ただいま御質問いただきましたけれども、食について安全である、あるいは安心して食べられるというのが、非常に最近の大きな国民的な課題になっているということは十分理解をいたしております。そういった上で、いわゆる添加物であるとか、そういったものが体に影響を及ぼすということも含めて、いろいろな学習の中で取り組めるようにやっていきたいというぐあいに考えております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 もう教育委員会のほうでも取り組んでおられると思うんですけども、やっぱり食べ物自身が、よく菊池市の竹熊先生が命を持ってきましたよというふうに言われて、ミカンだとか、野菜とかを並べて講演をよくなさるんですが、そういう食材全てが命であって、そしてその命を本当に丁寧に料理していただいて、自分たちの命へつなぐように食べるということですね。そのことが子どもたちに伝わるということが、やはり私は生きる力になるというふうに思っているんです。

でも、昨日、野中議員のほうからもありましたけれども、本当にシングルマザーのお母さんたちは働き続けなければいけなく、学校給食で栄養をとっているという子どもたちも多くいると思います。

私は、それでも子どもを産んだ義務として、責任を果たしてほしいというふうに思うんです。食もまともに与えないような親では、産んだ意味はないというふうにまで考えております。それで、もしもその方たちが、食事をきちんと子どもたちに与えられないというのであれば、私



はボランティアでも何でもいいから、その家に料理をつくりに行く人だとかを仕組みとしてつくるぐらいのことで、やはり子どもたちにはきちんとした食事をしてほしいというふうに願っているんです。

それで、ここで申し上げたいのは、食育を家庭のほうに発信していただくときに、なかなか自分の実情をきちんと話していただけないということがあるかと思うんですけれども、ぜひ丁寧な調査をしていただいて、子どもたちがどんな食の中に今いるのか、食事の状況の中にいるのか。そしてそれに対する相談、フォロー、そういうことを学校側から本当に忙しいと思いますが、していただけないかなというふうに思っています。

ここにちょっと統計を出せないんですけれども、やはり食の乱れによって、ある統計の中で犯罪を起こした子どもたちがどんな食事をとっていたかという統計があったんです。その中で、やはり孤食であったり、親と一緒に食べられていなかったり、そういう状況が1つの犯罪を生み出しているという、いろいろな統計があったんですけれども、そういうこともありまして、私は食育ということには本当に、学力ということもございますが、一番基礎になるのは食育ではないかなというふうに思いますので、ぜひこのところでも取り組みをいただけないかというふうに思います。

今申し上げたように、家庭のほうに、何らかの形で、教育委員会からでも、学校からでもいいんですけれども、もう少し丁寧な調査なり、そういうことをしていただけないかという質問をしたいと思います。

○議長（大川末長君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 食育については、基本的には家庭教育といいますか、家庭のあり方だろうと思うんです。今、議員がおっしゃったように、非常に家庭の中でもなかなか食事をともにする、家族で団らんといいますか、円居の場が非常に少なくなっているという現実があることも承知いたしております。まず、家庭教育の中で、やっぱり食の大切さというのを、どう構築させていくのかということが重要ではないかなと思います。

そういった意味で、教育委員会としても家庭教育の支援というか、充実には努めていきたいと思っております。現在、学校のほうでもいろいろな便りを通じて、学校だよりであるとか保健だより、あるいは食育通信といった、そういったものも出してしております。その中で朝食の摂取状態をチェックして、家庭でどうあってほしい、どういうことを求められているといったことも、相互に情報として各家庭と学校が通信のやりとりをやっておりますので、そういうことをもっともっと深めていきたいと思っておりますし、家庭のほうでも学校だけじゃなくて、協働して食育について、子どもたちの健全な身体を培っていく、あるいは心を育てていくという意味から、もうちょっと充実を図ってまいりたいと、そういうぐあいに考えております。

○議長（大川末長君） 次に、集団フッ化物洗口について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、集団フッ化物洗口についての御質問に順次お答えします。

まず、市内の幼児から児童・生徒について、集団フッ化物洗口の実施状況はどうなっているかについてお答えします。

本市では平成26年度現在、市内15カ所の保育園・幼稚園のうち1カ所の保育園においてフッ化物洗口が実施されており、小中学校においては未実施の状況です。

次に、集団フッ化物洗口について十分な説明・話し合いはしたのかについてお答えします。

保育園・幼稚園に対しましては、毎年、フッ化物洗口の取り組みについて意向調査を行っており、平成26年11月の調査の結果では、平成27年度から新たに2カ所の幼稚園と1カ所の保育園において実施の希望がありました。洗口を希望される園については、今後の洗口の開始時期、研修の意向、実施手順などについて、園ごとに具体的な打ち合わせを行い、園の要望に合わせて職員や保護者向けなどの研修の開催、実施園の見学など必要な支援を行っていく予定です。

なお、既に、平成25年度から取り組まれている保育園におきましては、特に問題なく実施されていると聞いており、今後も継続を希望されております。

また、小中学校に対しましては、平成26年5月の水俣市校長会議において、県教育委員会及び健康福祉部局の担当者からフッ化物洗口の方法や安全性、他の市町村での実施状況について説明をしていただき、さらに、平成27年1月の水俣市校長会議において、本市教育委員会及び健康高齢課からフッ化物洗口の手順について説明、実施計画案を提示し、平成27年10月から市内全小中学校において開始する予定としました。

今後はその実施計画に沿って、地元歯科医師会や歯科衛生士会の御協力のもと、3月10日に学校担当者及びPTA役員を対象に、講話や実施手順の実技などの研修会を開催しました。4月にはPTA総会において、保護者向けの説明や資料の配付、その後6月に保護者の意向調査を実施し、希望者に対して事前の練習を行った後、10月からの開始を予定しています。

フッ化物を使った虫歯予防につきましては、既に世界中の多くの専門機関が50年以上にわたってあらゆる方法で確認を行い、安全かつ有効であるとの結論が出ており、WHOも厚生労働省も実施を推奨しています。しかしながら、その推進につきましては、実施する職員や保護者の理解が何よりも重要と考えておりますので、研修会などさまざまな機会を通して、フッ化物洗口の有効性や安全性、教育的意義などについて御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきましたので、第2の質問に入ります。

私、この問題については、字面ではいつも消費者レポートというのをとっておりまして、フッ素の問題ということでずっと見かけておりまして、日本フッ素研究会というのもございまして、その研究会でいつも行われた講演だとかそういうものが消費者レポートには載っていましたが、見てはいたんですけども、大変希薄な感じ、自分で希薄だったなというふうに思っておりました。

今回、最初に申し上げたように、ある歯科医の方と、それから養護の先生、熱心な先生から、どうしてもこの問題については納得がいかないということで、私のほうに申し入れがありましたので、ちょっときちんと向き合ってみましたが、この日本フッ素研究会というのは、会長は成田憲一さんという歯科医師でございます。世界中のフッ素の研究とか、さらには疫学の調査とかを行っておられるんですけども、定期的に講演をされたりとかしています。この日本フッ素研究会でのいろいろな講演というのが、フッ素がやはり危険ではないかということを経営者に一定の知らせをしたということがあったと思います。

そして、それを受け、2007年10月には、主婦連合会など8団体が集団フッ素洗口の中止を求めて日本弁護士連合会人権擁護委員会に人権救済の申し立てをしています。

このようにいろいろな形で社会問題化をしてきたんですけども、地域においても、もうかなり、このフッ素の問題に懸念を持つというところが広がってきていました。

宮城県では、平成21年に要望書が出されています。この県議会に対し出された要望書というのは、フッ素洗口事業を推進すべきではないという内容なんですけれども、その要望の中身を簡単に申し上げます。

1番に、フッ素洗口事業の必要性は低いということで、子どもたちの虫歯の数は、地域間のばらつきはあっても減少傾向にある。12歳児で全国平均が2本以下になっていて、新潟県ではフッ素洗口をしている比率が最も高いんですけども、子どもの虫歯数やその減少カーブは、フッ素洗口をほとんど行っていない広島県や東京都とほとんど同じなのです。ということで、フッ素洗口の実施の必要性は低いということを述べられ、次に、フッ素洗口に用いられるフッ化ナトリウムというのが、かつてネズミを殺す薬や、それからゴキブリ退治に使われたような毒薬に近い劇薬であるということです。

そしてまた、マニュアルがあるんですけども、急性毒性に対するマニュアルの根拠となる文献が100年前のものであること。また、マニュアルには、人における中毒事例による指定急性中毒量を全く検討していない。したがって、マニュアルの安全性に関する記載に問題があるとしています。

それから3番目に、フッ素洗口によってフッ素の過剰摂取が起こり得るということです。御存

じと思いますけれども、市販の歯磨き粉の中にもフッ素は入っています。米国で問題になっているのは、米国は今、水道水の中にフッ素が添加されていて、このことを大変重要な問題だということで、ずっと追跡調査をしている学者がいるんですけども、このフッ素の過剰摂取によって、軽度の斑状歯というんですが、歯を形成していくときに細胞が石灰化を障害されて、要するにエナメル質の形成不全ということが起こるんだそうです。それが12歳から15歳の子どもの何と33.3%にもなっているそうです。

要望の内容はまだあるんですけども、フッ化ナトリウムというのは、まずは危険な薬物であるということを認識しなければいけないということと、そしてそれを使って希釈するとはいえ、虫歯予防しなければならないということは、やはりおかしいのではないかとすることを要望書の中に書かれています。

もう一つは教育現場で働いている教職員ですけども、これに対しては、先ほど3月10日に説明をなさったということなんですけど、ほとんど全員ではなくて、代表者の方が出ていかれていると思うんですね。やはり、現場のほうで、これに取り組みされる方たちは、何も聞かないまま指示を受けた方たちから、しなければいけないということで、言葉が申しわけないんですけども、強圧的に実施を迫っているのではないかとすることを、この要望書の中では書かれています。水俣市も同じことにならなければいいのだがなというふうに思っています。

さらに、この要望書の中では、最後に中国で行われた飲料水のフッ素濃度の高い地域の子どものIQ指数がフッ素化の低い地域より低いという調査結果があるということも述べています。

水俣市の歯科医は、このいろいろな膨大な資料を読まれたこともあると思うんですけども、本当に導入を心配していらっしやいまして、ぜひ意見交換をしたいということで、実施ありきの説明会ということに終わらずに、有識者を含め、また現場の先生方も含めて、きちんとした形でまずは議論、検討をいただけないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 福島教育次長。

○教育次長（福島恵次君） 1つ今の質問で確認をしたいんですけども、3月10日に実施をしたわけですが、何も聞かないまましなくてはならない強圧的な実施を迫っているというのは、先ほど紹介があった要望書なのか、今回水俣で実施した研修会を受けて出てきたことなのか、ちょっとそこが理解ができませんでしたので、それを教えていただいております。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 私が申し上げましたのは、強圧的なことにならなければいいんですけどもなということで、強圧的になっているというふうに言っているわけではないんですけども、説明会が代表者であったということであるので、そのことに懸念をしているということです。

○教育次長（福島恵次君） 強圧的なところで要望書にあったと、たしかおっしゃったの

で、先ほど紹介された。

○藤本壽子君 いえいえ、この要望書の中身にはそういうふうにありましたということです。

○教育次長（福島恵次君） わかりました。

おととい実施しましたこの説明会の参加者は、学校の代表者、それからPTAを学校に依頼をして、PTAも代表者だと思いますが、実施をいたしました。学校によっては、学校から2名、教頭ないし職員、PTAからも2名という学校もあったところです。

先ほどの答弁にあったとおり、この実施については、平成25年に週1回法、顆粒により1回法が厚生労働省から認可がされ、一気に熊本県内にも広がった実情があります。水俣市では、その後も県から説明を依頼し、そして実施されているところに研修に行き、2年間、その後も検討をしまいいりました。そして昨年実施の方向で検討し、10月という実施を決めて、それから校長会で県から来ていただいて説明会、そして1月に職員へおろすことを前提として、校長先生方へも実際のぶくぶくうがいをしていただいて、職員へおろしたところです。その手順を踏まえて、代表者を集めての説明会、そして今後は一番大事な保護者全てに周知を図るという説明会を予定しているところです。

この説明会の中では、質問も出ました。近隣の芦北町で実施をされたというところで、芦北町のやり方を紹介されて、実務担当者会を立ち上げて、そこで検討して実施にこぎつけたという例も話をさせていただきました。その話も今後聞かせていただきながら、本市が進めようとしている手順に不足はないのか、そこもしっかり聞き取りながら、今後丁寧に実施をしていきたいと考えているところです。

○議長（大川末長君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 時間がありませんので、養護の先生方の名前もう申し上げていいと思うんですけども、養護の先生方の集まりの中で大変懸念を持っているという話があったそうです。私に相談がありましたけれども、何よりその先生方がおっしゃっていたのは、現場の全ての先生方の意見を聞いていただきたいということを申しておられました。そのことについて御質問したいと思います。

○議長（大川末長君） 福島教育次長。

○教育次長（福島恵次君） 現場の先生方に周知することは、最低限とても必要なことだと思います。それは、実施に当たって担任を中心として子どもと向き合うのは職員だからです。ですから、その手順については、代表者を今回集めて、その前に校長からは資料を全職員に配っております。そこで、何か問題があれば当然校長から上がってきますので、それを踏まえて検討はできると思います。

以上です。



○議長（大川末長君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩をします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

平成26年9月1日現在で、日本の人口は1億2,704万6,000人、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後は減り続ける。そして2048年には1億人を割り込み、2100年には4,959万人と5,000万人を割り込むという推計になっています。政府が2014年に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2014では、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持するという目標をうたっています。けれども、これを実現するためには合計特殊出生率を2.07程度まで引き上げなければなりません。これは、相当厳しい数字です。ただし、この目標をやり遂げたとしても、現在より人口減となります。少子化は避けがたい自然現象なののでしょうか。自然現象だったのでしょうか。

若い人たちが結婚して、子どもをつくることができないのは、不安定就業と低所得、それに伴う長時間労働に主要な原因があるのではないのでしょうか。若い人たちをそんな状態に追い込んだ労働政策を転換し、雇用を安定させ、所得を向上させることなしに、少子化の問題は解決できないと思うのは、私だけでしょうか。日本全体では人口は減り続けるということになっているわけですが、けれども、一つ一つの自治体がそうかといえば、そうではありません。

増田寛也元総務大臣が発表したストップ少子化、地方元気戦略というものの中で、2040年までに半数近くの自治体が消滅可能性の危機にあるとあって、その自治体リストを公表しましたが、これに対して専門家から、増田氏の発表には、東日本大震災以降の田園回帰、地方回帰とも言える、若者や子育て世代の地方への移動がふえていることが反映されていないなどの指摘がされています。

また、地域づくりで成果を上げ、人口をふやしている、もしくは横ばいの小規模自治体も実際に存在しています。自治体消滅キャンペーンに振り回されることなく、冷静に水俣市の現状を分析し、水俣市の将来像を見据えて、対応することが必要だとの思いから以下質問をいたします。

1、水俣の地方再生の取り組みについて。

①、まちづくりを進めていく上で、水俣市が抱えている問題は何か。その問題が生じてきた要因は何か。

②、国の2014年度補正予算で地方創生関連予算は、市民のために有効に活用できる事業を行ってほしいと思いますが、そこでお尋ねします。国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金の目的は何か。水俣市はその活用についてどう考えているのか。

次に、ローズフェスタなどエコパーク水俣を活用した取り組みについてお尋ねします。

私は8年前にこの議会に送っていただいてから、幸運なことにこのローズフェスタ実行委員としての仕事を仰せつかりました。この8年間、実行委員の仕事してきましたが、毎年毎年、バラ園が変わっていくのを目の当たりにして、本当に感動しています。

毎年、ローズフェスタの時期には、必ず行くようにしていますが、その中で、何が一番感動するかといえば、もちろん美しく咲き誇ったバラには感動します。でも、さらにそれを見に来たお客さんたちが笑顔になっているのを見て、自分が笑顔になる。これが何とも言えなくうれしいです。みんなにここにきてバラを見ているんです。そんなバラ園をあそこにつくってもらって、本当に私は個人的にはよかったというふうに思っています。

そこで、お尋ねします。

①、平成21年度にローズフェスタを始めて以降、これまでのローズフェスタ入場者数及びまつぼっくりの来客数はどうなっているか。

②、まつぼっくりの売り上げはどうか。

③、ローズフェスタについて、市としてはどのように評価しているか。

最後に、第6期介護保険事業計画についてお尋ねをいたします。

①、平成27年度からの保険料はどうなるのか。

昨年強行された医療介護総合確保推進法によって、要支援者の訪問介護、通所介護が、介護保険給付から外されましたが、そこでお尋ねしますが、要支援1、2の人たちの訪問介護及び通所介護はどうなっていくのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 川上議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣の地方再生の取り組みについては私から、ローズフェスタなどエコパーク水俣を活用した取り組みについては産業建設部長から、第6期介護保険事業計画については福祉環境部長からそれぞれお答えいたします。

初めに、水俣の地方再生の取り組みについての御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣市が抱える問題は何か、その要因は何かとの御質問にお答えをいたします。

かつて水俣市は、他に先駆けた工業化の進展により、目覚ましい繁栄を遂げました。しかし、水俣病という世界に類例を見ない公害の発生により、地域社会の混乱、地域経済の疲弊など、まさに近代の縮図とも言うべき苦難の歴史を経験してまいりました。そして今、その経験と教訓を糧として、環境をキーワードに、地域の再生・振興に取り組み、新たなまちづくりに取り組んでいます。

平成4年、全国に先駆けて環境モデル都市づくり宣言して以来、住民自身の手による資源ごみの高度分別収集や、徹底したリサイクルによるごみ排出削減、エコタウン事業による環境関連産業の集積、環境ISOへの取り組みなどを通して、行政と市民が一体となって、公害のまちから環境のまちへのイメージの転換を図ってまいりました。

平成20年には、政府の選定する全国で6つの環境モデル都市の1つに選ばれ、平成23年には、全国の環境NGO団体が開催する日本の環境首都コンテストにおいて、日本唯一の日本の環境首都の称号を獲得するなど、本市の地域再生に向けた取り組みは、国内外で高い評価を得て、立派な成果を上げてきております。

この間、熊本県においては、昭和53年の閣議了解に基づき、これまで5次にわたる水俣芦北地域振興計画を策定していただき、水俣病の発生により、甚大な健康被害と自然環境の汚染、また、地域経済・社会基盤の疲弊や地域コミュニケーションの破壊等、大きな影響を受けた地域の再生・振興を御支援いただいているところでございます。

また、国においては、平成21年に成立した、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく保健福祉施策、地域振興策として、水俣病総合対策事業を実施していただき、地域の保健・福祉の充実、地域住民の健康増進の施策に加え、環境首都水俣創造事業では、熊本県にも御協力いただき、環境に配慮しながら経済発展を図る地方公共団体における新たな再生・振興モデルの創造という大きな目標に取り組んでいるところであります。

しかし、これらの地域再生の取り組みの成果は、市民生活の基盤を支える産業の振興や、雇用の創出にまで十分に及んではおらず、人口の減少には歯どめがかからない状況が続いています。

本市の人口は、ピーク時の約5万人から、約2万6,000人と半分近くにまで減少しており、若年人口の流出、少子化、高齢化の進行は深刻な問題であると認識しています。

また、全国的に景気は徐々に回復に向かいつつあるとの観測もありますが、水俣市を含む熊本県南地域において景気回復の実感はいまだ遠く、長引く地域経済の疲弊を打破し、地域の活力を取り戻すことこそ、取り組むべき問題であると考えております。

次に、その要因は何かとの御質問ですが、これに関しましては、全国的な課題である都市への

一極集中に加え、農業・林業・水産業の衰退、少子化・高齢化の進行など、日本社会全体に通じる構造的な要因も、大きく影響しているものと考えます。

また、本市に関しては、これに加えて、かつて陸の孤島と言われた立地に関するハンデ、高速道路などの交通インフラ、産業インフラ整備のおくれ、地域を支えてきた基幹的企業の規模縮小などの要因が相まっているものと考えております。

次に、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金の目的及びその活用についてどう考えているかとの御質問にお答えをいたします。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金は、政府がまち・ひと・しごと創生を推進するために、地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開を図る中で、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の一環として、国の平成26年度補正予算に計上して、地方公共団体に交付するものであります。このうち、地域消費喚起・生活支援型については、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策や、これに類する住民に直接効果が及ぶ生活支援策に充てることができるもので、総額で約2,500億円、人口、財政力指数などで算定される水俣市分の交付限度額は、約5,600万円とされています。

また、地方創生先行型については、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定に充てることができるほか、国の総合戦略の趣旨に合致した、仕事づくり、地方の魅力づくりなどに係る事業の先行実施や、明確な政策目標のもとに行う地方の特色ある取り組みなどに活用することができるもので、総額で1,400億円、水俣市分の交付限度額は約4,700万円とされております。

また、地方創生先行型については、事業の内容の先進性などにより、さらに上乘せ交付枠として約総額300億円が用意されています。これらの交付金の活用については、国・県との協議を進めているところでありますが、現在のところでありましたが、現在のところ地域消費喚起・生活支援型について、住民生活の支援と地域経済の活性化に向けたプレミアム商品券、子育て世帯への給付事業戸建て住宅リフォームに対する助成事業などを予定しているところであります。

また、地方創生先行型については、水俣版総合戦略（仮称）の策定経費、南九州西回り自動車・津奈木インターの開通に向けた観光・物産プロモーションの推進、空き家を活用した移住定住促進策、保育、教育施設への支援拡大などを予定しているところであります。

いずれにしても、国の補正予算の趣旨である現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援、地方が直面する構造的課題等への実効ある取り組みを通じた地方の活性化を踏まえて、地域経済の活性化、住民生活の支援に最大の効果が得られるよう活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、これらの交付金を活用した事業については、今議会において、追加で補正予算案を提案させていただき予定としておりますので、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁、ありがとうございました。

水俣市は、よそのまちと比べるのも何ですが、水俣病というものを経験して、どこよりも地域再生をするために、自治体として努力をしてきているのではないかというふうに私自身も思っています。

さらに、全国的な傾向は水俣市も免れないわけですから、そのところをどのように克服していくかということが課題になるかというふうに思います。やはり、構造改革などの関係で、農林水産物の輸入自由化によって第1次産業が衰退をし、農業を生業とすることができなくなる。また、大型店の規制緩和によって、商店街がやはり影響を受ける。そして、水俣としては大きな企業ですが、チッソの縮小ということで、やはりこれも大きな影響を受けているというふうに思います。やはり働く場、産業がきちんとない中では、なかなか人口もふえないというのが、どこにも共通していることだと思うんです。

けれども、そんな中でも、小さな自治体であっても、この間いろいろな地域の個性を生かして、そして住民の皆さん方の協力も得ながら、人口を減らさずに、もしくはふやしている自治体があるということを市長も御存じだと思いますが、幾つか紹介をさせていただきたいというふうに思います。

北海道の東川町、福島県の大玉村、長野県の前村、島根県の海士町、宮崎県の綾町などでは、人口が増加あるいは維持しています。北海道の知床半島のつけ根に別海町という町があります。人口は約1万5,000人の町だそうです。11万頭余りの牛が飼育をされています。2009年に中小企業振興基本条例が制定をされますが、北海道は全体的に人口減少しているんですけども、この別海町は合計特殊出生率が北海道内では上から数えて2番目に高い町でした。面積は香川県と同じぐらいです。産業としての酪農業がしっかりと行われていて、かつ家族経営です。子どもが生まれても、共働きのための8つの保育園があり、町立別海病院が地域医療を担っている。地域の交通は、町営のコミュニティバスで維持をしている。こうした産業と生活の条件が合わさった形でありますので、子どもを産み、育てやすい条件が整備され、子どもたちの数がふえているということなんです。

もう一つの例は、以前議会でも御紹介しましたが、私が視察に行った宮崎県の西米良村のことです。ここは九州山地の真ん中ですが、宮崎市から車で2時間ぐらいかかります。ここは昔から焼き畑農業の地域です。この西米良村は、1994年時点での厚生省の推計によると、2010年には人口が748人になるだろうと予測されていた村でした。ところが、2013年の4月の人口は、1,249人になっています。これは人口は当時より減っていますが、厚生省のシミュレーションと大



大きく異なった結果になっています。西米良村は、西米良型ワーキングホリデーという事業を取り組んでおりますが、これはオーストラリアなどでワーキングホリデーというのが有名ですけれども、それと同じように収穫期の夏に都会から若い人たちに来てもらい、泊り込んで一緒に収穫作業に参加してもらいながら、そこで来た人たちが、そのままその村に住むようになるなどの効果が出ておりまして、そして子育て支援も大変充実をしています。そんな中で、人口がふえているというふうに見られます。

小さくても合併をしないで、自分たちの村や町のやり方でやっていこうという、小さくても輝く自治体が全国にはたくさんあります。そういう町や村ではありますけれども、そこから私は学ぶ点がかなりたくさんあるのではないかと思うんです。

それで、そこに共通しているのは、もちろん国から補助金をもらうことが悪いということではないんですが、それに頼ることなく、そして地域の中で経済を循環させていく努力をしているということだと思うんですね。それともう一つは、住民の自治の力をしっかりと活用して、市役所、役場と住民がしっかり手を取り合ってIターン、Jターンなどの問題しかり、子育て支援しかり、いろいろな問題で協力し合っている、知恵も出し合っているというのが特徴になっています。

水俣は、1万を切るような人数ではありません、2万6,000人ぐらいだというふうになっておりますけれども、ですから1万人弱の村とはまた違うとは思いますが、集落ごとに考えると生かせるところがあるんじゃないかと思うんです。

ある町では、集落ごとに都市と連携をして集落ごとにオーナー制度をつくっていて、あるところは棚田、あるところは果物の畑で、都会から来てもらって作業をしてもらう。そして、実ったら、それを持って帰ってもらうというようなことで、交流が深まって、定住をしてくる人がいるというような話もございます。ですから、そこでは集落ごとに話し合っ、うちではこんなことをしようというようなことで動いているということなんです。

ですから、市役所も頑張るし、住民もみんな考えて、いろいろ知恵を出して、力を合わせるということが特徴なんじゃないかなというふうに、私はいろいろなことを見まして思っています。

そこで、公民館の果たす役割も大きいということも少し触れてありましたので、御紹介をしておきたいと思います。

20世紀型の自治体というふうに物の本では書いてありましたが、とにかく財政が自治体は大変だから、とにかく国からお金を持ってきて、それで何とかやりくりするところが少なくなっていくと思うんです。でも、それではぱったり国からのお金が少なくなってしまうときに、大変なことになる。だから、小さくても輝いている自治体は自分たちで何とかしていこう、自立していこうということをやっているようです。そういう自治体の動きがあるということをお市長はどのようにお感じになるのでしょうか、そのことを1つお伺いします。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 各自治体で、今から自治体の競争になるというふうな思いはすごくあります。もう右肩上がりの人口もストップ、経済もストップしているところであります。国から来るお金は、当然、縮小傾向になると思います。地方創生でも、いろいろな案をいいものを出したところにはつけますよというふうなスタンスに、国も変わってきております。それだけを私たちはいつも望むわけじゃなく、今言われたように、小さな町でも自分のところで、役場と町民の方が知恵を出し合っということ、やはり私たちも学んでいくべきだというふうに思っております。

私も市長になって1年間、やはり現場に職員の方、現場というか市民の声を聞いていただきたいというのは言っております。それと並行して、トップの私が一番聞くべきだというふうに思っていますので、そういったものをどんどん職員の方にも浸透していき、やっぱり現場の市民の声を聞いて、そして一緒に知恵を出しながら、水俣市にどうやったら人口がふえるのか、若い人たちが子育てをしやすいまちなのか、子どもを産んでいただけるのかという、そういったものを一緒に考えていくべきだというふうに思っておりますので、今後も今議員が言われたような所を参考にしながら、水俣のまちづくりは進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

市長の所信表明の中に、自分は折に触れて、市民とともに輝く水俣づくりを進めるということを書いてきたと。輝く水俣づくりは輝く人づくりに通じるというふうなことを書いていらっしゃいます。

私は輝くということで、同じ輝くだなと思って聞いていたんですけども、長野県だったと思うんですが、栄村の前の村長が住民一人一人が輝く村にしたいんだということをおっしゃっているということを物の本で読みました。

住民一人一人が輝くって、一体どういうことなんだろうなって、ちょっと想像してみたいなというふうに思いましたけれども、別の言い方をすると、住民一人一人の生活の質が維持できる。もしくは向上することが、地域が豊かになることというようなことも言われています。これと似ているのかなというふうに思います。

それで、住民一人一人が輝くためには、私は恐らく市の職員一人一人が輝くことが必要なんじゃないかなというふうに思います。私はこの間、いろいろな場で市の職員の皆さん方とお話をして、いろいろな教えを請いました。それにつけ、職員の皆さん方の専門的知識をもっと生かして、もっといろいろな発想で仕事をしていただけたら、もっといい市政ができるんじゃないかというふうに思っています。同時に、今の東日本大震災の被災地で働いていらっしゃる公務員の皆さん方、地元の役場の職員の人、派遣されて、よそから来て一生懸命働いている人の姿がテレビ

で映っていましたけれども、やっぱり公務員、自治体の職員の皆さん方が頑張らないといけないわけですね、ああいう事態になったときは。そういう意味でも、職員一人一人、それから市民の皆さん一人一人が、人口が少なければ少ないほど、この町の宝だと思うんです。それをいかに生かすかというのを市長には、これまでもいろいろ考えていらっしゃるというのをお聞きしておりますが、ぜひ腹にしっかり持って、市政運営をやっていただけたらというふうに思います。要望で終わります。

○議長（大川末長君） 次に、ローズフェスタなど、エコパーク水俣を活用した取り組みについて、答弁を求めます。

緒方産業建設部長。

（産業建設部長 緒方康洋君登壇）

○産業建設部長（緒方康洋君） 次に、ローズフェスタなどエコパーク水俣を活用した取り組みについての御質問に順次お答えします。

まず、ローズフェスタ開始後、これまでのローズフェスタ入場者数及びまつぼっくりの来客数はどうなっているか。エコパーク水俣の入り込み客数はどうなっているかとの御質問にお答えします。

ローズフェスタの入場者数は、ローズフェスタを開始した平成21年度は約2万6,000人でしたが、年々入場者は増加し、平成26年度は約6万4,000人となり、約2.4倍に増加しております。

次に、まつぼっくりの来客数は、平成21年度が約12万1,000人であったのが、平成26年度は約17万人となり、約1.4倍に増加しております。

また、エコパーク水俣の入り込み客数は、平成21年が約12万6,000人であったのが、平成26年は約20万1,000人であり、約1.6倍に増加しております。

エコパーク水俣では、みなまた港フェスティバルなどのイベントのほか、サッカーやテニスなど各種スポーツ大会等が開催されており、入り込み客数にはそれらの大会等への来場者数も含まれております。

次に、まつぼっくりの売り上げはどうかとの御質問にお答えします。

まつぼっくりの売り上げは、平成21年度が約9,200万円でしたが、平成25年度は約1億1,100万円となり、約20%増加しております。まつぼっくりの売り上げの特徴としましては、ローズフェスタ開催期間中の5月と11月に売り上げが伸びております。特に、ローズソフトクリームやみなまたスイーツなどのバラ関連商品の売れ行きがよいと伺っており、ローズフェスタがまつぼっくりの売り上げに大きく貢献しているものと思われまます。

次に、ローズフェスタについて、どう評価しているかとの御質問にお答えします。

平成21年度のローズフェスタ開始以来、バラ園の施設の充実や宣伝効果、道の駅効果もあり、

春と秋のローズフェスタ期間中の入場者数は、年々着実に伸びてきております。

また、ローズフェスタを盛り上げるイベントも毎年楽しみにされるなど、年々リピーターもふえてきているものと思われ、平成26年度は過去最高の入場者数となりました。

ローズフェスタは、エコパーク水俣を交流拠点として位置づけ、交流人口の増加を目指す市の重要なイベントであり、その効果は非常に大きいものと評価しております。お客様からもバラがとてもきれいで毎年楽しみにしています、年々バラ園がよくなっていくのがすばらしいといった声をいただいております。

課題としましては、駐車場の不足や道路の渋滞、食事場所や弁当類の不足等が挙げられますが、今後もエコパーク管理者の熊本県やエコパークの関係団体と協議を進めてまいりたいと思います。また、入場者数をより増加させる取り組みも必要でございますので、市内外への情報発信やイベントの充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 エコパーク水俣の入り込み客が20万1,000人、そしてローズフェスタに来ている人が6万4,000人、あのエコパーク水俣にこれだけの人が年間来ているということはすばらしいことだなというふうに思います。

エコパーク水俣自身が水俣病の関係でいえば、象徴的な場所です。その場所にたくさんの人が集い、そして交流の拠点になっているということは、本当に感動的なことだと私は思います。それがさらに、もっともっと充実していくことを願わずにはられません。

もちろん、これまでの質問の中で、エコパーク水俣の地下に埋められている水銀を含んだヘドロの問題など問題はありますが、その問題を解決しながらも、この場所を水俣の地域再生を象徴する場所として、そして多くの人たちが交流する場所として発展させていけたらなというふうに思います。

皆さん方もほかのバラ園にも行かれたことはあるかと思うんですが、水俣のバラ園は狭いです。でも多くのお客さんが何回も来てくださっています。初めて来られた老夫婦の方に、私はたまたまこんなふうに話しかけられました。ここはいいわねと、何がですかと聞いたら、いろいろな楽しいことをやっているし、みんな親切だからいいと言われるんですね。それで、もちろん毎年いろいろ工夫して華やかになるように、バラ園自身の充実も図られているのですが、やっぱりその中で人と人の触れ合いがいいというふうに言われて、私はこれは水俣のバラ園の売りにすべきだし、ローズフェスタの売りにすべきではないかと個人的にはすごく思っています。

ハードの充実ももちろん大事ですが、もっともっとスタッフを充実させ、気軽にお客さんが声をかけられるようなスタッフがいる状態をつくるのが、もっともっと来た方々と水俣を近づけるのではないかとというふうに思います。そして、それがバラ園に来ただけではなくて、水俣の湯

の鶴や湯の児などに泊まっていこうというようなきっかけも、その場でできるようになれば、本当にいいのではないかと思います。

また、先ほどのローズフェスタへの入場者数や、まつぼっくりの来客数などを見ていますと、こういうたくさんのお客さんに応えられる品ぞろえになっているんだろうかというふうになんまりと心配もします。一度にたくさん来られるローズフェスタの時期は、思い切って特設で地域の特産品、農産物も含めて新鮮なもの、それからスイーツなど、一気に売るといった工夫も必要なのではないかというふうに思います。

先ほど、食事場所の確保の問題がありましたが、やはり食事をしようと思っても、食事を買うところがないとか、食事をするところがない。弁当を買っても、座って食べる場所がないなどの問題があります。細かい問題になりますが、来られたお客さんの立場に立って、改善できる点は、その都度改善されているのがローズフェスタだと思っていますけれども、さらに改善をしていけばいいのではないかというふうに思います。

先ほど、若干の今後のローズフェスタのことについてはお話がありましたけれども、ほかに今後、ローズフェスタも含めて、エコパーク水俣の活用で市として考えていらっしゃるがあれば、お答えください。それが2回目の質問の1つです。

もう一つは、まつぼっくりについてですが、外から来られた皆さん方も、満足いくものになっているのかどうかというのも1つですが、エコパーク水俣のスポーツ利用者は、本当にたくさん来られています。けれども、その方々がまつぼっくりを御利用されているかということ、どうなのかなと思うんです。

それから、もう一つさらに加えて言えば、水俣市民の人たちが、どれだけまつぼっくりに足を運んだことがあるのか。足を運んで、もう一回行こうというふうになっているのかどうかということも含めて、ぜひ考えていただけないかなというふうに思います。観光客やエコパーク水俣の利用者の方々には、ぜひそこにいらっしゃるわけですから、まつぼっくりで充実したお買い物をしていただくような仕組み、そして、市民の皆さん方にもまつぼっくりに行けば、水俣のお土産品は一遍に見られるから選びやすいよなど、もっと市民に対してのアピールも、ぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これで2回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 緒方産業建設部長。

○産業建設部長（緒方康洋君） 川上議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、今後のローズフェスタについてでございますけれども、例えば人員や配置等につきましては、今おっしゃられたことを参考にしながら、来場者数の増加に応じた、それぞれのスタッフということを強化してまいりたいと思っておりますし、お客様のほうに喜ばれるような形をとっていききたいというふうに思っております。



それから、食事場所でありますとか特産品等の提供でございますけれども、いろいろな食事場所あるいは弁当類が不足しているということは課題に挙げておりますので、今後は物産市の出展者数をふやしたり、臨時の食事場所を増設するなど、改善を図っていきたいと思っております。

また、地元の特産品でありますとか、あるいはお土産品、こういったものを今後はまつぼっくりの館内で売り場を充実させることができないかということを検討いたしまして、ぜひそういう形をとっていきたいというふうに思っております。

それと、まつぼっくりは観光客だけではなく、いろいろな利用者が立ち寄る施設ではないかということでございますけど、まさにそのとおりでございます、市としましても、観光客に加えまして、エコパーク水俣の利用者につきましても立ち寄っていただける施設にしていきたいと思っております。そのためには、また地元の農産物あるいは売り場をふやしたりすることが大事だと思っておりますし、継続的に宣伝広告を行いますけれども、水俣市を対象とした情報の強化ということも図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、第6期介護保険事業計画について答弁を求めます。

松本福祉環境部長。

（福祉環境部長 松本幹雄君登壇）

○福祉環境部長（松本幹雄君） 次に、第6期介護保険事業計画についての御質問にお答えします。

まず、平成27年度からの介護保険料はどうかとの御質問にお答えします。

第6期保険料基準額の算定に当たっては、国から示された介護保険事業計画用ワークシートを活用しまして推計した、平成27年度から平成29年度までの高齢者人口、介護保険給付等のサービスの見込み量等をもとに算出した結果、基準月額5,980円となりました。

次に、要支援1、2の人たちの訪問介護及び通所介護はどうかとの御質問にお答えします。

これまで全国一律の予防給付として、介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスを利用していただいていた人については、今後、市町村の創意工夫によって取り組む新しい総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業に移行することとなります。

事業内容としては、既存の指定サービス事業所による身体介護や機能訓練、NPO・民間事業者等による生活支援サービスやミニデイサービスのほか、住民主体によるごみ出しや交流の場の創設等、多様な主体による多様なサービスが想定されております。

事業の実施については、原則、平成27年4月1日からとなっておりますが、多様な担い手によるサービス提供体制の構築等に一定の準備期間が必要になることから、事業実施の猶予に係る条例を定める場合に限り、平成29年3月31日まで事業の実施を猶予することができるとされてお

ます。

このため、本市における介護予防・生活支援サービス事業の実施時期につきましては、本定例会に提案しております水俣市介護保険条例の一部を改正する条例において、一定の猶予期間を設けて、平成29年4月から実施することとしております。

したがって、議員御指摘の要支援1及び2の方の訪問介護及び通所介護につきましては、平成29年3月までは、現行どおり介護予防給付によるサービスを御利用いただき、平成29年4月から新しい総合事業による介護予防・生活支援サービス事業に移行することとなります。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 まず、介護保険料のことです。平成27年度からの第6期は基準額が5,980円というわけですけれども、熊本県の平均と全国平均の金額を今持っているんですが、第6期はちょっと出ていませんので、第5期をお聞きしたところ、以前5,350円でした、水俣は。今度5,980円に基準額になるということですよ。その5,350円の第5期で比べたときに、熊本県平均は5,138円、全国平均は4,972円です。比べただけでしたら、水俣が多いというふうになるんですけれども、これは、この間、小規模の老人ホームとか、市民の皆さん方の要望に沿った形でサービスを充実させてきた結果であるということ間違いのないというふうに思うんです。ですから、サービス量がふえて、保険料が高くなっているということになると思うんですね。

それは、とりもなおさず、負担割合が決まっています、国・県・市、それから1号保険者、2号保険者という割合が決まっています、分母が大きくなれば全体が大きくなるというふうになってしまっているというのもよく理解をしているつもりなんです、私ども日本共産党の議員団で市民の皆さん方に市政アンケートをとったところ、一番多かったのが介護保険料の負担が重いということだったんですね。

それで、介護保険料を減らすためには、2つしか道はないと。1つは、国がもっとお金を出すということ、割合を高く出すということ。それからもう一つは、みんなが元気で、介護サービス受けなくてもいい事態が続くことだというふうに理解しています。けれど、現実には、国はそういうことになっていませんし、そして介護サービスの量がぐっと今すぐ小さくなるということはないと思うんですね。だから、この時点で介護保険料の負担を減らす策はもう一つあるんですが、よその町で行われている、余り行われていませんが、国民健康保険と同じように一般会計から繰り入れをして、介護保険料の値上げを抑制することを北海道の長沼町というところではやっているということが情報としてあります。これが水俣でも考えられないかということをお2回目の質問の1つ目といたします。

それから2つ目は、第6期の介護サービスの利用料はどうなるのかということをお願いします。

それから3つ目は、要支援1、2の方々は平成28年度までは今のサービスが継続されるけど、

平成29年度から新しい事業に移行するんだということでしたけれども、今現在、要支援1、2の方々が受けていらっしゃるホームヘルパーさんに来てもらう、デイサービスに通うというサービスは、平成29年度以降も元気でいらっしゃればということなんですが、継続されるのかということとを3つ目の質問にしたいと思います。

それから4つ目は、現在、介護認定を受けていらっしゃる人の話は先ほどしました。これから新しく介護認定の申請をしたいという人については、今度基本チェックリストで、まずチェックをして振り分けるんだということが言われていますが、振り分けというのは、介護保険で見ると、自治体が行う総合事業で見るとかという振り分けなんですけれども、あくまでも介護認定をしてもらって、介護サービスを介護保険で受けたいんだという介護認定の審査権は、これからも守られるのでしょうかというのが4つ目の質問です。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） それでは、川上議員の2度目の質問にお答えします。

まず、最初は一般会計からの繰り入れですけれども、今度の計画につきましては、いろいろなことで新しい第6期の計画をしてつくっておりますので、今のところは考えておりませんが、将来的に、ぜひそういうことが必要だとなれば、そういうときに考えるべきことかなというふうには思っております。

それと、次が新しい総合事業の利用料ですかね。利用料につきましては、今後実際に検討することになるんですけれども、新しい総合事業になりますと、市の独自事業ということになりますので、市町村がいろいろな単価とかを決めるようになります。国が一応定めている予防給付の単価がありますので、それを上限として個別のサービスを決めることになるんですけれども、それ以外のものにつきましては、市町村がまた決めるんですが、それにつきましても一応、国が定めるものを基準として参考にして決めることになると思います。

それと、その利用者の負担割合ですけれども、これは1割を下回ることができないというふうになっておりますので、基本的にはもう今と余り変わらないような形にはなるとは思いますが、今後、これは新しい計画の中で検討していくことでございます。

続きまして、要支援認定者の現在のサービスの継続の件です。平成29年4月からの新しい総合事業ですけれども、現在予防給付による介護予防サービスを受けておられる方につきましては、先ほど申し上げましたように、新しいサービスには行くんですが、適切なマネジメントを経た上で、必要に応じて継続されるということで、現在のサービスは継続されるというふうには思っております。

それと、介護保険の認定申請の申請権ということで、チェックリストが採用されるがというよ

うなことでしたけれども、これは新しい総合事業の中では基本チェックリストというのがありまして、それで相談を受けるときに、そのチェックリストを使っていろいろなサービスを決めると。これにつきましては、介護保険の事業を受けなくても迅速なサービスができるようにということとで設けてありまして、それで必要な事業を必要な人に、迅速に行うというような意味があります。それと、もし明らかに、この方がもう介護保険の事業が、適用が必要だとか、そういうことを希望するという方があれば、当然そちらのほうにはつなげていきます。それと、新しい総合事業を利用の方でも希望があれば、もう当然、介護保険のほうの申請はできるというふうになっております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 済みません、ちょっと私の説明が悪くて。

利用料は新しい総合事業の利用料ではなくて、第6期の利用料、1割は基本だと思うんですが、一定の収入があれば2割になるというふうになっていますよね。それは、いつからそうなって、幾ら以上の収入の人が2割になるのか、後でお答えください。お願いします。

それから、先ほど保険料のことで、どうにもならなかったらその手もある、そういう手段も講じなければいけないんじゃないかという部長の積極的な答弁であったんですけども、同時に私がぜひこれは市長にお願いしたいんですが、市長にお願いしたいのは、このままでは介護保険料で市民はつぶされてしまいます。介護サービスを受けるのか、それとも保険料を払わないのか、保険料をたくさん払わないと、介護サービスは受けられなくなるということが出てくると思うんですよね。介護予防がうまくいって、みんな重度化しないで、介護サービスの量が少なければ介護保険料も安くて済みますが、重度化する人がいて、介護サービスの量が大きくなれば介護保険料は上がってしまいます。でも、年金は上がっていません。年金は全然上がらないのに介護保険料だけは確実に上がっていくというのは、絶対にこれは破綻しますよね、お年寄りの財布の中だけ見ても。

ですから、国に対してもっとお金を出すように、市長会などを通じて、力を込めて要望していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。その2点でお願いします。

○議長（大川末長君） 松本福祉環境部長。

○福祉環境部長（松本幹雄君） 済みません、先ほどは失礼しました。

第6期の介護サービスの利用料ということで、これは、今回の制度改正の中で、平成27年8月から、サービス利用に係る費用の原則1割というのが一定の所得のある方については2割負担が導入されるということになっておりまして、その一定の所得といいますのは、年金収入とかその他の収入を合わせて単身者で280万円、2人以上の世帯で346万円というふうに伺っております。

○議長（大川末長君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 負担がふえていくのをどうやったらいいのかということだと思います。先ほど最初に言われたように、国からお金をもらうか、元気な人をたくさんつくるかと、2つあるということで、国のほうには当然、私たちもこういった財政が厳しい折、国は税収の中でどう配分するかだというふうに思いますけど、その部分が福祉、または介護、こういったところに手厚くいくような形を私たちも要望として、それは伝えていくことは必要かというふうに思います。

それと、やはり元気な方がたくさんいる水俣であってほしいというふうには思います。うちには健康高齢課等ございますので、そういったところで予防を、病気にならない、寝たきりにならない、そういったものを小まめにやっていくのはやはり必要だというふうに思っておりますので、そういったところも力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩しまして、提出議案の質疑を終えてしまいたいというふうに思います。

午前11時56分 休憩

午後0時0分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第1号 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第2、議第1号水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第2号 水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第3、議第2号水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。



日程第4 議第3号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第4、議第3号水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第4号 水俣市学校体育施設等使用条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第5、議第4号水俣市学校体育施設等使用条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第5号 水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第6、議第5号水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第6号 水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第7、議第6号水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第7号 水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第8、議第7号水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第9、議第8号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第9号 水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第10、議第9号水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第10号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第11、議第10号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第11号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第12、議第11号水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第12号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第13、議第12号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第13号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第14、議第13号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第14号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第15、議第14号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第16 議第15号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第16、議第15号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第17 議第16号 平成27年度水俣市一般会計予算

○議長（大川末長君） 日程第17、議第16号平成27年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願いします。

それでは予算書44ページから46ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

46ページから74ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

75ページから90ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

90ページから107ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

107ページから121ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

121ページから128ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

128ページから142ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

142ページから145ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

146ページから170ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

171ページから172ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

11ページから16ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

16ページから21ページまで、第8款地方特例交付金、第9款地方交付税、第10款交通安全対策特別交付金、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

22ページから31ページまで、第13款国庫支出金、第14款県支出金について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

31ページから43ページまで、第15款財産収入、第16款寄附金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

これで議第16号平成27年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

---

日程第18 議第17号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算



○議長（大川末長君） 日程第18、議第17号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第19 議第18号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（大川末長君） 日程第19、議第18号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第20 議第19号 平成27年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（大川末長君） 日程第20、議第19号平成27年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第21 議第20号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長（大川末長君） 日程第21、議第20号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第22 議第21号 平成27年度水俣市病院事業会計予算

○議長（大川末長君） 日程第22、議第21号平成27年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第23 議第22号 平成27年度水俣市水道事業会計予算

○議長（大川末長君） 日程第23、議第22号平成27年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第24 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）

日程第25 議第31号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）

日程第26 議第32号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）

日程第27 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）

日程第28 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）

日程第29 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）

日程第30 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）

日程第31 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

日程第32 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）

日程第33 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）

日程第34 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）

日程第35 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）

日程第36 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）

日程第37 議第43号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）

日程第38 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）

日程第39 議第45号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）

○議長（大川末長君） 日程第24、議第30号指定管理者の指定についてから、日程第39、議第45号指定管理者の指定についてまで、16件を一括して議題とします。

本16件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第40 議第46号 市道の路線廃止について

○議長（大川末長君） 日程第40、議第46号市道の路線廃止を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第41 議第47号 市道の路線認定について

○議長（大川末長君） 日程第41、議第47号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第42 議第48号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

○議長（大川末長君） 日程第42、議第48号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第43 議第49号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第44 議第50号 指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）

日程第45 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）

○議長（大川末長君） 日程第43、議第49号平成26年度水俣市一般会計補正予算第8号から、日程第45、議第51号指定管理者の指定についてまで、以上3件を一括して議題とします。

---

## 議第49号

### 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成26年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,831,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成27年3月12日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,367,830	105,701	2,473,531
	2 国庫補助金	695,174	105,701	800,875
15 県支出金		1,375,418	1,149	1,376,567
	2 県補助金	674,575	1,149	675,724
19 繰越金		171,293	13,764	185,057
	1 繰越金	171,293	13,764	185,057
20 諸収入		456,484	4	456,488
	4 雑入	340,157	4	340,161
補正されなかった款に係る額		10,339,593		10,339,593
歳入合計		14,710,618	120,618	14,831,236

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,790,493	22,346	1,812,839
	1 総務管理費	1,408,560	22,346	1,430,906
3 民生費		5,217,039	17,214	5,234,253
	2 児童福祉費	1,546,986	17,214	1,564,200
4 衛生費		2,026,342	1,359	2,027,701
	2 清掃費	850,362	1,359	851,721
5 農林水産業費		436,255	8,849	445,104
	2 林業費	138,860	1,149	140,009
	3 水産業費	35,439	7,700	43,139
6 商工費		521,332	66,581	587,913
	1 商工費	241,138	55,641	296,779
	2 総合経済対策費	280,194	10,940	291,134
9 教育費		941,352	4,269	945,621
	1 教育総務費	211,197	4,269	215,466
補正されなかった款に係る額		3,777,805		3,777,805
歳出合計		14,710,618	120,618	14,831,236

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地方創生総合戦略推進事業	千円 4,747
		空き家情報バンク事業	8,273
		住民向け交流サイト構築事業	9,326
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て世帯応援事業	9,783
		保育・教育施設等充実支援事業	7,431
4 衛生費	2 清掃費	リサイクル推進事業	1,359
5 農林水産業費	3 水産業費	水産業ブランド戦略推進事業	7,700
6 商工費	1 商工費	プレミアム商品券発行事業	42,438

		道の駅みなまた交流人口増加対策事業	9,698
		水俣観光情報・物産情報プロモーション事業	3,505
	2 総合経済対策費	戸建住宅リフォーム事業	10,940
9 教育費	1 教育総務費	学校ICT活用推進事業	4,269

## 2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
5 農林水産業費	2 林業費	緑の産業再生プロジェクト促進事業	千円 42,827	緑の産業再生プロジェクト促進事業	千円 43,976

第3表 債務負担行為補正

## 変更

事項	項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
公民館分館管理委託料 (生涯学習課)		自平成26年度 至平成29年度	千円 15,597	自平成26年度 至平成29年度	千円 15,450
武道館管理委託料 (生涯学習課)		自平成26年度 至平成29年度	23,173	自平成26年度 至平成29年度	22,925

## 議第50号

### 指定管理者の指定について

水俣市公民館分館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年3月12日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市公民館分館
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社トシヒロ
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市公民館分館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

## 議第51号

### 指定管理者の指定について

水俣市立武道館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成27年3月12日提出

水俣市長 西田弘志

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市立武道館



2 指定管理候補者の名称

公益財団法人水俣市振興公社

3 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第49号平成26年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,061万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ148億3,123万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、国の平成26年度補正予算に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業の経費として、第2款総務費に、住民向け交流サイト構築事業、第3款民生費に、子ども・子育て世帯応援事業、第4款衛生費に、リサイクル推進事業、第5款農林水産業費に、水産業ブランド戦略推進事業、第6款商工費に、プレミアム商品券発行事業、第9款教育費に、学校ICT活用推進事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費補正として、地方創生総合戦略推進事業外11件を追加し、緑の産業再生プロジェクト促進事業の金額の変更を計上いたしております。

債務負担行為補正として、公民館分館管理委託料外1件の変更を計上いたしております。

次に、議第50号及び議第51号指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市公民館分館及び水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第49号から議第51号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後0時15分 休憩

---

午後0時16分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第49号平成26年度水俣市一般会計補正予算第8号についてから、議第51号指定管理者の指定についてまで、本3件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号から議第51号まで議案44件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後0時17分 散会

平成27年3月19日

平成27年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

表 決

# 平成27年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成27年3月19日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時29分 閉会

（出席議員） 16人

大川末長君	岩村龍男君	谷口明弘君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
藤本壽子君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（鬼塚吉文君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長	（西田弘志君）	副市長	（本山祐二君）
総務企画部長	（門崎博幸君）	福祉環境部長	（松本幹雄君）
産業建設部長	（緒方康洋君）	総合医療センター事務部長	（大塚昭一君）
総務企画部次長	（本田真一君）	福祉環境部次長	（川野恵治君）
産業建設部次長	（関洋一君）	総合医療センター事務部次長	（久木田美和子君）
水道局長	（前田仁君）	教育長	（吉本哲裕君）
教育次長	（福島恵次君）	総務企画部企画課長	（水田利博君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第4号

平成27年3月19日 午前10時開議

- 第1 議第1号 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第2 議第2号 水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第3 議第3号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第4 議第4号 水俣市学校体育施設等使用条例の制定について
- 第5 議第5号 水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第6 議第6号 水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第7号 水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 第8 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第9号 水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第10号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第11号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第12号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第13号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第14号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第15号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第16号 平成27年度水俣市一般会計予算
- 第17 議第17号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第18 議第18号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第19 議第19号 平成27年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第20 議第20号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第21 議第21号 平成27年度水俣市病院事業会計予算
- 第22 議第22号 平成27年度水俣市水道事業会計予算



- 第23 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 第24 議第31号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第25 議第32号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第26 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 第27 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第28 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第29 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第30 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第31 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第32 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 第33 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第34 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第35 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第36 議第43号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第37 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第38 議第45号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 第39 議第46号 市道の路線廃止について
- 第40 議第47号 市道の路線認定について
- 第41 議第48号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 第42 議第49号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第43 議第50号 指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）
- 第44 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 第45 請第1号 消費税10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願について
- 第46 陳第1号 水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情について
- 第47 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第5号 道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について（平成26年9月）
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 請第5号 国民健康保険財政に関する意見書提出を求める請願について（平成26年12月）
  - 1 請第6号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する意見書提出を求める請願について（平成26年12月）
  - 1 陳第11号 介護従事者の処遇改善の意見書提出を求める陳情について（平成26年12月）
  - 1 陳第12号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情について（平成26年12月）
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について  
議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
  - 1 議会の情報公開に関する調査について
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時0分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、各常任委員会、議会運営委員会及び水俣市政治倫理条例検証特別委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

- 日程第1 議第1号 水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議第2号 水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議第3号 水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第4 議第4号 水俣市学校体育施設等使用条例の制定について
- 日程第5 議第5号 水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議第6号 水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第7号 水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第8 議第8号 水俣市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第9号 水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第10号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第11号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第12号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第13号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第14号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第15号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第16号 平成27年度水俣市一般会計予算
- 日程第17 議第17号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議第18号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議第19号 平成27年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第20 議第20号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議第21号 平成27年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第22 議第22号 平成27年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第23 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 日程第24 議第31号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 日程第25 議第32号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 日程第26 議第33号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 日程第27 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第28 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第29 議第36号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第30 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

- 日程第31 議第38号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第32 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第33 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第34 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第35 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第36 議第43号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第37 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 日程第38 議第45号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 日程第39 議第46号 市道の路線廃止について
- 日程第40 議第47号 市道の路線認定について
- 日程第41 議第48号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 日程第42 議第49号 平成26年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第43 議第50号 指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）
- 日程第44 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 日程第45 請第1号 消費税10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願について
- 日程第46 陳第1号 水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情について

○議長（大川末長君） 日程第1、議第1号水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてから、日程第46、陳第1号水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情についてまで、46件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 淵上道昭議員。

（総務産業委員長 淵上道昭君登壇）

○総務産業委員長（淵上道昭君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第1号水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな教育長の勤務時間等を定めるため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の具体的な中身等についてただしたのに対し、これまで教育委員会において、教育長と教育委員長とが置かれていたものを、諸問題に対する責任体制の明確化、審議の活性化、迅速な危機管理体制の整備を図るた

め、議会の同意を得て首長が任命する教育長の元に一本化するものである。また、新制度への移行については、改正条例の施行は4月1日からであるが、現行の教育長、教育委員長それぞれの残任期間等を勘案しながら移行していくものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の条例改正で具体的にどのような点が変わるのかとただしたのに対し、大きく3点の変更があり、1点目は、市が不利益処分を事業者に対して行う場合、直接相手方に聴聞、弁明を経て処分するという手続きに加え、例えば、一般市民から法に抵触する事業者の処分等の求めがあれば、それに応じて手続きをしなければならないこととされたもの、2点目は、行政指導を受けた事業者から行政指導の中止等を求めることができることとなったもの、3点目は、市が行政指導を行う際に、法令の条項、要件及び権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならないこととされたものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行及び集落支援員の設置に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政組織・機構の変更に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成27年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。



歳出の主なものとしては、第2款総務費に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、臨時福祉給付金給付事業、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、国勢調査費、自治会活動の振興に係る経費、第4款衛生費に、合併処理浄化槽設置整備事業、第5款農林水産業費に、新規就農支援総合対策事業、中山間地域等直接支払事業、農業基盤整備促進事業、農村地域防災減災事業、有害鳥獣駆除事業、森林整備地域活動支援事業、水産振興対策事業、第6款商工費に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、水俣観光誘客事業、商工業資金貸付・出資事業、地場企業処遇改善支援事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地整備事業、袋インター関連道路改良事業、昭和・白浜町線歩道整備事業、市内一円市道改良及び維持補修費、道路ストック総点検事業、耐震改修促進事業、第8款消防費に、防災行政無線整備事業、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防防災施設整備事業、防災関係に係る経費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、債務負担行為として、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料外8件を計上している。

また、地方債として、過疎対策事業債外6件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、防災行政無線の戸別受信機の配付計画についてただしたのに対し、検討委員会で検討した結果、基本的に全戸配付の予定で進めている。今回の当初予算では、債務負担行為として計上し、平成28年度に配布するよう予定しているとの答弁がありました。

また、今回購入予定のコミュニティバス1台の用途等についてただしたのに対し、バス再編計画において、新水俣駅から湯の児や湯の鶴に向かう場合の乗り換え等を容易にできるように市内に結節点を設けたいと考えており、そのために新たに1台のバスが必要となるものであるとの答弁がありました。

また、商店街に設置するブロンズ像に係る予算の財源等についてただしたのに対し、ブロンズ像制作に係る委託料、工事費は宝くじのコミュニティ助成事業をあてる。市の持ち出しとしては、ブロンズ像の原画作者との打ち合わせのための旅費や像の除幕式の際の諸経費等を支出するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、商店街のブロンズ像設置については、委員から、この事業はコミュニティ助成金を主に活用するものではあるが、他の商店街等との公平性にも配慮しながら、設置場所や規模等、十分精査をして、まちの活性化に有効な施策となるよう努めていただきたい。また、事業の内容が固

まった時点で議会への説明もいただきたいとの要望がありました。

次に、議第20号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ15億2,527万8,000円を計上している。

歳出においては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上している。

第1款公共下水道事業費の主な事業として、浄化センター運転管理業務委託料、白浜雨水ポンプ場改築更新工事委託料等を計上している。

これらの財源としては、第1款分担金及び負担金から第7款市債までの歳入をもって充当している。

このほか、債務負担行為として、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託料外2件を計上している。

また、地方債としては、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、白浜雨水ポンプ場の改修工事の内容についてただしたのに対し、ポンプ用のディーゼルエンジン、ポンプの減速機の更新、電気関係では主幹盤や中央監視盤など、長寿命化計画に沿って古くなり、更新が必要なものだけを更新することとしている。期間としては、平成27、28年度を予定しているが、30数年を経過する設備であるため、随時古くなる部品があれば継続して更新していく必要があるとの答弁がありました。

また、公共下水道事業に関する地方債現在高の推移についてただしたのに対し、10年程前は100億円近くあったものが、償還する際に低利のものへの借り換え、人件費削減や事業費の抑制等、長期的な健全化に努めてきた。また、過去に大きな事業を実施した分が終期を迎えること等により減少してきたものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号平成27年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億9,689万6,000円、収益的支出に4億197万1,000円、資本的収入に6,935万円、資本的支出に5億173万7,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業、施設整備事業、管路整備事業等の建設改良費及び企業債償還金である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補填をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、1日平均給水量が前年度比でマイナス約7%と減少している要因についてただしたのに対し、人口減のほか、各家庭等で洗濯機等節水型の機器の普及や市民の節水意識の向上による使用水量の減少があると考えます。

また、漏水等に対しても、今後も対策を進め、解消に努めてまいりたいとの答弁がありました。特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号から議第43号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

これらの議案は、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市地域農業担い手育成センター、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はげのき館、湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、議第43号の湯の児フィッシングパークの指定管理者については、他の施設が3年間等の複数年の委託であるのに、1年間の委託となっているのはなぜかとただしたのに対し、当該施設は以前、経営が厳しい状況が続いていたことがあるため、1年毎に委託の条件等を見直すこととしたものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、エコパーク内にある市道が、熊本県港湾課所管の臨港道路として一体的に管理されることとなったため、路線廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第47号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、関係する地権者からの寄付の申し出のあった私道が、水俣市道認定基準を満たすことから、路線認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、この道路では中に入ってUターンはできるのかとただしたのに対し、転回場所を有しており、Uターンが可能であるとの答弁がありました。

また、市道認定基準には、どのような要件があるのかとただしたのに対し、主に幅員が4メートル以上で通り抜け又は転回ができること、沿道に5戸以上の建物を有すること等があり、本路線は全ての要件を満たすものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第48号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。

本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、これまでの4郵便局での実績はどうか、また、今後市内のほかの郵便局もふやしていく計画があるのかとただしたのに対し、郵便局での証明書等の交付状況は、平成24年度が104件、平成25年度が119件、平成26年度が2月末現在で76件である。ほぼ同じような件数で推移しているが、地域の方々の利便性のため、引き続き指定をしていく必要があると考える。ふやすことは、今のところ考えていないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号平成26年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、国の平成26年度補正予算に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業の経費として、第2款総務費に、住民向け交流サイト構築事業、第5款農林水産業費に、水産業ブランド戦略推進事業、第6款商工費に、プレミアム商品券発行事業などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、地方創生総合戦略推進事業外7件を追加し、緑の産業再生プロジェクト促進事業の金額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣商工会議所が事業主体となりプレミアム商品券を発行されるが、どのような内容で予定されているかとただしたのに対し、今回のプレミアム商品券は1枚1,000円の共通券12枚綴りのものを予定、また、12枚のうち1枚か2枚を水俣市のほか出水市でも使えるものにしたと聞いている。この使用結果を、水俣の消費者が出水市のどういう店舗で買物をされているか等、消費動向の分析の資料に活用したいというものである。市の方からも意見を申し上げ、購入は水俣市民に限る形で進めること等をお願いしている。まだ内容が決定したものではないが、相互に意見を交わしながら進めてまいりたいとの答弁がありました。

また、戸建住宅リフォーム助成の詳細についてただしたのに対し、対象となるのは20万円以上の事業であり、事業費の20%を補助、限度額は20万円であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第1号消費税10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、介護に関しては職員の賃金は引き上げられる一方、介護報酬は減額となり、トータルでは減少になるため、賃金とは別の一時金など職員の処遇面は後退するのではないかという懸念がある。医療に関しても、給食費の個人負担が上がるなど、引き上げ分は社会保障に使われるべきものではなかったのかという疑問が市民の中にはある。公共事業については、地方ではなく大都市部の大型開発に使われ、防衛費に関しても、新たにオスプレイの配備がされる



など、以前より増加につながっている。よって、本請願の趣旨は妥当であり、採択すべきであるという意見と、消費税10%引き上げについては、自民、公明、民主の3党が合意をし、国の将来を見通して引き上げるべきと決定されたものであるので、引き上げ中止の意見書提出を求める本請願には賛成しがたいという意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の条例の制定によりこれまでと変わるところはあるのかとただしたのに対し、これまでと変わるところはなく、今までは国の省令で基準が定められていたが、地方分権一括法により市町村条例で定めることとなったため、今回制定しようとするものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業に関する基準並びに基準該当介護予防支援の事業に関する基準等を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号水俣市学校体育施設等使用条例の制定について申し上げます。

本案は、市立小学校及び中学校の体育施設等を、学校教育の支障のない範囲において、一般市民の使用に供することに関し、所要の規定の整備を行うため、本案のとおり制定しようとするも



のであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の実施基準の内容が改正されたため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、予防接種法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、軽減した部分はどこが負担するのかただしたのに対し、国が2分の1、県と市が4分の1ずつであるとの答弁がありました。

また、消費税が8%に上がった分が交付金となるのではないかとただしたのに対し、消費税増税分を財源として交付金に充てられている。ただし、消費税10%が先送りになったことで、今回の条例改正案で提案している軽減策について平成27年度分は第1段階のみの軽減とし、平成29年度に10%に引き上げられた時に第2段階、第3段階までの人たちを対象とした軽減が完全実施される予定であるとの答弁がありました。

討論においては、今回の介護保険料基準額の引き上げについて、全体のサービスの充実を考えると、介護保険の財政的枠組みによって引き上げざるを得ないことはわかるが、今の市民の生活実態を考えると一般会計から繰入を行い、できるだけ介護保険料を抑制すべきと考えるため、この条例には賛成できないという意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げ

げます。

本案は、介護保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、セカンドオピニオン外来を設置するにあたり、相談料金を定める必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、セカンドオピニオン外来を実施する診療科5科を挙げているが、実施する科としない科の判断はあるのかただしたのに対し、各科にセカンドオピニオン外来を実施するかの意向調査を行ったところ、5科から実施可能との回答があったためであるが、今後、ほかの科でも実施する可能性はあるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成27年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主な内容は、第3款民生費に、自立支援給付費、法人立保育所運営費負担金、生活保護費、児童手当、次世代育成支援施設整備事業、老人福祉施設措置費、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣市北広域行政事務組合負担金、こども医療費助成事業、合併処理浄化槽設置整備事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、小中学校施設耐震化推進事業、図書館・公民館施設整備事業、みなまた環境絵本大賞事業、淵上毛銭生誕100年記念事業、各種文化・スポーツ振興事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第20款市債までの歳入をもって充当している。

このほか地方債として過疎対策事業債外6件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、物忘れ相談プログラムのMSPとはどのようなものなのか、また、物忘れ相談医療機関に9台を試験設置し、そこに訪れた人たちにスクリーニング体験をしてもらい、その後、どのような施策や事業につなげていくのかただしたのに対し、MSPとは、物忘れの度合いや認知症及び軽度認知障害の早期発見、早期予防につなげるための簡易スクリーニングのプログラムであり、高齢者等の相談支援を行う介護や福祉施設に導入されており、タッチパネル式で10数問の問題を気軽にゲーム感覚で体験できる相談支援のためのプログラムである。

認知症の早期発見・早期予防のため、医師会と連携し、MSPを医療機関に設置することで、高齢者の方々が、かかりつけの医療機関を定期受診する際に、気軽にMSPを体験していただき、かかりつけの先生からの介護予防事業や認知症専門医への紹介受診等につなげていくことを目指していることから、平成27年度から2カ年間の予定で試験的に9つの物忘れ相談医療機関に先行モデルとして協力していただき、実施する予定となっているとの答弁がありました。

また、水俣病資料館の改修はどのようになっているのかただしたのに対し、今回の資料館の改修は中身の展示物の改修であり、水俣病資料館を建設して20年が過ぎたことから展示物の改修を行い、来年5月1日の水俣病公式確認60年に合わせてリニューアルオープンを考えているとの答弁がありました。

また、給食センターでは現在何食分の給食を作り、一食分はいくらなのかただしたのに対し、11校分の児童・生徒、職員分で一日2,000食分を作っており、給食費は小学生が一食225円、中学生が一食265円である。来年度も値上げをせず、この値段でいく方針であるとの答弁がありました。

また、水俣市公民館の太陽光発電システム設置工事費が、15キロワット発電には高額ではないかとただしたのに対し、太陽光発電システムと蓄電池を設置するものであり、水俣市公民館は防災計画で100人を収容することになっていることから、トイレやホールなどの配電設備の工

事も含まれているためであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億431万6,000円を計上している。

主な内容は、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本市の国民健康保険税の計算方式についてただしたのに対し、水俣市では所得割、資産割、均等割、平等割の4税方式をとっており、熊本県で4税方式は水俣市と上天草市の2市であるとの答弁がありました。

また、全国的な流れでは資産割を含めた4税方式が先行しているのかただしたのに対し、全国で約1,700ある自治体で4税方式と3税方式を比較すると4税方式で賦課している自治体の方が多いが、大規模自治体では資産割をなくした3税方式での賦課が多く、国保制度改革（案）で厚生労働省が示した基準としても3税方式で保険料の均一化を図るよう報告書等が出されていることから、本市としても3税方式へ進んでいくと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億8,701万1,000円を計上している。

主な内容は、第1款総務費、第2款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などの歳入をもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号平成27年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億7,593万4,000円を計上している。

主な内容は、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当しているとの説明を受けました。



特に質疑はなく、討論において、今回の介護保険料基準額の引き上げについては、全体のサービスの充実を考えると、介護保険の財政的枠組みによって引き上げざるを得ないことは分かるが、今の市民の生活実態を考えると一般会計から繰入を行い、できるだけ介護保険料を抑制すべきと考えるため、この予算には賛成できないという意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成27年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に70億6,484万5,000円、収益的支出に70億1,339万7,000円、資本的収入に3億2,382万4,000円、資本的支出に8億5,778万4,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

次に、資本的支出の主な内容については、内視鏡情報管理システムやデジタルX線TVシステム、超音波白内障手術装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上している。

このほか、企業債については、医療機械器具等整備事業の病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

また、債務負担行為として、看護システムライセンス使用料を新たに設定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成27年度の奨学生制度において、応募数と合格者数についてただしたのに対し、奨学生の応募状況については、18名の応募があり、3名を合格としたとの答弁がありました。

また、MRIが使えない時期があったと聞いたが、現在の状況はどうかただしたのに対し、MRIについては更新の時期に入ったため、国の補助金を活用し入れかえ工事を現在行っているとの答弁がありました。

また、MRIが使えない時期はどのように対応しているのかただしたのに対し、当センターには1.5テスラのMRIと国立水俣病総合研究センターが水俣病関連の検査時に使用する3テスラのMRIが設置されており、現在は1.5テスラのMRIが使用できないため、ほかの病院を紹介しているが、緊急時には国立水俣病総合研究センターと協議し3テスラのMRIを使用して検査しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号平成26年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、国の平成26年度補正予算に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業の経費として、第3款民生費に、子ども・子育て世帯応援事業、第4



款衛生費に、リサイクル推進事業、第9款教育費に、学校ICT活用推進事業などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、子ども・子育て世帯支援事業外4件を追加している。

債務負担行為補正として、公民館分館管理委託料外1件の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、キエーロの購入費助成は何台分を想定しているのかただしたのに対し、補助上限1万円で100台分であるとの答弁がありました。

また、第一中学校の特別支援学級の生徒が専用で使用するタブレット端末の台数についてただしたのに対し、生徒13名分と支援員2名分を合わせて15台であるとの答弁がありました。

また、タブレット端末の値段とメーカーについてただしたのに対し、一台8万円で予算を立てており、メーカーについてはこれから決めていくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第30号から議第35号まで、議第44号から議第45号、議第50号及び議第51号までの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市厚生会館、ふくろふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、一小ふれあい学童クラブ、水俣市高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザ、水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市文化会館、水俣市公民館分館、水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、議第30号から議第32号の学童クラブの利用料金についてただしたのに対し、月額6,000円で、夏休みなどの長期期間については料金が上がるとの答弁がありました。

また、議第45号の水俣市文化会館の指定管理について、これまで3年間の契約であったが、5年間に変更となった理由と、振興公社が指定管理者として管理していた期間の実績をどのように評価し、それを含めた中での選定結果により、今回も振興公社に決まったのかただしたのに対し、契約期間が3年間から5年間に変更になったのは、県においても3年間もしくは5年間ということが多くなってきているためであるが、条件としては特殊な技法や引き継ぎといったものを要する施設管理となる。文化会館は、吊り物の操作等が必要であることから、5年間の指定管理とした。これについては、公募の段階で5年間の指定管理としており、結果的に振興公社が選定されたが、振興公社の実績を踏まえて5年間としたわけではないとの答弁がありました。

また、文化会館での企画や催しなどは指定管理者が決めることができるのかただしたのに対し、基本的に自主文化事業については教育委員会が企画しているが、平成26年度に実施したピア

ノコンサートなど指定管理者が独自で行った事業もある。ただし、市が予算を積算する中では当然指定管理者の独自の事業は入っていないため、指定管理者が管理委託料以外の財源を活用して実施することになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市政治倫理条例検証特別委員長真野頼隆議員。

（水俣市政治倫理条例検証特別委員長 真野頼隆君登壇）

○水俣市政治倫理条例検証特別委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました案件のうち、水俣市政治倫理条例検証特別委員会に付託されました陳第1号水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当特別委員会は、今定例会初日に設置され、県下各市を初め、判例資料等を参考に審査を行ってきました。

議論については、条例全体を時間をかけて見直すべき、この改正だと後退したものと見られ、議会の品位が問われるという意見と、今回は陳情にもあるように、条例の第5条にしぼって議論すべき、門戸を閉ざす状況であるので、若い世代、経営感覚を持った人材に機会が与えられていないのではないかという意見に分かれましたが、対象が議員のみならず市長等も関連するものであるため、早急に結論を出すべきものではないとの結論にいたりしました。

よって、本陳情については、採決の結果、賛成者がなく、不採択とすべきものと決定しました。

なお、改選後の議会においては、政治倫理条例だけでなく、議会全体を見直すことを協議するための議会改革の特別委員会を早急に立ち上げられることを申し添えます。

以上で水俣市政治倫理条例検証特別委員会の審査報告を終わります。

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年3月16日

総務産業常任委員長 瀧 上 道 昭

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第1号	水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第14号	水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	平成27年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第20号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第22号	平成27年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第36号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	原案可決	全員賛成
議第37号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	原案可決	全員賛成
議第38号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	原案可決	全員賛成
議第39号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	原案可決	全員賛成
議第40号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	原案可決	全員賛成
議第41号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	原案可決	全員賛成
議第42号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	原案可決	全員賛成
議第43号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	原案可決	全員賛成
議第46号	市道の路線廃止について	原案可決	全員賛成
議第47号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第48号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	原案可決	全員賛成
議第49号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
請第1号	消費税10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願について	不採択	賛成少数

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年3月13日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	事件名	議決の結果	備考
議第2号	水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第3号	水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第4号	水俣市学校体育施設等使用条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第11号	水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第15号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	平成27年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成

議第17号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第18号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第19号	平成27年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議第21号	平成27年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第30号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）	原案可決	全員賛成
議第31号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第32号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第33号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第34号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）	原案可決	全員賛成
議第35号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	原案可決	全員賛成
議第44号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）	原案可決	全員賛成
議第45号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	原案可決	全員賛成
議第49号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第50号	指定管理者の指定について（水俣市公民館分館）	原案可決	全員賛成
議第51号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成27年3月16日

水俣市政治倫理条例検証特別委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 大川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
陳第1号	水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情について	不採択	賛成なし

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

川上紗智子議員から議第10号及び議第19号について、岩村龍男議員及び野中重男議員から請第1号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、川上紗智子議員。

○川上紗智子君 日本共産党の川上紗智子です。

私は、議第10号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議第19号平成27



年度水保市介護保険特別会計予算について、あわせて反対討論をいたします。

介護保険料は、制度開始当初の第1期、平成12年度から14年度と比べ、第5期は1.7倍にはね上がり、基準月額は、全国平均4,972円となっています。水保市の第5期は、5,350円ですが、これは全国平均、県平均より高くなっているということでした。

今回の条例改正では、平成27年度から平成29年度の第6期の保険料の基準額を月5,980円としています。第5期と比べ630円の増額となります。

このように保険料が高くなっているのは、この間、住民の要望に応え、小規模施設の整備など介護サービスの充実に伴い、介護給付の増加によるものだと考えられます。また、この間、水保市では、所得に応じた負担となるように保険料を決める所得段階を既に11段階としています。また、介護予防に取り組み、介護度が重症にならないように努力をされていること、私はこのことは評価します。

けれども、私どもが実施をいたしました市民アンケートの中で、最も負担が重いものは何かという問いに対して、介護保険料の負担が重いんだという多くの声を見たときに、今度の引き上げに賛成することはできません。

介護保険の制度においては、65歳以上の方が負担する介護保険料が、介護サービスの利用がふえ、介護給付費が増大すればするほど比例して上がっていくという特徴があります。全国平均で見ると、厚生労働省の推計でも2025年度にはさらに現在の1.6倍、基準月額で全国平均約8,200円程度になるとしています。国・県・市が負担する公費5割、保険料5割の現在の介護保険の財政的枠組みは、高齢者の負担できない高額な保険料を招くことになり、限界を超えています。

これを打開する方向は、公費5割の制約を取り払い、必要な公費を投入する以外にありません。私は特に国の公費投入が求められていると思います。また、一般財源の繰り入れ可能という国会答弁なども生かして、介護保険料の引き下げを検討するべきであったと思います。

よって、議第10号及び議第19号に対して、反対であります。

以上で終わります。

○議長（大川末長君） 次に、岩村龍男議員。

○岩村龍男君 おはようございます。

創水会の岩村です。

私は、請第1号消費税10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願について、反対の立場でいたします。

今回の改革では、消費税率の引き上げによる増収分を含む消費税収の全てを社会保障の財源とし、社会保障の充実・安定化を図るものです。急速な少子高齢化が進む中で、受益と負担の均衡



が取れた持続可能な社会保障制度を構築し、次の世代への負担のつけ回しを減らすことにつながります。地域での必要な医療・介護を受け続けられるよう病院や在宅医療・介護の体制の整備、保育の受け皿を確保することや、幼児教育・保育の質の充実や子育ての相談、一時預かりの場をふやすなど、地域の事情に合った子育て支援の一層の充実など、主だったものがあります。

また、消費税の特徴としては、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく、働く世代など特定のものに負担が集中することはなく、経済活動に中立であり、高い財源調達力があります。社会保障の安定した財源を確保する観点から、消費税は、財源調達手段としてふさわしいと考えます。

よって、この請願には反対です。

○議長（大川末長君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中です。

私は、請第1号消費税10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願について、賛成討論を行います。

この請願は、2014年4月1日から消費税が8%に引き上げられ、市民生活と中小零細企業の生活と経営は限界的困難に直面しており、政府が決定している10%への引き上げは中止するように意見書を上げてほしいというものであります。

市民の皆さんの声をぜひ聞いていただきたいと思います。

アベノミクスで円安になり、外国から入る商品が値上がりしています。それに消費税8%への値上げが拍車をかけています。物価が上がり、生活はだんだん苦しくなっています。消費税は、低所得者ほど負担が重くのしかかっています。また、市内の中小小売の商店でも売り上げが落ち、これ以上消費税が上がれば商品がさらに売れなくなり、もう商売が立ち行かない、悲鳴が上がっています。賛成者は、市内の中小零細企業の皆さんの声を率直に聞くべきであります。

それから今、増収分は社会保障のために全部使われてるという議論がありましたけれども、増収分は5兆円です。この5兆円がどのように社会保障に使われているのか、これを具体的に示しながら賛成討論をされるべきであります。医療費でいうと、入院給食の1日の負担金額が約160%ぐらいになります。介護については、第1段階、第2段階の方については一定の補助がありますけれども、8%に上げたからといって3段階から11段階の人たちの保険料を軽減するというふうになっておりません。これらの事実を見ても消費税が社会保障に使われてるというのは、私は事実と違うというふうに思います。

そもそも、今申し上げましたように、医療・介護で改悪を進める一方で、巨大企業には2年間で1.6兆円もの減税をする。こんなうそとごまかしの政治は、私は即刻変えなければならないというふうに思います。

どの世論調査でも消費税増税には、反対が50%を超えています。消費税に頼らなくても財源は確保することができます。所得と利益に応じて税金を納める仕組みに変えればいいのです。

よって、この意見書は、圧倒的多数の市民と国民の願いを反映したものであり、採択されるべきものであると考えます。

以上、賛成討論終わります。

○議長（大川末長君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第1号水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてから、議第9号水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまで、9件を一括して採決します。

本9件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本9件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本9件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（大川末長君） 次に、議第10号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大川末長君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（大川末長君） 次に、議第11号水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第18号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算についてまで、8件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(大川末長君) 次に、議第19号平成27年度水俣市介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長(大川末長君) 次に、議第20号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算から、議第51号指定管理者の指定についてまで、25件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本25件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(大川末長君) 次に、請第1号消費税10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって請願本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大川末長君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（大川末長君） 次に、陳第1号水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

日程第47 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第5号 道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 請第5号 国民健康保険財政に関する意見書提出を求める請願について
- 1 請第6号 介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する意見書提出を求める請願について
- 1 陳第11号 介護従事者の処遇改善の意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第12号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（大川末長君） 日程第47、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます

したがってそのように決定しました。

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年3月16日

総務産業常任委員長 淵上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	理由
陳第5号	道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年3月13日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	理由
請第5号	国民健康保険財政に関する意見書提出を求める請願について	慎重審査を要するため
請第6号	介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する意見書提出を求める請願について	慎重審査を要するため
陳第11号	介護従事者の処遇改善の意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第12号	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議



会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成27年 3月12日

議会運営委員長 福田 斉

水俣市議会議長 大川 末 長 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

### 退職議員及び市長のあいさつ

○議長（大川末長君） ここで、任期満了に伴い、今限りで勇退される議員及び市長から発言を求められています。

この際、順次発言を許したいと思います。

初めに、緒方誠也議員。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 おはようございます。

議長より発言の機会をいただきましたので、今期をもって議員生活を終えるに当たり、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

6期24年間、無事に議員としての職責を全うすることができましたのは、先輩議員、同僚議員の皆さん、そして歴代市長を初めとする執行部の皆さんの御指導、御鞭撻をいただいたからできたことであり、この場をお借りして心からの感謝と御礼を申し上げます。

49歳で議員となり、チッソに11年間勤務しながら、ある時は三交代をしながら、岡田市長、吉井市長、江口市長、宮本市長、西田市長に、働く市民の代表としての意見をぶつけ、議論をさせていただきました。

思い出に残ることとして、1回目当選時の平成3年、環境創造水俣実行委員会のメンバーに議会から2人出すことになり、その内の1人に選ばれました。30名を超える各層、各界から選出された委員会でした。事業計画の中で、環境モデル都市宣言の項目があり、これはどういうことか、何がモデルかと質問したことを覚えています。担当者から、モデル都市宣言をする、悪いのもモデルとの答弁にカチンときて、即、そんな悪いモデル都市宣言はいらんと発言し、後日、岡田市長との話し合いの場で、これは問題ではないかと話したところ、私も気がかかっているとの答弁だったので、それでは環境モデル都市づくり宣言をしたらどうかと提案し、平成4年の環境モデル都市づくり宣言となりました。環境モデル都市を目指す行動宣言都市となったわけであり、それから20年間、執行部、役職員、議会及び全市民の努力により、悪いイメージのモデル都市から、真の環境モデル都市、環境首都の称号の獲得となったことから、大変な喜びを感じて

います。

また、当選後の平成3年9月議会で、初めて一般質問し、ごみの分別収集を提言し、2回目でもごみ問題を取り上げて、鋭く提言したことを覚えています。岡田市長をして、日本一のごみの分別収集施策となり、全国的に広がったことも大きな思い出であります。

平成7年水俣病の政治解決、平成10年のチッソ抜本支援策づくり、産業廃棄物処分場阻止、水俣病特措法による政治解決等の大問題に大きく関与させていただきました。

議場においては、いろいろな面において、口角泡を飛ばし議論したことが懐かしい思い出となります。

4月の市議会選挙に出馬される皆さん、全員当選をされ、議場に帰ってきてください。そして、みんなで真摯な議論をして、市民に評価される議会をつくり上げてください。

西田市長を初めとする執行部の皆さん、今、水俣は大変な苦しみの中から抜け出し、輝きが見えてきています。西田市長を助け、真に輝く水俣をつくり上げてください。

私も議員生活、24年に悔いはなしの心境で引退させていただきます。今後は一市民として、市政運営に協力し、見守ってまいります。24年間の御支援、本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（大川末長君） 次に、淵上道昭議員。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 御挨拶の機会をいただきまして本当にありがとうございます。

今日はノー原稿ですけど、私も本当に数々の思い出があります。

中でも、どうしても忘れないのは、平成15年7月20日ですね。あの宝川内豪雨災害。もうこれはしょっちゅう思うんですけど、その前日は、踊りがエコパークであってございまして、そこから家に帰って、明くる朝、家の窓を開いたところ、異様な風景を見ることができたのが、今でも頭から離れないんですね。何だろかなと思って、行って、うちの母ちゃんと弟を連れて、その時の動作とアクションは早いものですね。トラックにいろんなスコップとか何かを持って、ちょうど家の前の橋まで行ったんですね。そしたらそこで通行止めなんですよ。どうしようも行けないと思ったんですが、歩いて行って、集地域に吉海重人さんとか、今、慰霊碑がありますけど、その前に行って、呆然と見ておった風景を忘れません。そして、淵上幸男くんちというのがおるんですが、彼と3人で棒で田んぼを探りながら、見つけるんですね。あのような風景が今でもずっと心に残っております。そういうふうな経験をさせていただいたかなと思っております。

また、議会では、私はあまり勉強していないものですから、ちょっと悪い面もあったんですけども、いろんな迷惑も議員さんとか、あるいは執行部の方にかけてきたかなと思っております。

これからも話したいこといっぱいありますけれども、元気な議会、そして活発な議会を発揮していただきたいなということをお願い申し上げ、簡単ですけども、御挨拶といたします。本当

にありがとうございました。(拍手)

○議長（大川末長君） 私も発言を許していただきたいというふうに思います。

(大川末長君登壇)

○大川末長君 私は、平成15年の統一地方選において議員に当選させていただきまして、この間、3期12年が過ぎたところでございます。その間、議員の皆様並びに市長を初め、執行部の皆様方には大変お世話になりました。いろいろと御指導、御鞭撻をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。

また、私は、企業出身者として議員に当選したわけでございますけれども、どうしても見る目が費用対効果というところに向いてしまいました。行政予算というのは、費用対効果ではかれない部分がございますけれども、やはり貴重な税金を使って執行する予算には費用対効果があるものという観点から、意見を述べさせていただきましたが、近年、執行部の考え方もそういう費用対効果に対する観念が非常に強くなってきたのではないかというふうに思います。税金の無駄遣いがなくなったといいますか、そういうことが近年見られるようになったことを、私は大変うれしく思っているところでございます。

また、この後半の2年間は、議長という重責の職位をいただきまして、大変私に対しましては栄誉ある職位であったというふうに思っております。この間、全国豊かな海づくり大会におきまして天皇皇后両陛下と御食事を一緒にできて、歓談もできたということは、私の生涯にとって忘れられないことでございます。そういう体験をさせていただきましたことを本当にうれしく思っておりますし、皆さんに感謝申し上げたいというふうに思います。

これからは一市民として、微力ながら水俣市の発展に力添えができればというふうに思っております。また、残られます議員さんは、一致団結して、水俣市の発展と市民の福祉の向上のために頑張ってくださいというふうに思います。本当にこの12年間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○議長（大川末長君） 次に、川上紗智子議員に許します。

(川上紗智子君登壇)

○川上紗智子君 御挨拶の機会をいただきましてありがとうございます。

私は、2期8年、決して長くはないとも言えるかもしれませんが、この間、議員の皆さん方、そして執行部の皆さんを初めとして職員の皆さん方には御指導、御鞭撻をいただき、本当にありがとうございました。

この8年間の議員生活の中で、私が一番実感したのが、確かに人口が減っている水俣市ではあるけれども、この中で人こそ水俣の財産なんだ。職員一人一人、皆さんの力を発揮する。そしてその職員の皆さんと水俣市民一人一人が手を携えていくことで、もっと暮らしやすい、みんなが

輝く町づくりができていくのではないかと思います。

私もその市民の1人として今後、力を微力ながら尽くしていきたいと思っております。本当にお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○議長（大川末長君） 次に、西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長（西田弘志君） 議員の皆様に対しまして、一言御礼を兼ね、御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

3月市議会定例会におきましても、本会議並びに各委員会を通じて慎重審議を賜り、心から感謝を申し上げます。皆様からいただきました御高見につきましては、今後の市政運営に活かしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

さて、在任期間中、幾多の御功績を残されました皆様の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。

私自身、市長といたしましては、昨年2月からの就任であります。過去4年間の市政の跡を振り返りますと、平成23年、本市は、日本で唯一の環境首都の称号を獲得いたしました。これは議会の御理解のもと、市民の方々による環境保全活動の積み重ねが結実したというふうに思っております。

平成25年には水銀に関する水俣条約外交会議、そして第33回全国豊かな海づくり大会が天皇皇后両陛下をお迎えして本市で開催され、本市の環境のまちへの取り組みの成果を全国、世界に向け発信することができたものと考えております。2大行事の成功は、申し上げるまでもなく、議会のお力添えによるものでございます。皆様のこれまでの御尽力に対し、改めて敬意を表すところでございます。

今回、勇退される議員の皆様方におかれましては、私も個人的には、公私ともに非常に親しくしていただき、仲よくしていただいて、いろんな御言葉もいただいたのを、今、思い出しているところでございます。今後も市政の発展のために御協力をお願い申し上げたいというふうな思いでございます。

また、今度の市議会議員選挙に立候補される皆様におかれましては、見事当選され、再びこの議場でお目にかかれることを心からお待ち申し上げておるところでいたいというふうに思います。

最後に、これまでの御厚情に対しまして深く感謝を申し上げますとともに、御自身の御健康に十分留意いただきますことをお願い申し上げまして、私のお礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

---

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成27年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時29分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 大川末長

署名議員 塩崎信介

署名議員 淵上道昭

## 平成27年3月第1回水俣市議会定例会（2月24日～3月19日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第1号	水俣市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第2号	水俣市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第3号	水俣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第4号	水俣市学校体育施設等使用条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第5号	水俣市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第6号	水俣市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第7号	水俣市議会委員会条例等の一部を改正する等の条例の制定について	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第8号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第9号	水俣市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第10号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第11号	水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第12号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第13号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第14号	水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第15号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	

議第16号	平成27年度水俣市一般会計予算	2月24日	各 委	3月19日 原案可決	
議第17号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第18号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第19号	平成27年度水俣市介護保険特別会計予算	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第20号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第21号	平成27年度水俣市病院事業会計予算	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第22号	平成27年度水俣市水道事業会計予算	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第23号	平成26年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	2月24日	各 委	2月24日 原案可決	
議第24号	平成26年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2月24日	厚生文教	2月24日 原案可決	
議第25号	平成26年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	2月24日	厚生文教	2月24日 原案可決	
議第26号	平成26年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	2月24日	厚生文教	2月24日 原案可決	
議第27号	平成26年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	2月24日	総務産業	2月24日 原案可決	
議第28号	平成26年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	2月24日	厚生文教	2月24日 原案可決	
議第29号	平成26年度水俣市水道事業会計補正予算（第4号）	2月24日	総務産業	2月24日 原案可決	
議第30号	指定管理者の指定について （水俣市厚生会館）	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第31号	指定管理者の指定について （ふくろふれあい学童クラブ）	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第32号	指定管理者の指定について （二小ふれあい学童クラブ）	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第33号	指定管理者の指定について （一小ふれあい学童クラブ）	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第34号	指定管理者の指定について （水俣市高齢者福祉センター）	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第35号	指定管理者の指定について （水俣市ワークプラザ）	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第36号	指定管理者の指定について （みなまた環境テクノセンター）	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第37号	指定管理者の指定について （水俣市湯の鶴温泉保健センター）	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	

議第38号	指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり)	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第39号	指定管理者の指定について (水俣市地域農業担い手育成センター)	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第40号	指定管理者の指定について (水俣市久木野ふるさとセンター)	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第41号	指定管理者の指定について (水俣市東部センター)	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第42号	指定管理者の指定について (水俣市はぜのき館)	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第43号	指定管理者の指定について (湯の児フィッシングパーク)	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第44号	指定管理者の指定について (水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家)	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第45号	指定管理者の指定について (水俣市文化会館)	2月24日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第46号	市道の路線廃止について	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第47号	市道の路線認定について	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第48号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局 の指定等について	2月24日	総務産業	3月19日 原案可決	
議第49号	平成26年度水俣市一般会計補正予算(第 8号)	3月12日	各 委	3月19日 原案可決	
議第50号	指定管理者の指定について (水俣市公民館分館)	3月12日	厚生文教	3月19日 原案可決	
議第51号	指定管理者の指定について (水俣市立武道館)	3月12日	厚生文教	3月19日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	陳情の処理の経過及び結果について	2月24日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上 下水道等に関する諸問題の調査について	3月19日	総務産業	3月19日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問 題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する 諸問題の調査について	3月19日	厚生文教	3月19日 継続調査	

議会運営等に関する諸問題の調査について	3月19日	議会運営	3月19日 継続調査
議会の情報公開に関する調査について			

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	消費税10%への引き上げ中止の意見書提出を求める請願について	水俣市栄町 1-1-25 北園 正人	厚生文教	3月12日	3月19日 不採択
陳第1号	水俣市政治倫理条例の一部改正を求める陳情について	水俣市大園町 1-11-5 坂口 俊一	水俣市政治 倫理条例 検証特別	2月24日	3月19日 不採択

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第4号	消費税10%への引き上げ反対の意見書提出を求める請願について	水俣市栄町 1-1-25 北園 正人	総務産業	平成26年 11月28日	2月24日 撤回承認
請第5号	国民健康保険財政に関する意見書提出を求める請願について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	11月28日	3月19日 継続審査
請第6号	介護保険制度と介護従事者の処遇改善に関する意見書提出を求める請願について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	11月28日	3月19日 継続審査
陳第5号	道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情について	熊本市中央区神水 1-30-7 中原 誠	総務産業	9月11日	3月19日 継続審査
陳第11号	介護従事者の処遇改善の意見書提出を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-20-15 田中 直光	厚生文教	11月28日	3月19日 継続審査
陳第12号	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情について	葦北郡芦北町大字 湯浦974-11 稲富 安信	厚生文教	12月11日	3月19日 継続審査